

第五十八回国会  
衆議院

大蔵委員会議録第九号

昭和四十三年三月十三日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 金子 一平君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺美智雄君

理事 村山 喜一君

理事 大久保武雄君

理事 奥野 誠亮君

理事 河野 洋平君

理事 笹山茂太郎君

理事 地崎宇三郎君

理事 古屋 亨君

理事 村山 達雄君

理事 吉田 重延君

理事 井手 以誠君

理事 中嶋 英夫君

理事 広沢 賢一君

理事 武藤 山治君

理事 田中 昭二君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

大蔵大臣 水田三喜男君

出席府委員

内閣法制局第三部長 荒井 勇君

総理府人事局長 栗山 廉平君

経済企画庁長官官房長 岩尾 一君

経済企画庁調整局長 赤澤 璋一君

大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵大臣官房日大専売公社監理官 前川 憲一君

大蔵省主税局長 吉國 二郎君  
大蔵省関税局長 武藤謙二郎君  
大蔵省国際金融局長 柏木 雄介君  
国税庁長官 泉 美之松君  
農林省蚕糸局長 池田 俊也君  
食糧庁長官 大口 駿一君  
通商産業省通商局長 宮沢 鉄蔵君  
自治省税務局長 松島 五郎君

委員外の出席者

経済企画庁調整局参事官 赤羽 桂君  
外務省経済局外務参事官 鈴木 文彦君  
農林省畜産局参事官 立川 基君  
食糧庁業務第二部長 荒勝 巖君  
通商産業省通商局通商政策課長 佐々木 敏君  
日本輸出入銀行副総裁 藤澤徳三郎君  
専門員 坂井 光三君

三月十二日

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

(井上普方君紹介)(第三三五八号)

同(伊賀定盛君紹介)(第三三九号)

同(伊賀三郎君紹介)(第三三六〇号)

同(太田一夫君紹介)(第三三六一号)

同(折小野良一君紹介)(第三三六二号)

同(小松幹君紹介)(第三三六三号)

同(小松幹君紹介)(第三三六四号)

同(鈴木一君紹介)(第三三六五号)

同(田邊誠君紹介)(第三三六六号)

同(田原春次君紹介)(第三三六七号)

同(樋上新一君紹介)(第二四九三三号)

同(廣沢直樹君紹介)(第二四九四号)

同(伏木和雄君紹介)(第二四九五号)

同(松本忠助君紹介)(第二四九六号)

同(八木一男君紹介)(第二四九七号)

同(山内広君紹介)(第二四九八号)

同(山口鶴男君紹介)(第二四九九号)

同(山田太郎君紹介)(第二五〇〇号)

同(渡部一郎君紹介)(第二五〇一号)

同(川崎寛治君紹介)(第二五〇二号)

同(木原実君紹介)(第二五〇三号)

同(三井本幸一君紹介)(第二五〇四号)

同(石田幸四郎君紹介)(第二四七二二二二)

同(枝村要作君紹介)(第二四七四四号)

同(小川新一郎君紹介)(第二四七五五号)

同(大野潔君紹介)(第二四七六六号)

同(大橋敏雄君紹介)(第二四七七七号)

同(近江巳記夫君紹介)(第二四七八八号)

同(岡本富夫君紹介)(第二四七九号)

同(沖本泰幸君紹介)(第二四八〇号)

同(外二件(神近市子君紹介)(第二四八一号)

同(北側義一君紹介)(第二四八二二二二)

同(小濱新次君紹介)(第二四八三三三三)

同(外二件(斎藤実君紹介)(第二四八四四四四)

同(島本虎三君紹介)(第二四八五五五五)

同(鈴木康雄君紹介)(第二四八六六六六)

同(田中昭二君紹介)(第二四八七七七七)

同(田原春次君紹介)(第二四八八八八八)

同(外二件(武部文君紹介)(第二四八九九九九)

同(内藤良平君紹介)(第二四九〇〇〇〇)

同(外二件(中井徳次郎君紹介)(第二四九一一一一)

同(中野明君紹介)(第二四九二二二二)

本日の会議に付した案件

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

物品税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)



と国定税率と差がある、こういうことになるわけ  
でございます。その中で一番大きな品目というこ  
とになりますと、生糸でございます。生糸につい  
ては差ができる、こういうことになっております。  
○只松委員 およそ何品目で、金額に……の  
くらいになりますか。通産……の……しいで  
すが……。

○武蔵政府委員 品目数で申しますと、現在格差  
がないもの、これが二百五十九品目でございま  
す。金額で申しますと五百六十四億円。この中  
は、米とか、石炭とか、塩とか、アズキとか、タ  
リとか、こういうものが入っております。それか  
ら、今回の国内法のいま御審議願っております改  
正で格差を生じなくするものというのが十九品  
目あります。これが二百八億円。このおもだった  
品目は、先ほど申し上げました大豆、銑鉄でござ  
います。合計しまして、格差がないものが二百七  
十八品目、金額で申しまして七百七十三億円、こ  
ういうことになります。それから、いま御審議  
願っております法案でなお格差が残るものという  
ものがございまして、これでケネディラウンドと  
関係なしに格差が残っているものが十一品目、五  
十八億円でございまして、これはエビなどがそうい  
うものです。それからケネディラウンドで譲許税  
率の下がる、しかし国定税率は下がらない、その  
関係で差ができるもの、これは品目数で申します  
と三百四十五品目、金額で申しますと百三十七  
億。これが生糸、絹織物、ブラウス、肉、魚、こ  
ういうものでございまして、そこで格差の残るもの  
は十一品目、三百四十五品目と合わせて三百五十  
六品目、金額で申しますと百九十六億円でござい  
ます。

○只松委員 いま示されましたとおり、今回のこ  
の適用によりまして三百五十六品目、百九十六億  
前後、これは現在でそれだけの影響が出てくる。  
この中身を一つ洗うわけにはまいりませんけれど  
も、おおよそこの品目というのは中小企業に属す  
るような面が私はきわめて多いと思えますけれど  
も、通産、大蔵当局も、中の品目は個々におつ

しやらなくてもけっこうですけれども、大体そう  
いう中小企業や何かの製品や何か、そういうところ  
に及ぼす影響が多いというふうにお考えです  
か。いや、そういうことじゃない、一般的なものと  
お考えですか。

○武蔵政府委員 中共からの輸入品の中でおも  
だったものというもので十億円以上のものを見ま  
すと、十億円以上のものでも全然差別のないものが  
大部分でございまして、差別のあるものは、先ほ  
ど申しましたエビでございまして、これは水産関  
係。それから大豆につきましては、今度の改正で  
差がなくなる。それから生糸はケネディラウンド  
のほうが下がりますが、国定税率を下げませんか  
ら差ができる、こういうことでございまして。それ  
からロジンは現在も差があつて、これはケネディ  
ラウンドと関係ございせん。それからその次は  
絹織物でございまして、これはケネディラウンド  
の関係で下がりますが、国定関税のほうは下げま  
せんので、これは差が生ずる。それから先ほど御  
説明しましたように、銑鉄については、今度の法  
律改正で差がなくなる、こういうことでございま  
す。そのほかの品目を見ますと、水産関係でもつ  
て差が残るというものが相当ございまして。

○只松委員 日中間の貿易は、二、三日前に古井  
さんなんかお帰りになりました、一応解決され  
たわけですが、こういう経過なりあるいは結果を  
見ましても明らかのように、個々の品目あるいは  
いわゆる資本主義国との貿易と異なつて、国対国  
の貿易であり、いわゆる総量対総量の、交換と  
いっては何でなくすけれども、そういう面の強い貿  
易になっておるわけですね。したがつて、個々の  
向こうの輸出品目あるいは何かというものと  
違つて、今回のこのケネディラウンドが適用に  
なつて、約二百億円近い品目に影響を及ぼしてく  
る、そういう品物が不当に差別をされてくる。こ  
ういうことになりますと、全体の輸出入というも  
のが減つてくる、こういうことになりますね。こ  
ちらからも輸入するのを手控えるし、したがつて  
その見返りの品物が少なくなつていつて、いわば

漸減状態になつていく。貿易は拡大するのじゃな  
くて萎縮していく状態になつてくる。これは資本  
主義国家間の貿易と異なつてそういう面を持つて  
おるということをお認めになりますか。

○宮沢(鉄)政府委員 御承知のように先般L.T.貿  
易の交渉が行なわれたわけでございまして、その  
ときの感じでは、中共サイドとしては、日本でで  
きるだけ輸入してもらいたい、その限度において  
向こうもできるだけ買うようにしましようという  
ような一応の考え方でございまして、厳密にびし  
と合うわけではございせんけれども、一応考え  
方としては、できるだけ日本が買つてくれればで  
きるだけ向こうも買いたい、こういうようなこと  
で交渉が行なわれたように聞いております。

○只松委員 だから、資本主義国家間の貿易と  
違つて、いわゆる個々の問題でなくて、全体の貿  
易が、いわば総量と申しますか、それが増大する  
かしないか、こういう形で行なわれておる。米な  
ら米を十五万トン買つてくれるか、その見返りに  
日本から幾ら出すか、こういう形の交渉なんです  
ね、現在のこの日中の貿易というものは、だか  
ら、そういうふうなものであつて、資本主義国家  
間の、これは値段が幾らだから、安いから高いか  
ら、買おうとかなんとかという、そういう面を主  
としたものではない。こういうふうには、いわば資本  
主義国家間の貿易とは相当趣を異にする、こうい  
うふうにお考えですか、と聞いています。

○宮沢(鉄)政府委員 日本サイドとしては必ずし  
もそういうふうなきちつとバランスしなければなら  
ぬというふうな考えでございせんけれども、向  
こう側の態度としては、やはり日本で買つてくれ  
る限度内において自分のほうは買つ、というよう  
なことを一応考えておるように思われます。

○只松委員 こつちでは思つてないといつても、現  
実に行なわれておる貿易がそういう形で行なわれ  
ていくわけですね。また、その協定が結ばれたこと  
によつて取引がある。この覚書協定がなければ日  
中間の貿易というものは行なわれないわけですか  
らね。実際上はそういうことなんです。そういう

ことになれば、これはこの法案をどうするかとい  
う問題に關連をしていくわけですが、ただ  
品目を並べる、あるいは国交未回復国ですから、  
国名をどういうふうにあらわす、あらわさない、  
こういう、皆さん方から考えれば、非常に技術的  
にむずかしい問題というのはいへんむずかしい  
とおるところを解決するのはたいへんむずかしい  
問題があるわけですね。こういう問題を、国交回復  
の問題から通常の貿易における品目を洗い直した  
りあるいはなしにしたり、こういうことをやつて皆  
さん方と論議をしておるとたいへん長い時間がか  
かりますから、あとの方はそういう論議もあるか  
と思ひますが、私はきょうはそういうことは触れ  
ようとは思つておらない。聞いておるのは、資本  
主義国家と社会主義国家の間の貿易、特にいまの  
国交回復しておらない中国との貿易というものは  
たいへんむずかしい、微妙な問題がある。し  
たがつて、こういう格差が二百億円前後の品目に  
ついて出てくるということが明らかになつてきた  
以上は、しかもこれが見返りとして出ていくもの  
の、日本側の場合には中小企業の方々、貿易業者  
はもちろんです、その製品をつくつておる人々  
も、そういうものに類する人が多いという場合に  
は、何らかの形でこの解決のために——皆さん  
方は百二十億ドル予定しておる貿易の中から見  
ればわずかなものだ、たいしたことではない、品  
目も三百五十品目前後、こういうふうには軽くお考  
えかしりませんけれども、私はそれは見ない。これ  
はきのうも私が輸入課徴金の問題で論議をしまし  
た。なかなかお答えになりませんが、通産  
省のほうでは、相当の打撃を受ける、こういうこ  
とであつた。四億ないし五億ドルぐらゐの打撃が  
予想されておるわけですが、日本の貿易の  
三〇%以上を占める、一番大きなアメリカでもし  
りすばみなつていく。いまから発展していこ  
う、いまから開拓していかなければならぬ社会  
主義国家、一番近い中国貿易、これがやはりケネ  
ディラウンドの適用によつて、拡大発展どころか  
困難になつていく。そういうことになれば、日本

の経済発展の一つの大きな柱である貿易というものは、どこに皆さん方は発展させていく、伸ばすという見通しを、本年ももちろんであります。長期的に見た場合、お持ちになつてゐるか。私は、皆さん方がどこまで貿易に熱意を持っておられるのか、そういう面を見たいへんに疑問に思ふのです。もっと輸入課徴金の問題についても勇敢に取り組んでいく、本心を吐露してこの問題に對していく、あるいは日中貿易の問題について、もう少しそういう技術的な面ではなくて、大所高所から判断し取り組んでいく、こういうことがあつて初めて日本の貿易というものが伸びる可能性が出てくると思う。しかし、皆さん方はあまりに技術面にとらわれて、そういう点に対する勇断に欠けているように思はれてならないわけですね。そういうことで、品目なり金高から見れば、全体の貿易額から見れば、皆さん方はそれほどはないと思つていますが、私は、そういう面から見れば、たいへんに大きな問題である、ある側面から見れば、大きな問題だと思つています。

この問題に皆さん方はどう対処しよう、どう取り組んでいくとしておられるか、基本的な方向だけ——このままで今度出した法案をそのままなり通してもらえばいいんだ、こういうふうにお考えであるのか。そうではなくて、現状ではこうだけれども、こういう点に打開の方法があるのだ、こういうふうな将来はしていきたい、どういふことをお考えになつておられるか、お考えがあればお聞かせを願ひたい。

○武蔵政府委員 先ほど関税率の体系のことを申し上げましたが、そこでこれからどういふふうにしたら中共貿易が拡大するようになると考えているのかという御質問だと思います。

私も考えておりますのは、今度御提案いたしましたように、大豆、鉄鉄等については国定税率を下げて譲許税率との差をなくす、こういうことを御審議願つております。その他の品目につきましても、これは品目別に国内にどういふ影響があるかというところで、この程度ならば関税率を下げて

もいいということになれば、品目を拾つて関税率を下げていく、こういうことをいたしたいと思つております。たとえば、いま差別されてゐる一番大きなものは生糸でございませう。生糸についても相手国の中の状況もございませう。国内の状況も考えて、それで中共に對しても譲許税率と同じ税率を適用してよろしいという判断がつけば、それを国定税率を下げるという形で広げる。その他の品目についてもそういうふうにして下げてよろしいということになれば、次々と追加していく、そういうことにしたい、そう考えております。

○只松委員 私がきょう一番最初抽象的に聞きましたように、将来の話がいま出ましたけれども、本委員会においてもそういう類の意見なり何かが出れば、大蔵省側としても考慮をする余地というものがございませうかどうか。具体的でなく、かつこうですけれども、そういう余地があるかどうかというところだけをお聞きしておきたい。これはこの問題だけじゃございませうが、ほかの問題に關しても次官答えてください。

○倉成政府委員 お答えしたいと思ひます。関税率の問題につきましましては、現時点では現在御提案申し上げてゐるのが最善だと信じて御提案いたしてありますので、十分国会で御審議いただいて、われわれの主張を御理解いただければ幸いです。と思つておるわけでございませう。

○只松委員 いや、その主張は御理解いたしました。でも、やはりそれぞれの意見があるわけですから、私はこの場でそういう全般の問題を詰めようとは思つておりませんけれども、大臣がいまだにおいでになりませんから、特に基本的な考え方だけもう少し柔軟性のある考え方をしていたらいい、こう思つて聞いているわけですね。ここでのいかなる決議をしても、そこまでは突き詰めてものを言おうと思つていないわけですね。

○倉成政府委員 国会は国権の最高機関でありますから、国会の御意思としていろいろな御提案があれば、これは政府としてそれに従うのが当然であると思つております。ただ、生糸等の問題はわ

れわれもいろいろ検討したのであります。しかし、御案内のように国内産業への影響も非常に大きい、これはやはり慎重に考えなければならぬ。大臣につきましては、みそ業界その他、やはり中共産であるから差別するというものでは、国内のそういう業界も困るといふことでありますので、この国定税率を排除して譲許の税率に合わせた、こういうことでございませう。

○只松委員 通産省蚕糸局長、いま大蔵当局からお答えがあつたわけですが、農林省としては、いろいろありますけれども、特に生糸の問題に對して弾力的な考えを申しますか、この問題に對して前進的な考え方をしておられる、こう聞いておるわけですね。本年ただいま直ちに、幾ら弾力的な考え方もございませうかどうか私知りませんが、皆さん方の考え方が那邊にあるか、ひとつお聞かせいただきたい。

○池田政府委員 お答え申し上げます。先ほど関税局長からのお答えがございましたが、私も、現在におきましては直ちにそれらの関税率を引き下げるというところは若干困難があるのではないかと今度ふに考へてゐるわけでございます。それは、過去におきまして生糸の価格といふものが非常に変動が激しいわけでございます。十年ぐらゐ前でございますが、生糸の価格が下落をいたしました。政府が非常に多額の財政資金を出しまして買いさへした。それでもなかなか生糸の価格の下落がとまらなかつた、こういう事態がございませう。それで、私どももいたしましてはそういうようなことも一面においては考へておく必要がある。現在、御承知のようにそういうような価格安定制度あるいは事業団というものがございまして、そういうようなときに対処するようになつてゐるわけでございますが、実はこの生糸の輸入につきましましては、きわめて最近の事態でございませう。ちやうど二、三年前から生糸の輸入がだいぶふえてまいりまして、過去に對してはそういう相当量の生糸が入つてきたといふ経験が実はないわけでございます。それで、私

どもといたしましては、実はこの生糸の輸入につきましましては、今後新しい事態を頭に置きまして相当基本的な考え方を練つていく必要があるんじゃないか、そういうふうなことを今後これにどういふような対処の方策を考へるかというのを現在検討中でございます。したがらしまして、関税率につきましてもその一環として考へてまいりたいというところでございませう。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○只松委員 きわめて抽象的なお話があつたわけですが、これもこのご答弁だけではなく、かつこうです。今後検討というか、今後三年後か五年後か十年後か、そういう話ではなくて、この問題に關していろいろ私たちが話し合ひをしたと思ひますけれども、長期的な今後じやなくて、きわめて近い期間に對していま述べられたような趣旨に基づいて善処するというのをひとつお約束いただきたい。よろしゅうございませうか。

○池田政府委員 これは私どもの予定いたしましたは、実は本年中に大体その生糸の輸入問題を、含めましてそのものの制度の検討をいたしたい、こういう予定をいたしてあります。

○只松委員 個々の問題については時間がありませうからこの程度でやめますけれども、中国とは国交未回復の国でございませうから、皆さん方としてもなかなか困難な問題があつたり、勇気が要つたり、事務をやつておられる皆さん方としてはそういう面があるだろうと思ひます。しかし、いままでの歴史を見ましても、英国とソ連の間とか、あるいは日本においても日ソ間の漁業問題にいたしまして、いろいろな国際間で国交が回復してゐる事例がございませう。したがつて、あまり事務的側面やあるいは四角四面な解釈だけではなくて、こういふ問題についてはきょう佐藤総理もなんなら中共に行きたいといふことを言つたとか言わないとかといふことを新聞にも書いておられますけれども、この問題につきましましては、ひとつ勇気を持つて当たつていただきたい。

最後に、お聞きをいたしておきますけれども、未回復国におきましても便益関税が可能である、私たちはこういうふうにお聞きをいたしておきますけれども、皆さん方としてはこれは絶対不可能だというふうにお聞きをいたしておきますけれども、可能性はある、こういうふうにお聞きをいたしておきます。その点ひとつお聞きをいたしておきます。

○武蔵政府委員 先ほど御説明いたしましたような体系になっておりますので、国交回復してない国について便益関税を適用するということは、いまの全体の関税率の体系と根本的に違うことになりまして、私どもとしてはそうではなくて、実際に大豆や鉄について行ないましたように、品目を選びまして、そうしてその税率を下げていく、譲許税率と同じにするということになりますと、実際は実はとれるわけでございます。そういう方法でこの問題は解決していきたい、そう考えております。

○只松委員 一つとしてはそれがあると思いが、一括して便益関税を適用するということは全然考慮の余地がないということですか。私は、時間があるからいろいろな歴史的な問題を言いませんけれども、ほかに例はあるわけですね。だから場合によっては、日中だけの問題じゃなくて、そういうこともあり得るのだ。対インドネシアの問題も、終戦直後そういうことでやっておりますね。だから、場合によってはできるのだ。中国だけじゃないですよ。今後はかにこういう問題がある場合どうお考えですか。

○武蔵政府委員 ほかの面、いろいろあるかと思いが、関税率の体系としては、国交の回復していない国に便益関税を供与するということは考えておりません。それは根本的な変更になるので、できないことだと私は考えております。

○只松委員 関税率という形でなくても、関税の取り扱いについて、何か一括してそういう政治的な配慮を行なうということが可能であるか、ないか。

○武蔵政府委員 現在の関税率の体系から考えま

すと、それは私どもは無理だ、そう思っております。

○只松委員 時間が来ましたのでこれで終わりますけれども、いわゆる法のもとに私たちは生活しておるわけですが、しかし、日中間の問題というのは、ある面から見れば法以上に——皆さん方は、たとえば中国という名前を表示することをきわめておそれられておりますが、しかし、パスポートには中華人民共和国というものを日本人が堂々と書いて中国へ渡航しておるのです。こういうことまかいことを法律論議すると、じゃどっちが正しいのか、外務省が正しいのか大蔵省が正しいのか、あるいはいろいろな問題が論議の対象になるわけですが、私はきょうはそういうことを論議しようと思いませんでしたからそういうことを詰めたかったわけですが、したがって、私は勇気とか英断とかいうことを使ってお尋ねをしたわけですが、けれども、この問題の解決は多分そういう面からなさない、法律の面や事務的な面からだけしという面があること、それから佐藤さんが常に言っておられる国益という面から見ると、ば、そういうことをすることが、私は、特にアメリカへの貿易がふさがれてきつた現在の、さらに必要なことだと思ふ。ぜひひとつそういうことを考慮してこの問題に対処していただきたい。私たちが別な面からこの問題にも取り組んでいきたいと思ふますから、ひとつぜひそういう姿勢を貫いていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○毛利委員長代理 村山委員。  
○村山(喜)委員 経済企画庁の官房長が忙しいようでございますから、まずそこから入っていきたいと思ふ。

OECDの経済政策委員会に出席をした岩尾企画庁官房長は、EECの関税引き下げの問題等に關連をいたしまして、帰って来てから、米国の輸入課徴金の問題はアメリカとして断念することは思われない、日本がその適用除外国になることも

むずかしい、日本への影響はだからできるだけ小さくする努力をしなければならぬ、こういうような意味の発言を新聞を通じてやっておられるわけでありまして、まさにそのとおりであると思ふのです。そこで、これをできるだけ縮める努力とは一体どういふ内容をおなは意味しているのか、お答えをいただきたい。これが一点でございます。

○岩尾政府委員 新聞に出ました関税のケネディラウンドの一括繰り上げあるいは課徴金に対する処置につきましては私の発言は、新聞によつていろいろ違つておりました必ずしも正確ではないと思ふますので、もう一度どういふふうに申し上げたかを申し上げまして、その上でお答えをいたします。

御承知のようにEPC、エコノミック・ポリシー・コミティと申しますのは、OECDの中で各国の経済成長をどういふふうにするかということと議論する場でございます、したがって、本来ならばアメリカの貿易問題あるいは課徴金の問題というものを議論する場ではないわけでございます。ただ今回は、昨年あるいは本年の初めから始まりましたドル、ポンドのいろいろな問題がございますので、そういうものについて両国の方針を聞きながら欧州各国がこれに対してどういふふうに対処していくか、その成長率等について考え直す必要はないかということが中心に議論をされたわけでございます。

そのアメリカの方針についての議論の際に、これは先生方も御承知のように、年頭の大統領の教書によりまして大体五つの方針が発表されておりました、三十億ドルの国際収支の赤字を消したいというところで、その一項目に、貿易あるいは海外からの人を入れることによつて五億ドルぐらいの国際収支の改善をはかりたいという項目があるわけでございます。そういうものを中心に議論がされてきて、会議の雰囲気としては、まず私らが出発をいたしますところのいろいろな新聞等で感じておりました、アメリカは欧州と国境税につ

いての調整をやつてみたが、どうもなかなかうまくいきそうもない、そこで必ず課徴金をやるのではないかと云うような雰囲気が出発の前に私は非常に強く感じておつたわけでございます。

会議でアメリカのほうは、この問題についてはいろいろ検討しておるけれども、いわゆる輸入制限をやるといふことはよろしくないの、そういうことは考えていない。しかしトレードにおけるいろいろな赤字については消さなくちゃならぬ。どういふ方法があるかいま検討中である、きまつていないといふことをはっきり申し上げておりました。また、きまつた場合には正式の機関、ガットだろろうと思ひますが、正式の機関にしかるべく措置をとるといふことを申しました。

これに對しまして各国の議論は、特にドイツ、イタリア等から、ケネディラウンドの繰り上げによつてアメリカはそういうことをやめたらどうか。本来はやはり世界貿易の拡大という線ではアメリカの国際収支というものが改善すべきであつて、貿易上黒字を出してあるアメリカがさらにそういう措置をやるのはおかしいではないかという議論があつたわけでございますが、一方フランス等におきましては、本来アメリカはこういった国際収支の赤字についてはアメリカの国内を引き締めることによつて対処すべきであつて、対外的な措置はとるべきではないという意見が強く出されまして、私の印象をいたしましては、どうもケネディラウンドをEECが一括繰り上げて実施しようといふようなことにはなかなかまとまらないのではなからうかといふような感じがいたしましたわけでございます。ただそういうような感じがいたしましたわけでございます。

なお、輸入課徴金につきましては、これは本題とは別に、先生方も御承知のようにアメリカにおきます国内問題といたしまして現在増税法案がかつておりますが、これと並行いたしまして非常に保護貿易的な法案が約二十、アメリカでは提出されております。そういう状況からいまして、

何らの国内的な措置もとらないでアメリカがいく  
ということはなかなかむずかしいのではなからう  
か。そういう意味から、もちろんきまっていな  
いと言っておきまゝきまっていなと思ひます  
けれども、私個人の見方としては、やはり何かの  
課徴金のような措置をとるのではなからうかとい  
うような気がいたしましたわけでございます。

そこで、そういったと、さっきの御質問に  
対するお答えでございますけれども、われわれと  
しては輸入課徴金をやめてしまふということ  
を言つてみてなかなか始まらぬじやないか。むし  
ろやはり日本のほんとうのプラスというのは、か  
りに輸入課徴金が行なわれた場合でも、その他の  
輸入制限措置が行なわれた場合でも、一番被害の  
少ない方法をとるべきではないか。たとえばこれ  
がガットの場に出された場合に日本が反対をする  
とかいろいろの方法があると思ひます。思ひます  
が、終局的には、いろいろ新聞の情報を見ており  
まして、たとえば現在UNCTADで特惠関税  
の議論がされております。輸入課徴金につきま  
しても、後進国については、低開港国については  
これを除外しようということをやっております。  
そういったたぎのこまかい配慮で課徴金が取られ  
るならば、たとえば国別あるいは品目別にいろ  
い特別な扱いがやられるのではないか。前回の金  
利平衡税につきましても、カナダについては特別  
な扱いをしておる。そういう意味で、特に品目等  
につきましてもは低開港国と非常に競争する面もあ  
るわけでございますから、特惠関税とダブルパン  
チを食うということでは非常にたいへんなこと  
になります。そういう意味で、こまかい行政的  
なものになりますけれども、国別、品目別等につ  
いてできるだけ日本に被害のないような措置をと  
るということに努力をするのが一番いいのではな  
からうか、かように私個人としては考へており  
ます。

おりだと私も思う。だから、いま具体的にいろ  
ろな動きが民間においてもあります。あるいは政  
府としてもこの問題を重視して、宮澤長官をアメ  
リカに派遣するという話も聞いておる。しかし  
それは、阻止するための措置ではあります。最悪  
の場合にいうものを予想しなくてはならない。そ  
の場合に、はね返りを一体だれがかかるのかとい  
うことが問題になります。それについては、通産  
省は通産省で輸出戻し税の問題等もすでに  
考へておるようには新聞は伝へておる。あなたとし  
ては、企画庁としてはどういふような有効な対策  
をお持ちでありますかということをお尋ねし  
ておるのです。

○岩尾政府委員 対策ということにつきまして  
は、再三、大臣その他がお答えになったかと思  
いますけれども、現在まだきまっておるわけでは  
ございません。したがひまして、企画庁としてどう  
考へるかということについては、私としてお答え  
できる範囲ではございませんが、私は、いろいろ  
のことをやる場合に、もしこういふことをおま  
えのほうでやるならば、おれのほうはこうやるから  
こうしろというふうな交渉上のファイトを持つて  
ないとなかなか交渉もしにくいのではなからう  
か、そういう意味で、実際の交渉についてどう  
いう態度でいくかということでは、私から政府内  
でよく検討されるところだと思ひますが、私の申  
し上げたのは、そういうふうな方法は別にいたし  
まして、いまの見通しとしてはそういうふうな状  
況だから、日本の被害の一番少ないような方法、  
これは、たとえばさっき申し上げましたように、  
通産省なりあるいは外務省なりその辺でよく御  
検討になればどういふような配慮をしていけば少  
くなるかというところはある見通しがつくと思  
ひます。そういう配慮をなさすべきじやないかとい  
う個人的な意見を申し上げたのでございます。

表されぬ。だから、これ以上あなたを追及して  
も始まりません。そこでこの問題は、事務レベル  
の問題でなしに政治的の次元の問題でありますか  
ら、大蔵大臣が見えられたときに質問をいたすこ  
とにいたします。あなたは分科会があるそうであ  
るから……

そこで、武藤関税局長、お尋ねいたします。今  
度のケネディラウンドの実施に伴ひまして関税の  
引き下げをやる。二年分まとめて七月一日から実  
施するということでありまして、これに伴う日本  
の国の貿易あるいはその他の国際収支の上から見  
て、どれだけの効果というものが出てくるのです  
か。貿易の総量に対する効果です。

○武藤政府委員 これは非常にむずかしい問題で  
ございます。端的に申しますと、日本のほうも関  
税を下げて、それから日本が輸出する相手国も関  
税を下げていくということですから、両方拡大す  
るということは確かでございます。御承知のよう  
に、ガットの関税交渉というのは、両方の国が、  
こちらもこれについてこれだけ下げ、これは据  
え置きを約束するというようなことを言ひまし  
て、相手国もまたそういうことを持ち出しまし  
て、結局この辺が、売り買いの間に合つてしま  
う、妥協するところになるという話でございま  
す。要当たらうということになりまして話がか  
つたわけでありまして。そこで、たゞいま先  
生がおっしゃられましたように、これでどれだけ  
日本の輸出が伸びる、これでどれだけ輸入がふ  
えるということがわかります。非常に話がしやす  
いのでございますが、それはなかなかわかりませ  
ん。ですので、実際問題としては、輸入金額で  
もって関税を下げるものがどれくらいになる、そ  
れから輸出のところで下げてもらうものがどの  
くらいになる、——幅です。それから無税の据  
置きを譲許するものがどれくらいある、という  
貿易の過去の実績の金額を目安に置きまして、  
それで交渉は結局まとまるということになってお  
りますので、この関係でもってどれだけ日本の輸  
出が伸び、あるいは輸入がどれだけ伸びるかとい  
うことは、これはなかなかむずかしい問題でござ  
います。

○村山(喜)委員 私は、日本の国益という点から  
考へていきますならば、日本の国が加工貿易を中  
心にやっておるわけですから、原材料を安く入れ  
て、そして貿易を拡大していくという中におい  
て関税を引き下げていくということは、当然基本  
的に日本の利益につながるものである。だから、  
そういう立場に立つ以上はそれだけ賛成をしなけ  
ればならないと思ひますが、問題は、一体やり  
方というもののよつてどれだけ利益があるのか  
というその政策効果というものを、あなた方が明  
示することができないということはおかしいじや  
ないですか。すでに民間においては、ケネディラ  
ウンドの実施に伴つて日本の国としては貿易がこ  
れだけ拡大をして、これだけの総合収支において  
は黒字になるという、そういうような出し方とい  
うものはしておるでしよう。それを政策当局のほう  
が持たないで、アメリカの要請に従つてやつた  
んだというふうな行き方になったら、これはおか  
しいということになつてくるのじやないですか。

○武藤政府委員 ケネディラウンドでどのくらい  
の日本の関税の譲許があるかと申しますと、これ  
は六四年基準でございますが、ケネディラウンド  
の交渉のときにこの数字を使ひました。総輸入  
が七十九億のうち、四四％に当たる約三十五億ド  
ル、これを譲許しておる。これに見合つたものを  
また各国から譲許をとつておるわけでございます。  
そういうことで、こちらも見合つたものにつ  
いて譲許をする、それから相手の国もそれに見合  
う譲許をする、そういうことでまとまるわけであ  
る、もう少し交渉の申身を申しますと、たとえば  
こちらでこれだけ下げてもいいと思ひますと、  
その場合に、それに見合う代償を相手から取るう  
といたします。そこで相手のほうはそれに見合う  
分を出してくれないかと思ひます、こちらがま  
たこちらが譲許しようと思つたものを引つ込め  
る、こういうこともあります。それから今度は、  
逆に相手の国がこれだけ譲許しようということ  
を申し出ましても、それに見合う代償が日本から取

れないということになりますと、今度は相手が用意したものを全部使わないで、あとの交渉のためにポケットに入れておく、こういうことが起こります。そういうことで、このところが、先ほど先生がおっしゃられましたように、これでどれだけ日本の、たとえばアメリカに対する輸出が伸びる、その他に対する輸出が伸びる、そして日本の輸入がどのくらい伸びるかということが客観的にわかりますと、交渉は非常に早く妥結するわけでございますけれども、なかなかそういきません。したがって、お互いの交渉が非常に骨が折れるわけでございます。

大体からいいますと、そういうことで、関税引き下げがどのくらいか、それから無税の据え置きがどのくらいか、またこちらの引き下げがどのくらいか、無税の据え置きがどのくらいか、そういうことを見合ひながらその辺でまとめる、そういう形をとっております。

○村山(書)委員 関税というのは双務的なものなんだというところはよくわかるわけなんです、しかし、この関税率を変更して、そして世界貿易の拡大をはかるという考え方のもとに日本の国が法律改正をやつていこうという体制を示される以上は、そこには政策的な目標というものをもちとわかりやすく提示する必要があるんじゃないか。ただ、ケネディラウンドのそういうような妥結に伴って、後進国の場合にはさらに譲許する分をふやします、これだけでは、法律改正のいわけの目的というものが明らかにされないわけですね。だから、やはり非常に困難な作業だと思ひますよ。困難な作業だと思ひますが、一つの経済見通しというものをあなた方が立てられるその中には、当然のファクターとしてこれが入ってこなければ、政策効果というものは判定ができないわけですね。そういうような点が欠けているのではないかと私は思ふのですが、倉成政務次官、いかがお考えになりますか。

○倉成政府委員 関税を引き下げていくということと相手国もまた引き下げていく、こういうこと

でこのケネディラウンドの譲許が行なわれるわけでございますけれども、相互にバランスがとれるということから一応関税交渉は出発いたしてあります。したがって、その影響がどうかということになると、グローバルで相互主義をとるわけですから、やはり個々の品目について、たとえばトウモロコシはどうか、大豆はどうかというふうにして金額は幾ら、どういう影響を受けるかということ等を判定するのはなかなかむずかしいのではなからうかと思つております。しかし、村山委員の御指摘は、これが国内産業にどういう影響を及ぼすかということについてもつと勉強しろという御指摘だと思ひますが、その点は、これからもおそらくそういう方向でわれわれ努力してまいりたいと思つております。

○村山(書)委員 大蔵大臣はまだ見えないのですか。——大臣が見えてからお尋ねする分は残しておくことにいたします。

この四十三年度の経済見通しの中で、貿易の拡大という問題をとらえてみまして、私、不思議でならないのは、アメリカの大統領教書の中で、今回も名目経済成長率というのを七・七五〇見込んでおる、実質は、経済企画庁からいいただきました資料によると、四・五の伸びだ、こういうふうにアメリカ経済を見ていらつしやるようです。その場合に、日本の輸出の弾性値というものはどういう中身を占めてくるのかということ、いろいろ過去の数値によつて測定してまいりますと、アメリカの名目経済成長率が七・七五〇であった場合には、輸入の伸び率というのは大体それの二倍だ、しかし日本の輸出弾性値はアメリカに対しては非常に強いので四〇くらいの比率になる、したがって対米貿易というものは、関税障壁等がつくられたら別であります、従来のケースからいえば、これはもっと大きく伸びるべき内容になっているんじゃないかということが指摘できるところであります。ところが、これは日本の輸出弾性値という問題を、経済成長の見通しの中では、四

十三年については二・二九ということで押えておられるが、二・二九という弾性値を出したその根拠というものは一体どういうところから出しているのかということをお尋ねしたいのであります。これはアメリカは弾性値が四であるとするならば、アメリカの場合は四だ、しかし中国貿易については弾性値をどういふふうに見て計算をしているのか、あるいは東南アジアの国々、E.E.C.に対してはどのような弾性値を打ち出して、それによつていわれる日本の輸出というものはこれだけになるであらう、こういうような一つの政策課題に対する測定が行なわれていると私は思ふのであります。ところが、そういうふうなものを、経済企画庁に経済成長の見通しに関する資料として要求いたしました、残念ながら全体的なものは二・二九という弾性値の数値は出されておりますが、そのほかのものは資料としていただいております。これは出し得ないというのであるか。この点については、通産省はそういうような弾性値に基づく各地域別の貿易の見通しというものをもちてあります。また、そういうようなものに対する一つの計画的な達成目標というふうなものももちてあるかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○宮沢(鉄)政府委員 全体の輸出の規模をどのくらいに押えるかということにつきましては、経済企画庁で通産省とか大蔵省とかそういうところからいろいろ資料を集めまして、そしてその辺を総合勘案してきめるわけでございます。一応物資別、積み上げ等も参考としてはつくりましますけれども、いままでの経験によりますと、そういう積み上げはあまり權威がございませんので、全体の数字を押えます際には、そのときの日本の経済の姿がどうなるかというふうな、景気の上昇期にあると見るかあるいは下降期にあると見るかというふうなことであるとか、それから外国の経済事情が大体どういふふうな動きだろうかというふうなことを考えて、そしてそのためには、まずトータル

のときに一つ使いますのが、いま言われました弾性値の問題でございます。私は今年度のこの輸出見通しをつくりまします際にタッチしておりませんが、あまりはつきりしたことは申し上げられませんが、おそろく過去十年間くらいの弾性値の平均に当たるとは思ひます。四十三年度の輸出見通しを立てます際には、世界経済、貿易の伸びを幾らと見るか、おそろくこの場合は六・五か七と見てあったのではないかと思ひますが、それに弾性値の平均をかけましておそろく全体の数字を押えることは、最近までのいろいろな特殊事情等もございまして、そういうことも考えまして一応の見当は内部でつけておるのでございまして、それはおそろく、企画庁で私、前に調整局長をやつておりましたけれども、そのときは内部資料として、一応見当をつけて持っているわけでございまして、積み上げてやつたわけではございませんで、これは一応の参考資料として内部で持っているにすぎない、こんなようなことが実情でございます。

○村山(書)委員 弾性値を二・二九ということで見て、そして輸出の伸び率一四・九イコール一五〇の輸出は増大をする。いま宮沢さんがおっしゃったように、世界の輸入の伸び率が六・五に上っていることは事実であります。そういうふうなことで輸出目標というものを一五〇に押えた経済の見通しがつくられた。ところが今日、経済見通しというのは天気予報と地震観測の予測との間にあつて、ぐらぐら信用がないやうなものです。大幅に狂つてくることは、四十二年度の経済の実態とみれば、私には「通産ジャーナル」といふのをいただきました。名前は申し上げませんが、ある人は、一五〇という政策目標を掲げながらも一三〇にしかならないであらうというふうなことが書いてあるわけですね。ですから、あなた方が貿易を拡大して

いこうという方向を打ち出しておられる、そのいわゆる考え方というものを基礎づける具体的な対策というものが非常に欠けているのではないか。たとえば輸出比率が九割である現状を数年後には一五割にするのだという事は出されているけれども、ではどういふ具体的な政策をもって対応していくのかというものが政策課題として出されていないのじゃないか、こういう気がしてならないのであります。したがって、中国貿易という問題一つ考えてみても、その確たる目標というものが無いがゆえに、それに対する対策が事務的なびぼう策に終わっているという感じがしてならないのであります。せっかく古井さんや田川君が中国に出かけて貿易貿易の協定を結んできた。それに対して佐藤総理は、たいへん御苦勞であつた、これは重視しなくちゃいかぬということまでは言うけれども、一体それに対するところの佐藤内閣なりあるいは自民党政権としての考え方、取り組みというものは、具体的な問題になればなるほどこれは明らかでないであります。(発言する者あり)そこで、いまもやがて出ましたように、三木外務大臣は委員会を通じて、吉田書簡には拘束されない——拘束をされないというところまではいいのですが、三十九年に制定をしたその事情というものはまだ残っているのだ、こういうような考え方をされる。そうするならば、一体日中貿易に対する全体の姿勢というものはどういふふうになっているのだろうか。

そこで私は、輸銀の副總裁がお見えでございますからお尋ねをいたします。輸銀の使用というものはこれは純然たる内政の問題だ、まさにそのとおりでございます。しかし、吉田書簡はこれは特殊なきさつがあるのだから、この問題については高度の政治的判断を政府首脳部に仰がなければならぬ、こういうような考え方のもとに、中国に対するプラント輸出の問題等についてはチェックする立場にあるのが輸銀の立場であらうと思うのであります。そのとおりかどうかということについてお答えください。

○藤澤説明員 私どももいたしましては、政府のおきめになりました大きな方針に沿ひまして、その実施機関として通常の金融判断に基いて、たとえそれが中共向けの輸出でありましても他の一般案件と同じように、つまり金融ベースに乗る限りにおきましては同じような判断をもって処理するつもりでございます。

○村山(喜)委員 日中貿易につきましては、日中間の貿易にいたしましては、あるいは友好商社の貿易にいたしましては、この貿易を拡大しようという考え方を立てるか立てないか、これがもう基本的な問題であります。これについて佐藤内閣の政府の姿勢というものは、ことばだけではよくて実体がこれに伴わない、こういうのが現実の姿であります。そこに第一の問題点がある。

第二の問題点は、吉田書簡は政府を拘束するものではないといひながら、なお輸銀の使用等についてはこれをチェックしてきたことは、今日まで、三十九年の日立の貨物船の輸出契約が破棄されたのを見れば明らかのように、今日なお依然として輸銀を使って輸出をしようという、そういうこともない。また、そういうような事実があつても、現実には事務を取り扱うところでチェックできるような仕組みになっている。

第三の問題は、昨年の六月、天津で開かれた日本科学機器展に見られますように、いわゆるコムリストに縛られた日本の国の姿、その中において一方西欧諸国はこのコムを無視しながら、しかも政府ベースで貿易の拡大をはかっている。日本のほうはアメリカの言うとおりにコムリストを守りながら、そうして業界ベースで貿易展を開いていく。今度九月、十一月に北京と上海で日工展が行なわれますが、これに對しましてはやはりそのコムリストに縛られて、今日ほとんど実効性のないいわゆる禁輸リストの百五十四品目というものは時代おくれだというのが世界の趨勢であるということで、西欧諸国は貿易拡大をする立場からやっているわけでありすが、日本のほうはこれも尊重していくことになる。

次に、ケネディラウンドの実施に伴ひまして、先ほど只松委員の発言内容を聞いておりますと、それに対する回答としては便益関税のような取り扱いには積極的によしようという考え方をもちでないうであります。そういうような差別的な政策を続けていくところに、今日の日中貿易のみならず、日中間の国交の正常な回復がおくれている根本的な原因というものは、これは一本のつるにつながらっているいろいろな障害だらうと思ふのであります。一つ一つについてこれは大臣から私は答弁をいたしたかなければ、食政政務次官は非常に優秀な方でありすが、閣議で政策を決定する立場においてにないものでありますから、これは午後大臣がお見えになったときに、これらの基本的な問題については御回答をいただくつもりでございます。それは質問の予告として申し上げておきます。

そこで、時間がありませんので次の問題に入ります。トウモロコシの輸入をめぐる問題であります。この問題の結めは具体的な数字に基づいていかざるを得ませんので、中身の論議がこまくなりますが、最近のどん粉市況から見まして、今度三段階によりまして新しい関税制度ができて、二次関税で八円六十銭の措置を講じたとしても、なおその効果は疑問ではないかという見方が出されております。低迷が続いていくという見通しが新聞等に報道をされているわけでありすが、今日までこの問題について関税率審議会に資料を提出をした農林省の具体的な資料の基礎算定、それから今回その免税資料として農林省が大蔵省と協議したときに用いた資料との間には、資料の食い違いはありませんでしたか。

○大口政府委員 いまの、免税資料と仰せられたのが、ちょっと意味がわかりかねますので、どういふことでございませうか。関税率審議会のほうに出しました資料の御説明はいたすつもりでおりますけれども……。

○村山(喜)委員 では、具体的な内容から申し上げますが、でん粉はだぶつておつて、抱き合はせがうまくいっていないのではないのか、これはいかがでございますか。

○大口政府委員 でん粉の需要確保のために輸入トウモロコシを原料とするコーンスターチとの抱き合わせ販売は、いろいろな困難な事情を克服してわれわれ全力をあげてやっておりますつもりであります。私どもの立場からいたしますと、支障なくとり行なわれておるといふふうに考えております。

○村山(喜)委員 支障なく行なわれている。——そうすると、調整団体が現在手持ちの分は幾らですか。

○荒勝説明員 お答えいたします。

いま、われわれのほうでよくことしの国内産のイモでん粉の需給事情が、推定でございすが計算されまして、カンショでん粉につきましては、大体ことしの生産見込み量は四十九万五千トン前後ではなからうか。それからパレイショでん粉につきましては二十万八千トンばかりでございます。それから小麦粉でん粉という、いわゆるふんどをつくりましますときの副産物として約七万トンの、一年間の供給見込み量でございます。そのほかに大体外国産のでん粉を約三万七千トンばかり入れざるを得ない。大体全体の供給といひますか、需要見込みを、昨年は大体百二十万トンでございましたが、ことしは百二十七万トン前後と押えまして、その差額を、ことしはいわゆるトウモロコシによりましてコーンスターチによって約四十七万トンを生産したらいのにはなからうか。おおむねこの百二十七万トンのトータルの数字で国内における需給の見込みがバランスがとれるのではないかと、こういうふうに見ております。それに対しては上半期、三月末までの一部推定を含みますが、カンショでん粉につきましては、四十九万五千トンのうち、上半期で二十二万六千トン消化した、残りカンショでん粉としては二十六万九千トンがこの四月以降九月までの下期で片づければならない、こういうふうに見ております。また、パレイショでん粉につきましては、二十万

○村山(喜委員) 私は、総合需給の狂いがあったのではないかと思うのですよ。そういうような問題が出てきて、十月から三月までかかまして、販売ができる見込みまで含めて二十二万六千トン、

○村山(三)委員 四十二年度でん粉年度のワクの中では消化ができないということは、十月の分もこちらのほうに移しかえをして、そして抱き合わせをするという計画の中身を見てもそのことは指摘できますね。同一会計年度の中における操作で

でんを判断して、イモ年度というのは九月八月というふうに計算して、一応イモ年度としてはそういうふうに整理されておりますが、九月、十月というふうに、その辺を多少持ち越しておかないと、ランニングストックとして持ち合わせて

か。これは業務部長じゃないです、やはり長官だよ。

○大口政府委員　ただいま、でん粉の今後の需要確保の問題の細目につきましては部長からお答えいたしました、目下御審議をいただいております。

するトウモロコシのいわゆるタリフクォータの関税率を改正することに伴ひまして、もしこの法律が成立をいたしました後におきましては、食糧庁といたしまして、さらに調整販売についての具体的な方策等も現在せつかく検討いたしておられますので、これらの新しい税率の運用並びにその制度のもとにおけるイモでん粉の需要の確保という具体的措置等を並行的に行ないますことによりまして、現在のでん粉の事情、ひいてはイモ作農家の保護に万全を期してまいりたいというふうな考へておる次第でございます。

○村山(喜)委員 万全を期してもそれができないこともあるわけですが。結局見通しをもつと明確に守ることができるといふ立場に立つてやはりこの問題を考えなければならぬと思う。八円六十銭の二次関税率を打ち出したときの基礎算定の数字についても非常に疑問を持っています。それを指摘を申し上げます。関税率審議会に出された政府算定の国産でん粉の価格は安く見積り過ぎている。コンスの価格は高く見積り過ぎている。抱き合わせの平均単価も安く押えて関税を低くするような操作を意図的にやっているのではないかと私たちは見ておるわけです。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、原料の価格は、これはもう実際の生産者団体でありまして、政府の計算でありまして、基準価格というものはきまっています。この諸経費あるいは運賃、これの計算が的確になされておるかどうかということが問題になるわけですが、この諸経費の中で金利負担をどの程度見込んでいらっしゃるのですか。

○荒勝説明員 金利負担分につきましては関税率審議会に出した資料でまいりますと、一応日歩二銭三厘というふうに単価を押えておる次第でございます。ところが、その点につきまして、政府のほうで食糧管理特別会計で、農安法で実際に買います場合の基準価格、いわゆる政府が買入れられる場合には、その買入れ価格に織り込んでおりま

す金利は日歩二銭一厘で計算しております。政府が買います場合には相当苦しいときの場合でございますので、また、いろいろな方面で金利等を調べましても、単協並びに生産者団体の借り入れ計算の実際金利は平均大体二銭一厘前後になるというところで、二銭一厘に押えている次第でございます。

○村山(喜)委員 その保管の日数というものを、これを非常に短縮して計算しておるのではないですか。それから生産者団体と政府との間で一番値が開いておるのを見ても、政府が積算基礎の中ででん粉の場合、三十七・五キログラムを運賃を百五十円と押えていますね。これは二十五キロのもので実際の運賃計算をしてみると百四十円かかるのじゃないですか。三十七・五キロだったら百五十円でオーケーだというのは、これは具体的な実勢価格に合わせた数値としてとらえられているわけですか。

○荒勝説明員 お答えいたします。ただいまの運賃につきましては、過去の二、三年前に政府ででん粉を買ったとき等がございまして、そのときの運賃を現在の国鉄運賃なり海上運賃の計算に置き直しますと、おおむね百五十円あれば相当量運賃はカバーできるのではなからうか、こういうふうな判断しているわけでございます。

○村山(喜)委員 実勢価格に合っていないのですよ。過去のものをスライドして倍率をかけて出してみても、それは今日の価格に合っていない。こういうふうにして詰めて諸経費並びに運賃を低く見積りながら、そして原価計算、トン当たりの価格を出して、それから引き直して関税率を打ち出している、そこに問題があります。時間がありませんので、この問題についてはここで論争をしておりましたが、具体的な問題について、このあたりでやめますが、具体的な問題について、私はもっと理事会あたりで資料の突き合わせをやりながら、これがはたして八円六十銭という二次関税

率で日本の農民の利益を守ることができるかどうかという点については、問題が非常にあるといふことを指摘しておいて、具体的には私たちも各委員の了解を得まして修正案を出したいと思つておる。それによつてこの問題についての処理をやりたいと思つておりますので、きょうのところはこのあたりでイモの問題についてはやめておきます。

大蔵大臣、先ほどお待ちしておりましたが、中国貿易の問題についての基本的な問題について一つずつ大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

第一点、予算委員会等で吉田書簡は政府を拘束するものではない、こゝまではみんな一致しておる。貿易拡大というのは、これは今後日本の政治姿勢のいかんにかかわるといふことは、今回帰つてまいりました古井さん、田川さんの報告を聞くまでもございませぬ。水田大蔵大臣は、この日中貿易の拡大の方向について基本的な点についてどういうふうにお考えになつておられるのかという点が第一点でございます。

第二点目は、輪銀の使用について、これは純然たる内政問題でございますが、しかし高度の政治問題である。そういう立場から、政府首脳部の判断にまたなければならぬ、こういうふうになつております。だから、ブランド輸出をいたそうといたしまして、輪銀の段階でチェックされたら現実にはそれが実行できないという問題は御承知のとおりであります。過去の例を見るならば明らかであります。だから、これに対する政策当局として、輪銀の使用にどのような態度を大蔵大臣としてはおとりになるのか、この点についてまずお答えをいただきたい。

○水田国務大臣 中共貿易は、これは私は拡大しなければならぬといふふうに考えております。先般、いまはなくなりましたが、南漢氏氏が日本に來られましたときに、私も会つていろいろ日中貿易の問題をお話ししましたが、私は、日本のいまの経済成長があと五年もいったらどういふよ

うになるかといふことを考えますと、中共という隣にある市場とのいろいろな関連なくして日本の経済のこれ以上の成長といふものは非常にむずかしい問題がある。と同時に、中共自身日本の経済力と組まなくてはならない。建設計画ができるかどうかという問題について話した結果、四川省に大きい鉄の資源がある。これを開発することはやさしいが、開発したあとでこれを消化するかどうかといふことになる。中共自身も自分で製鉄所を持つてこれを全部消化するといふ計画は完全にできない。したがって、開発については、やはり日本がどの地点でどれだけのものが必要とするかといふような問題とからめないと、中共の開発計画というものは実際に立たないといふ非常に正直なお話でした。私ももうそうであつて、日本の製鉄力にはもうアメリカに次ぐ製鉄力になってくる。そのときに、世界じゅうの鉄資源を開発しなければならぬといふ必要に日本も迫られてくるということに、中共の開発計画と日本が組むということ

は、何年か先にいつたら必ず必要な事態になるのだから、両方で長期計画を立て合おうではないか。いま政治的にはやれ政経不可分だとか可分だとか言うが、そんなものはもうやめて、五年先にとつたら日本はこういうものを必要とし、向こうもこういう計画を必要とすれば、日本の経済との連係がとれて両国のためになるのだという、ある先の一定の時点をとらえた組み方の計画を両方でやつたらどうか。その間に国際情勢も変わるだらうし、そういうものをいいますぐやろうという、いまの政治情勢からは組めないが、四年先、五年先の長期計画を両方で立て合つて組む方法なら考えていいじゃないかと言つたら、これはもう自分たちは賛成だ、そういうふうなことで、お互いが考える必要があるといふお話でございまして、やはり日本経済のこれから何年か先の発展を考えたら、中共との経済連係といふものを考えなくてはほんとうの計画は立たぬと思ひますので、これはできるだけ拡大する基礎をいまのうちから両国でつくるべきだといふふうに考えております。

午後一時三十分開議

午後零時三十分休憩

そこで、もう一つお尋ねの吉田書簡の問題ですが、これはもう外務大臣や通産大臣がしばしば答弁しているとおりに思います。したがって、輸銀というものは、日本の貿易促進のためにある機関でございますから、これは中共に対する今後の問題にしても、輸銀に関する限りは従来どおりや方針が一番いいのではないかと。いまのところ、いままでの方針を私は変えてはおりません。

○村山(書記)委員 大蔵大臣、輸銀はあなたのごころです。そしてケース・バイ・ケースでいままです。逃げてきたんですよ。だから、そういうような大臣の将来の見通しの上に立つような考え方であるならば、輸銀使用については、少なくともこれをチェックしないということだけは言えませんか。

○水田(書記)大臣 ですから、ケース・バイ・ケースで処理するということは、実際にいうと差しつかえないケースが出れば、そのとおりに処理されるでしょうし、そういう方針でいけばいいと私は思っております。

○村山(書記)委員 時間がもう来ましたのでやめますが、最後にコモリスの問題については大臣はどういうふうにお考えになりますか。もう古くさいですよ。

○水田(書記)大臣 これは、もういままでは、国際的な約束でしたから、一応日本も守っており、外国も、この国がこれについて特にゆるいとかきびしいとかいうことはございせん。一律でございしますが、これはもうだんだん緩和していいものだというふうにお考えます。

○村山(書記)委員 残念ですが、このあたりで終わります。

○田村委員 午後一時より再会することとし、この際、休憩いたします。

○田村委員 休憩前に引き続き会議を開きます。交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、製造法たばこ定価法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、物品税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上の各案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。大村要治君。

○大村委員 本日は、総理がせっかくお見えになりましたので、財政金融各般にわたるいろいろなお尋ねしたいことがたくさんありますが、時間の制約もありますので、税制にしばって若干の質疑を試み、総理の所見をお尋ねしたいと思ひます。

まず、第一にお尋ねしたいことは、今後における税制改正のあり方についてであります。

さきに答申されました税制調査会の長期税制に関する答申においては、公債発行を契機とする財政政策の転換など、新しい事態の進展に対応して財政政策の一環をなす租税政策のあり方について方向を示しておりますが、特に今後における税制改正の重点を、所得税の負担軽減と間接税の負担の調整に置いております。最近における財政経済の推移から見ても、今後においては社会福祉や公共投資などをはじめとする歳出各般の動向及び公債発行の程度などにとらみ合わせながら租税負担の適正化をはかり、もって財政経済の実態に適合した税制の弾力的運用をはかるべきものと考えますが、今後における税制改正のあり方に関する総理の御方針をまず承りたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 お答えいたします。

ただいまお話しのように、今後いろいろ歳出の増が予想されるからであります。また、同時に国民の所得、これも経済の発展に従ひまして増大すると予想されます。そういうことを考えると、税というものは今後どうあつたらいいか、私は、ただ単に税負担を軽くするというだけではな

く、また、それかといつて重くすることは困りますから、これは実際に国民負担の実情というものが、そのあり方、これはたいへんむずかしい問題だと思ひます。そこで、税制調査会にまず働いていただいて、長期税制計画というものを立てる。この長期の税制計画の答申が近く出る予定でございます。近く出ましたら、その答申の線を尊重して、そして最終的に税制のあり方、税のあり方、これをきめていく考えでございます。しかし、いままで、もうすでに一つきめたものがある。いわゆる所得税の減税につきまして、四十五年までに標準家庭における百万円減税、こういうものを公約いたしましたから、それだけはひとつこのまま進めてやるという考えでございます。他は長期的な観点に立つての調査会の答申を待つ、かように御了承いただきたいと思ひます。

○大村委員 次に御承知したいことは、いま総理の触れられました所得税の負担の軽減についてであります。

昭和四十三年度の税制改正は、財政上の重大な転換期にあたり、特に総合予算主義の採用や国債依存率の大幅引き下げという歳入、歳出面にわたる重大な制約のもとに行なわれ、関係上、増減税を同時に進行することもやむを得なかつたものと認められます。しかしながら、このような財政状況のもとにおいて、公約の所得税の減税を断行して、夫婦三人の標準世帯において年間十万円程度の課税の最低限の引き上げをほかり、もって標準世帯において初年度八十八万円、平年度八十三万三千円までの所得階層の税負担をなくしたことの意義を高く評価するものであります。

すなわち、わが国の所得税負担が諸外国に比しても重い。とりわけ中小所得者において重い現状にかんがみ、その負担の軽減をはかり、国民生活の安定をはかることは、現下の急務でございませう。今回の所得税の改正によりまして、国税だけで平年度千二百五十億円、初年度千五百億円、地方税を加えますと平年度一千四百九十億円の巨額の減収となります。地方税について触れます

ると、今回の改正による給与所得控除、これは所得計算上の控除でありますので、いわゆる遮断がきかない、後年度必ず地方財政の減収を来すものであります。そういったものを加えますと、いま申し上げましたとおり、平年度実に一千四百九十億円の巨額の減収となるのであります。総理はただいま申されましたとおり、今後引き続いて所得税の負担の軽減をはかるお考えであるかどうか。特に昨年の公約もされ、国会の附帯決議でも強く要望されている所得税の課税最低限を百万円まで引き上げることについて、いつまでにこれを実現するお考えであるか。なお、所得税と並んで負担の重いといわれる住民税についても、地方税の性格を考慮しながらその負担の軽減をはかるべきものと思ひますが、どうでありますか。これらの点について総理の御決意を承りたいのであります。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまお尋ねになりました標準家庭におけるいわゆる百万円減税、所得百万円までは免税にする、これは四十五年を目標にしてという公約でございます。すでに皆さん方も御承知のとおりであります。ところで、この問題は、こゝと減税と取り組むという、そういう財政状況では私はなかつたと思ひます。しかし、これは何と申しましたも公約優先というか、また中小所得者が非常に期待をかけておる、こういう意味でこの問題と取り組んだのであります。しかし、おそろく財政当局とすれば、こういう際は減税はしなかつてもいいんじゃないか、こういう考え方のほうが強かつたろうと思ひます。政治の姿勢といひまして、当然そういう問題はありまして、公約を優先するという形でこの問題を処理したのでございませう。その後の、これができた後に一体どうなるのか、こういう問題でございませうが、これは先ほど第一問でお尋ねがありました、税制調査会が長期にわたる税制の計画を立てますから、その答申を待った上でさらに私どもの減税計画というものと取り組むべきものだ、かように私は考えております。

また、いま住民税についてのお尋ねがござい  
ますが、所得税あるいは住民税、これは性質が違  
うものでありますけれども、しかし納める国民から  
申せば、これは所得税、国税であろうが、また地  
方税であろうが、この負担に変わりはないのであ  
ります。そういう意味で税の性質の相違はある  
が、これもやはり負担を軽くする、こういう意味  
で考えていくべきだ、取り組むべきだ、かように  
私は考えております。ことしなど住民税の問題に  
取り組んだのも、これは地方財政のあり方から財  
源がことしはやや好転しているというようなこと  
もありまして、まず住民税と取り組む、所得  
税と非常な格差がある、こういう点にも着目した  
その結果でございす。今後住民税はどういうよ  
うになるだろうか、この事柄であります。これ  
はなかなかむずかしい問題です。これはしかし、  
地方財政の状況をも勘案し、ただいま申すような  
住民の負担軽減というものと、それから、それら  
財政需要、歳出というものにもらみ合わせて、そ  
して適正であるようにこの上とも努力してまい  
るつもりであります。

○大村委員 所得税については税制調査会の長期  
見通しに関する答申を待って実現に移したいとい  
うおことばでございましたが、お気持ちとしては  
四十五年までに実現したいというお気持ちであ  
りましょうか、重ねてお尋ねいたします。

○佐藤内閣総理大臣 そのとおりであります。

○大村委員 次に、お尋ねしたいことは、間接税の  
あり方とその負担の調整とに関する問題であ  
ります。

わが国の直接税と間接税との割合はおおむね六  
対四でありまして、先進諸国に比較してしましても遜  
色が認められませんが、したがって、この割合  
は今後においても原則として維持されてしかるべ  
きものと考えます。しかしながら、間接税の中  
でも、酒、たばこなどの嗜好品に対する課税のあり  
方については、検討の余地がきわめて大きいので  
あります。すなわち、酒、たばこに対する課税  
は、諸外国の例から見てもかなり重く課されてい

るのが例であります。ところが、わが国のこれら  
の税負担は、価格や税率が長く据え置かれ、一  
方、国民の所得水準も高まった結果、相対的にか  
なり軽いものとなっております。例をたばこにと  
りますと、昭和二十六年のたばこ益金率は七三・  
六％でありましたが、その後生産コストが上昇し  
たにもかかわらず、定価が長く据え置かれたため、  
昭和四十一年度においては、たばこ消費税を加え  
ても——初めはたばこ消費税はなかったものであり  
ますが、最近においてはたばこ消費税ができてお  
ります。これを加えましてその割合は六〇・三％  
と、かなり低下を示しております。また、諸外  
国の代表的な銘柄について価格を比較しますと、  
日本のハイライトは七〇円、フランスのゴロワ  
ーは百十六円、イギリスのエンパシーは二百七  
十二円、西ドイツのハーバーは百五十円、アメ  
リカのウインストンは百二十六円、日本のたば  
この価格が一番安いのであります。ところが、税  
率のほうでは日本が六〇・三％であるのに対して、  
フランスは七〇％、イギリスは八〇％、西ドイツ  
は六六・六％と、いずれも高いのであります。こ  
のように比較してみますと、わが国のたばこに対  
する税負担は、諸外国に比してかなり低いと言わ  
ざるを得ないのであります。また、価格改定時の  
昭和二十六年の消費者物価指数を一〇〇とした場  
合、昭和四十二年のそれは一八九と、実に二倍近  
くとなつてゐるのにかかわらず、その間十六年  
も定価が据え置かれていたために、たばこに対する  
税負担は著しく低下し、他の諸税との間にバラン  
スが失われていると断ぜざるを得ないのでありま  
す。酒に対する税負担も、その税率が所得や物価  
水準の変動と無関係に定額に据え置かれていたた  
め、税負担が相対的に低くなり、他の諸税との間  
に均衡を失っているものと認められます。

このような観点からしますと、この際、酒やたば  
この負担を見直して、これらを適正な負担に改め  
ることは、まさに健全な財政政策に沿うものであ  
り、税体系のひずみを是正する意味合いからいた  
しましても適切な措置であると考えられますが、  
総理の御所見を承りたい。  
なお、その際、大衆負担の増加の抑制について  
どのような配慮を加えたらよいか、あわせてお考  
えをお示し願いたいのであります。

○佐藤内閣総理大臣 いまの間接税と直接税との  
割合、また、外国の実情等についてもお触れにな  
りました。これはお説のとおりである、かように  
思っております。したがって、現行の比率など  
をできるだけ維持したいというのが税制調査会など  
の考え方でもございす。また、政府もさような  
意味でこの問題と取り組むつもりであります。し  
かし、その時々とときによりまして、その間の  
調整をしなければならぬ。ただいま大村君があ  
げられましたように、他の税と酒、たばこに課せ  
られた税と比較してみると、どうもその均衡がと  
れてない、昔のような状態ではない、最近非常に  
変わつておる、こういうようなものは調整をする  
必要があるし、それが健全なる行き方ではない  
か、かように思います。これらの問題は、ただいま  
の均衡をとるといふ問題も一つでございす。同  
時に、ことしの特別な歳入状況から見ましてそ  
の必要に迫られた、かように御理解をいただけれ  
ばいいのじゃないか、かように思います。

○大村委員 大衆負担の軽減のほうについてお答  
え願ひます。

○佐藤内閣総理大臣 大衆負担の軽減、売り上げ  
税というようなものでもつくるかというお尋ねか  
と思ひますが……

○大村委員 違ひます。たばこの価格の改定に際  
して、負担の増加を招かないようにということは  
どういうお考えかというところであります。

○佐藤内閣総理大臣 今回の酒、たばこを上げる  
場合でも、いわゆる大衆酒、あるいはまた、たば  
こも「朝日」「ゴールデンバット」こういうよう  
なものも上げないというところで、いわゆる大衆負  
担についても十分考慮を払つた、かように御了承  
いただきたし、また、最も利用率の高い「ハイ  
ライト」におきましてはその値上げ幅が小さい、  
こういうところにこまかな注意が払われておる。

そういう点をひとつ国民にもぜひ理解していただ  
きたいと思ひます。

○大村委員 次に、お尋ねしたいことは、付加価値  
税についてでございます。

最近、EEC諸国におきましては、付加価値税  
を採用して税制上の国際間の均衡をはかることも  
に、輸出に対しては戻し税の制度を活用して貿易  
の自由化に対処いたしております。わが国におい  
ては、かねてから企業課税のあり方とも関連して  
付加価値税の検討が行なわれております。この  
際、貿易の自由化の進展などの状況ともならみ合  
わせて、新たに付加価値税の採否を検討する必要  
があると思ひますが、総理のお考えを承りたい。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど申しましたように、  
税制のあり方は税制調査会に譲つておりますの  
で、いずれその答申が出てまいりますから、それ  
にひとつ譲らしていただきたいと思ひます。

○大村委員 最後に、租税特別措置についてお尋  
ねいたします。

租税特別措置は政策的配慮に基づくものであり  
ますから、絶えず経済の状況に応じ、洗い直し、  
検討を加えるべきものであります。今回の改正案  
におきましては、輸出の振興、技術開発の促進、  
中小企業の構造改善などに必要な措置を追加す  
るとともに、価格変動準備金の積立率の引き下げを  
はかるなど流動的な改廃を行ない、その結果、四  
十三年度の特別措置による減収の総額は二千六百  
四十八億円となり、国税総額に対する割合は五・  
六％でありまして、三十八年度の六・七％または  
四十一年度の六・五％と比較しても、その割合が  
かなり低下を示しております。しかしながら、わ  
が国経済の実態は刻々と推移しておりますので、  
国際経済の動向ともならみ合わせながら、引き続  
いて租税特別措置の改廃を検討すべきことは当然  
だと考えられます。この観点からいたしますと、  
懸案の交際費課税や配当利子の課税のあり方、さ  
らには地価抑制に関する税制上の措置につきまし  
ても、慎重な検討を加えた上で所要の改正を行な  
い、もって時運に即した税制の運営をはかるべき

ものと信じていますが、これらの点について総理の所信を承りたいのであります。

○佐藤内閣総理大臣 租税特別措置、これはいつも問題になるのであります。特別措置という以上、それは問題になるのは当然である。したがって、この種のものが特別な政策の面から必要だ、そういう目的達成のために必要だということであり、かように同時に、税が公平でなければならぬ、かように思いますので、この制度自身をやはり慢性化しないように、硬直化しないように努力しなければならぬ、かように思います。ことに、ただいまおあげになりましたような税は、特に批判の多いことでありますから、私ももて絶えずこれが硬直化し、慢性化しないように、特権化しないように留意していくつもりでございます。また、そういう立場で税制調査会なども十分気をつけておるのでございますから、その趣旨を尊重してまいりたいのであります。

○大村委員 先ほども申し上げましたように、わが国内外の経済状況は刻々と推移しておりますので、そういった状況をにらみ合わせながら、租税特別措置の改廃について勇断をもって対処されることを要望いたします、私の質問を終わります。(拍手)

○田村委員長 只松祐治君。

○只松委員 私たち大蔵委員会は、当委員会を蔵入委員会としてひとつて予算委員会とともに重要視していただきたいと常に繰り返して言っておるわけですが、なかなかお見えにならないで、きょう初めて見えなわけですね。そこで、いろいろ聞きたいことがあるわけでございます。

まず、最初にお聞きしますことは、必ずしも当委員会と直接の関係はありませんが、安保条約の前文にも軍事的な側面とともに経済的な面が強くうたわれておる。そこで一点だけお尋ねしておきたいのですが、十条に基づく解釈がいろいろ近ごろ行なわれてきておりますけれども、自動延長ということが論議されている。総理としてはこれに對してどうお考えになっておられますか。そのこ

とは一つの考慮の中にあるということでございますか、それとも、まだ当分そういう時期でないからということと考慮しておられない、こういうこととございますか。ひとつ現在の御心境をお聞かせたい。

○佐藤内閣総理大臣 現在の心境を率直に端的に申し上げます。その問題は、他の委員会でも答えましたように、そのときになって考えればいいことだ、かように思っております。

○只松委員 これは白紙ということでございますか。それとも、そういうことも考慮の中にあるということを含んでまだ考えておられぬ……。

○佐藤内閣総理大臣 これは白紙ということではございません。私は、現在の日本の状態から見ましても、安全保障体制、この条約体制を維持していく、かような考え方をしているわけで、どういふような形でそれをやるかというところはそのときになって考える、こういうことでございます。

○只松委員 純然たる白紙ではなくて、そういうことも一つの考慮の中にある、自動延長というところだけを持つておられるわけではないけれども、そういうことも一つの考慮の中にある、こういうふうな理解でよろしゅうございませうか。

○佐藤内閣総理大臣 御理解は、これは御自由ですが、私が申し上げるとおり、ひとつ額面どおり御採用願います。

○只松委員 これが本題でございますから、この問題はその程度にいたします。

本年度の経済見通しにつきましては、政府もすでに発表いたしました。いろいろ論議が行なわれております。政府発表によりますと、名目一・二・一％、こういうことで、物価も四・八％、こういうことになっておりますが、別の見方としては、たとえば物価の見通し等を見ますと、名目一・七％、実質五・六％、それに比例して物価は六・五％くらい上がるだろう、こういうことを物銀の頭取がきき発表いたしました。たいへんな違いがあるわけでございますが、政府とい

たしましては——こういう違いから見通しというものはたいへんに違ってくる。見通しが違えば対策もまたおのずから違ってくるわけであり、政府は当初立てた見通しに絶対の自信がある、そのとおりに進まない、物銀のほうなりという民間のほうでいろいろ出ているのは誤りである、こういうふうなお見通しでございますか。

○佐藤内閣総理大臣 結論から申しますと、政府はただいまの見通しを要するようなデータをまだ持つておりません。したがって、現状におきましては、発表したその見通しのもとにすべの対策を進めていくつもりでございます。しかし、この問題をめぐりまして物銀なりあるいはその他諸所、民間でもいろいろな批判が出、いろいろなデータを出してありますが、そういうことも政府はもちろ今後成り行きといえますか、そういう場合に参考にすることはもちろんでございます。

ことに銀行としては日本銀行をまずその金融の代表として政府は考えておりますから、日銀の見通し、同時に、政府の見通しというものを絶えず対照して対策を立てておるのが実情でございます。私は、いま物銀の見通しを批判するということではない、そういうことも参考にしておるのだ、かように御了承願いたいと思っております。

○只松委員 いろいろ見通しはございますが、あとでお尋ねいたしますように、貿易の見通しも必ずしも明るくはございません。そう景気が上向くというふうな、見通しはいろいろな面を総合しても出てこない。そうなるまいと申しますと、とりわけ中小企業に対するしわ寄せと申しますか、貿易の面からもそういう面が出てくるわけですが、国内の当面の金融の引き締めあるいはいろいろな面を見ましても、中小企業に対する予想外のしわ寄せというものはきております。先月の倒産も戦後最高になったことは御承知のとおりでございます。三、四月といわれたり、あるいは五、六月といわれたり、いろいろいわれておりますが、いわゆる中小企業の金詰まりあるいは倒産というものが、皆さん方がお使いになる神武以来というか、

戦後最高の状態を現出するだろうということはば間違いないと思っております。一般的な経済の見通しとともに、私たちの面から見れば、中小企業者の立場から見る経済の見通しというのは、また別の問題として出てくると思っております。そういうふうになかなか中小企業は容易でない、こういうふうにお思いになりますか。

○佐藤内閣総理大臣 もう結論としては、只松君の御指摘のとおり、私も中小企業はたいへん困難な状態に当面しておる、かように思っております。ただ、全体から申しまして、ことしの景気そのものは——昨午が私どもが予想した以上の成長率でした。そういう意味でこれを押えにかかっておる。したがって、その効果がまだだんだん出てまいっております。そういう際に、特に弱い部門である中小企業、これが影響をこうむるだろう、これは御指摘になったとおりであります。私は毎日の新聞を見ておりますが、今朝の新聞なども、中小企業者が夫婦自殺をしたというような胸を痛めるような記事が出ております。政府自身がこういう際にこそ中小企業に必ずしわが寄るだろう、かように実は考えておりますから、そういうので特別な対策を立てたつもりであります。しかし、全体が引き締めの過程でございますので、そういう引き締めの際に中小企業だけを優遇する、そういうことはなかなか困難ではないのか。そのためにわれわれが心配しながらも次々に犠牲者を出しておる、そういう痛ましい状況になっておるというところのようには思っています。しかし、この上ともその実情に合うように中小企業対策には一そう留意するつもりでございます。

○只松委員 そういう中で、具体的に私たちはいまちようど関税問題を論議しておるわけですが、その前に論議しましたアジ銀その他の対外投資なり、あるいは国内の大規模産業に対する財政融資、こういうものを見ますと、わりあい気前よく出資してありますが、中小企業になるときわめて微々たるもので少ないわけですね。そういう中小企業のたいへんな危機のときに思い切ったそういうもの

の施策をする、こういうことを私たちは望みたいわけであり、特別お考えがあるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 これは、ただ単に金融ばかりではなく、税制の面でも特に留意をされているつもりであります。先ほど議論があり、また、これから只松君からもお尋ねがあるかと思うが、租税特別措置におきまして、中小企業が近代化をはかる、あるいは中小企業の輸出振興等について金融や税制に特別に私どもが考えるべきものがあるんじゃないか、こういうこともまかな注意のうちの一つだと思ひます。また、ことに最近下防衛あるいはEECあたりの各国の貿易に対する対策などから考えますと、さらにいまやっております事柄、これを強化する必要があるんじゃないか、そのように思ひます。しかし、何としても実情を把握すること、形式的に資金を幾らふやしたとか、こういう道を開いたということじゃない、もつと実際の実情に即した措置をとることが必要のように思ふ。だから、実情把握にこそ一層の努力を要する。だから、実情把握にこそ一層の努力を要する。だから、実情把握にこそ一層の努力を要する。

○只松委員 いま一つ、一般国民にとって最大の関心事は物価問題であらうかと思ひます。これも個々にお聞きしますと、その問題だけで時間が終わってしまいますが、昨日物価安定推進会議で公共料金の問題について一つの結論が出た。よく総理は委員会の結論が出れば尊重する、こういうことをお答えになりますけれども、国鉄の再建計画がきまるまで基本料金を上げるな、こういう一つの方針が出ました。全般的な物価対策もさることながら、当面するこの問題について、総理は、せっかくこれが出たわけですから、尊重して上げない、こういう御趣旨でございませうかどうですか。

○佐藤内閣総理大臣 いまちょうど中山会長から私会見を申し込まれております。きょうではございませうが、この物価安定推進会議のその結論を持っていらっしゃるんだと思ひます。これはよく

十分にお話してみないと、ただいま国鉄の予算は一応今回の定期値上げで予算が組まれておりますから、ことしの問題も同様なんだ、かように言われるのか、一般的な今後の問題として、これをひとつ今後の措置として強く要望されるのか、その点が時間的に一つの問題のように思ひます。これはまだ新聞の報道だけでございませうので、私は事態をよくつかんでおりません。いずれお話を聞いた上で善処したいと思ひます。

○只松委員 新聞に報ずるとおりならば、私が申し上げておきますように、委員会の審議を尊重する、という立場をとっておられるいままでの方針として、ずばり言うならば、値上げをしない、こういうふうには私どもは理解してよろしうございませうか。

○佐藤内閣総理大臣 その新聞の報道よりも、近中山さんも見えてるのですから、それをひとつお待ちをいただきたいと思ひます。私は、いまちよと予算審議の最中、これらのことを見込んで、予算も御審議を願っておりますので、いま新聞の一部で報ぜられたようなことだと、なかなかむずかしい事態がある、かように実は思っております。

○只松委員 私は、物価問題の象徴的な問題としてこの一点だけ——ひとつ物価値上げを何とか阻止したいと、よく総理おっしゃっておりますから、これぐらゐりばりお答えがいただけるものと思つたのでありますが、なかなかいただけません。思つたのでありますが、なかなかいただけません。思つたのでありますが、なかなかいただけません。思つたのでありますが、なかなかいただけません。

○佐藤内閣総理大臣 この中山会長に大蔵政府から委嘱を、私が特別にお願いをして、物価安定推進会議を開いてもらつております。したがつて、これは政府の諮問機関の一部でもある。しかも私自身、総理の実はお願ひした問題でございませう。だから、そういう意味で尊重するという程度ではなく、もつと腹を打ち割つて双方で話し合つて、しかる後に結論を出すべきことだ、かように実は考えております。

○只松委員 次に、経済の一つの大きな柱でありまして貿易の問題について、一、二お伺いをいたしたいと思ひます。

本年度の貿易の見通しは、通関ベースで二百二十五億ドル前後、昨年よりも一四・五%ぐらゐるだろうという見通しに立てておられる。しかし、すでに御承知のとおり、アメリカのドル防衛体制固めの一環として、いわゆる五億ドルの国境税、輸入課徴金というものが課せられようとしたております。それがそのまゝほんとうに実行されま

す、これは日本の相当の面に重大な影響を及ぼしてまいります。特にこれも、繊維をはじめとして中小企業関係のものに品目が多いように見受けられます。いま一つは、現在当委員会審議中

でございますけれども、ケネディラウンドの適用によりまして、対中国貿易がきつめて苦しい立場になっております。これは二百億近い金額の貿易が、生糸をはじめとして差別関税を適用される、こういう形になって、この当初の百二十五億ドルの見込みが立つかどうか、これはなかなか容易ではない。貿易振興政策とあわせて貿易の見通しについて伺ひたい。

○佐藤内閣総理大臣 ことしの課題、先ほど当委員会の質疑の問題でもないと云われましたが、政府に課せられた問題、これは何といつても物価安定という一つは国際収支の改善であります。

物価安定の問題は先ほど一言触れられましたが、私もいまま見ていて、大蔵政府の見通しとおりにございませう。いわゆる四・五%程度にございませう。いわゆる四・五%程度にございませう。いわゆる四・五%程度にございませう。

しかし、国際収支のほうになりますと、赤字幅は時にだんだん大きくなる、またそれが心配である。したがつて、特に第三、第四・四半期になりまして留意し、政策を強化したものが輸出振興でございませう。もうあと三月一ぱい、もうわずかですが、この輸出振興をいたしましたけれども、なかなか思うようにいっていないんじゃないか、これは御指摘のとおり心配な材料でございませう。

また、最近の国際情勢から見まして、各国とも輸出競争、輸出の方向に全部が向かつております。したがつて、輸出市場はなかなか楽じゃない。日本だけが輸出振興じゃなくて、各国ともそういう方向でやっておりますので、輸出競争は激化しておるという状況であります。したがつて、私どもが特別に留意してその推移を絶えずこまかく注意しておらないと、意外な結果になるんじゃないか、これを心配しております。そこで、ただいま御指摘になりましたように、私どもはドル防衛の点から、対米貿易が非常に多額だと申しまして

も、アメリカだけに貿易を依存するわけにまいりません。東南アジアその他開発途上の各国とも輸出の相手方としてこれと取り組んでいかなければなりません。またその場合に、中国との関係におきましては同様でございませう。したがつて、最近LT貿易について、一年の貿易ではあるが、一応ある程度妥結を見たという結果は、実は私どもも喜んでおるような次第であります。そこで、ただいま言われまふように、中国との間では日本は国定関税だ、いわゆる協定関税ではない。おそろしく今後の行き方として、あるいはドル防衛はやかましくなつて、米国の貿易収支を改善するために、あるいはKR、ケネディラウンドの実施期を早めるんじゃないか、こういうようなこととも一部でいわれております。そういうことと、この中共との関係は国定関税、だからKR、ケネディラウンドとの間には非常な差額が出るんじゃないかということ、一部で心配をされております。そこで、いまあげられました生糸というやうな問題があります。生糸の場合は、国産生糸との競争の問題でありますから、これはひとつその中国のものだけだとして、やはり国産生糸、それを念頭において適正な関税のあることが望ましい。

しかし、その他一般の鉄鉄、大豆等につきましても、ケネディラウンドに大体あまり開きのないやうな国定関税を設けるべきではないだろうか、こういう議論もあります。そうして、すでに中共貿易の八〇%は大体国定関税ではあるけれども、こ

の協定関税とあまり差はないように実は私も見ております。しかし、とにかく貿易の拡大を考へて輸出の振興をはかろうとしてゐる日本として、特別に差等が設けられて、そのために貿易が拡大しないということ、もしやのような事態が起こるなら、これは一つの問題だと思ひますので、十分留意してこれらに対する対策を立てるべきだ、かように私は考へております。

○只松委員 時間がありませんから、ひとつおそれ入りますが簡単な御答弁をお願いしたい。

具体的に輸入課徴金に対して、なかなか大蔵省等は発表しませんが、四・五億ドルとかいわれておりますが、まあたいへんなことになりませんが、これに対して適當なる對抗策をとるかとはならないかということが一つ。

それから、いまケネディラウンドの適用による内容についてお話しになりましたけれども、関税率法第五條による便益関税を適用するかどうか。また、一般的にいつて輸銀を、これはほかの委員会でもケース・バイ・ケースというふうなお話があったようでありませうけれども、活用するということについて、もっと積極的な、きのうあたりの古井さんのお話では、中共に行つてもいいようなお話があったように書いてありますけれども、そういうことについてはひとつ積極的な適用をなさるかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 いまの国定関税の問題は、もうそれでいいと思ひます。

ただいまお話しになりましたドル防衛、アメリカにどういふ処置をとるか、こういうお尋ねかと思ひますが、この問題はただいまアメリカがまだ最終的な態度を決定してありません。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

私もアメリカが特別なボーダータックスその他類似の処置をとることに反対してきておりますから、今日も反対しておる、その状態でございます。したがつて、これが明らかになりました場合にかゝる処置をとるか、こういうことになら

うかと思ひます。いましばらく事態の成り行きを見ておる、そうしていままでのように反対を続けている、かように御了承いただきたいと思ひます。貿易そのものは申すまでもなく縮小均衡であつてはならない、均衡しても、拡大均衡でなければならぬ、私はかように思つておりますので、このドル防衛でうわさされるような処置は、私は基本的に反対であります。

次に、中共に対して輸銀を使うかどうかという問題であります。これはもうすでに政府がたびたび態度を表明しております、ケース・バイ・ケースできめていく、かようなことではないかと私は思ひます。これは非常にはつきりしておると思ひます。

それから、私が行くか行かないかという問題は、実はときどき冗談の話もしておりますので、そういうことが新聞に出たと思ひます。私はそういう状態になればたいへんよろしいな、かように申しておる次第でございます。

○只松委員 次に、税制の問題についてお尋ねをいたします。

先ほど自民党のほうから、えらりりっぱな税制が今回提案されたような話がありました。私はまあ反対でございます。今、一回、まあ自民党内閣といふのは、佐藤さんとしても一番悪い税制を出したものでないか、こういうふうにかゝる考へております。

〔毛利委員長代理退席、金子(一)委員長代理着席〕

というのは、これは増税になる。いままではいろいろなことがありますが、私たちは税の調整というふうな問題——減税といふのは調整ですけれども、減税的な方向をとられてきた。ことしはどの側面から見ても、全体の額あるいは国民の負担率を見ても、一九・六〇という、昭和三十八年にひつした高率の課税になつておるわけでございます。時間があれば私は先ほどの自民党の方々に反論して、そしていかに増税になつておるかといふことの実態を示したいわけですが、時間がありませんから、そういうことはや

めまされども、増税といふことを確認しろと言つてはなんでもございませうけれども、ひとつお考へをいただきたい。今後こういう形の増税をさらに——さつき減税をするかといふ話がありまして。私は、佐藤内閣が続けばまた増税をするお考へでございますか、こういうことをまずお聞きしておきます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど申しましたが、標準家庭で所得百万円、これは公約しておりますから、四十五年までに中小所得者の負担のために必ず実施する、このことをこの機会に重ねて公約しておきます。

また、長期にわたつての税制のあり方については、先ほどもお答え申しましたように、税制調査会が近く出すことになつておりますので、その答申を待つてきめたい、かように思つております。

そこでもう一つ、社会党の皆さんにも申し上げたいのでありますが、それは負担は軽くなること、望ましい、かように私は思ひますけれども、同時に、国民所得も増加しておる、そういう観点から考えますと、税の負担を国民自身が持つようになつて、そういう社会状態をつくる、経済状態をつくる、そのことが必要じゃないだろうか、かように思ひます。これからもう一つ、社会保障も充実いたさなければならぬ。財政需要がございします。

そういう場合に、国民のこの税負担の度合いといふものは、やはり所得によりましてだんだん変わつてくるのじゃないだろうか。だから、国民所得をふやすというそういう政策はとつて、そして税をたくさん納められる、こういうようにすべきじゃないだろうか、かように思ひます。

○只松委員 原則、一般論としてはそういうこともあり得ると思ひます。しかしたとえば、それでは今度のたばこ酒の値上げ、特にたばこの——いまいわれるインフレがたいへん進んでおります。社会保障制度は低い、あるいは退職金も非常に少ない。そういう中で老人の話、あとでちよつとまたお聞きしますが、お年寄りの方を見るとき、収入がほとんどふえない。そういう中で、

あるいは社会保障制度のもとで生活をしておる人々が「朝日」や「ゴールデンバット」を買へばいいわけでしょうけれども、これはほとんど店にありません。これを店に置いておいて、たとえば酒の二級酒のように上げないようになればいいけれども、「新生」以上を全部上げる、そういうことになれば、きわめて過酷な精神的圧迫を加えるといふことになる。だから、私たちは「新生」や「朝日」といふものをひとつ先に手当てしていただきたい、こう思つております。「ゴールデンバット」や「朝日」なり、全販売店に置いておけばいい。それを十軒に一軒しか置かないで、そういう生活扶助を受けておる人、そういう人々は精神的に意思の弱い人が多いと思ふ。そういう人がたばこをやめようといふことは、これは非常に困難なところでありまして、やはり無差別に間接税を上げてたばこを上げていくといふことは、税制技術上は専売当局の言つておることは納得できませんけれども、しかし、政治の上から見ればたいへん問題があるだらう。だからそういうことで、総理のいま言われた一般論としては私もそれに同調する面もありますけれども、どこから税金を取るかといふことが私は問題であらうかと思ひます。そういう意味で、私は、むしろ一般論じゃなくて庶民の側から立て——時間がございませ

んからあれですが、勤勞所得税その他、これはある意味の間接税的な意味をなしておる。いま二千万人から国に所得税を納めておるのです、昔のうちに三十万、五十万ではありませうから。そういう意味で、社会党が言つておる立場の減税といふことをひとつお考へいただきたい、こういうことを言つておるわけですが。そういう形で四十五年——初めは四十四年ごろという答弁だつた。四十五年百万円ということですが、佐藤さんいつまで内閣をおやりになつてゐるかわからぬですが、少なくとも、たとえば四十五年百万円目標に努力するとともに、五十年には百五十万円までというぐらゐの最低の目標を立ててやはり努力する。こうやつて減税に努力するといふことなら、いま言われ

た所得も上げて税金を納めるということはわからぬことではありません。どうです。百万円までの話は大体ついておりますから、五十年に百五十万円ぐらに上げる目標で努力をする、こういうふうにお考えでございませうか。

○佐藤内閣総理大臣 御承知のように、五十万円のとときは六十万円、六十万円のとときは八十万円、八十万円のとときは百万円、百万円になればさらに百五十万円だ、こういうふうなお気持ちもあらうかと思ひます。しかし、私はいまお申し上げる——これは佐藤内閣がいつまで続くかわからぬと言われるが、いまの四十五年まではお約束はできる。それから先は税制調査会で約束していただくようにひとつお願いしたいと思います。

○只松委員 たいへん税金が重いものの一つの例として、四十一年度でも四万八千六百十七件の不服の申し立てが来ております。うち申告所得が二万七千件、こういうことで、いま税調の中でも租税審判所を設けたらどうか。特別の裁判所を設けますと、憲法上問題はあるようでございますけれども、いまの協議団じゃ、これは協議団にうかつに持ち込むと逆ににらまれる、こういうことで、国民側から見ると財産の侵害が行なわれる。こういうことに対する救済手段というものはほとんどないわけでございますが、協議団を一步進めるといふ形で、暫定的にでもこういう不服に対して国民の意見を十分に聞く、こういう形のものをつくるべきではないかと思うのですが、総理の見解をお聞かせ下さい。

○佐藤内閣総理大臣 税についていろいろな不平不満がある。ことに、公平であるべき税制、それがどうも公平を欠くということ、あるいは所得の見方が違うとか、こういうような意味で非常な不平がある。お説のとおり相当多数のものがございします。そこで、税についての特別の裁判所を設けたらどうかというのはいままでたびたび出た意見でございます。しかし、これはいまの裁判所のたてまえから見まして、どうも適当でない。しかし、この不平不満、これを何か解決するような適

当な方法はないものか。いま裁判とまではいかににしても、大蔵省自身が積極的に不平不満をなくすること、国民の積極的協力を得ること、これが望ましい姿なのである、そういう意味の協力を得るような制度はできないか。これはいろいろくふうしておるようです。したがって、ことに税法自身が解釈のむずかしいもの、ようでありまして、ちよつと私も申告という点にならんと、なかなか思うとおりでできなくて、専門家がらしばしば直されるという、それほどむずかしいもの、ですから、こういう点が民主化できてわかりやすくなる、こういうようなことにひとつ努力しなればならぬ、かように思ひます。具体的はどういう措置をとったらいいか、大蔵大臣から答えさせます。

○水田国務大臣 これは、もう御承知だと思ひますが、第三者的な機関で、やはり裁定のできるような機関、いまの協議団というふうなものではない、もう少ししっかりしたものを税においては必要ではないかというところを中心に、これもいま税制調査会の討議の議題になっておるもので、近いうちにこの問題の結論がついて答申されるものと思つております。

○只松委員 次に、多少問題を異にいたしますが、先ほどお話がありましたように、いまの一つの大きな社会現象として老人対策というのがあるわけですが、男子は六十八・三五歳、女子は七十三・六一歳と長生きをする。しかし、社会保障制度は依然として六十歳から施行される。多くの会社は、五十七、八というものが多少あるけれども、五十五歳で首切りになります。定年退職になります。わずかな退職金をもらつても、現在インフレが進行をいたしております。退職金はまだまだ低い。こういう状態の中で、老人というのは、私は昭和のじじ捨て山といつても過言でないような苦しい精神状態にあるわけでございます。一国の総理として、この新たな社会開発という総理の立場から、いま一つ地域的なものを最後にお伺ひいたしますが、人間としての社会階層の中で、積極的

な老人の開発——いま申しますようにきわめて悲慘な面が出てきております。したがって、定年制を延長する、あるいは社会保障制度をインフレに伴つてスライドする、これはなかなかたいへんな問題でございませうけれども、そういう老人対策について、もう少し積極的に、一番具体的な問題は定年制の延長だ。官公吏に幾ら公社、公団、公行をつくるな、いろいろ御苦心なさつておられますが、行政機構を簡素化しようといつても、五十五歳で定年になればそのうしろにすわつておるような人はたまたまぬから、公社、公団をつくる。あるいは防衛庁の人に幾ら機密を持ち出すなといつても、五十五歳で首になれば、中將や大將になつた人が会社に行つて門番をするわけにいかぬ。それで結局どこかに天下る。天下るときにおみやげの一つも持つていく。それは私は別な面で人情のしからしめるところだろうと思う。やはりそういう面を規制するには、根本的には六十歳まで定年制を延長するといふことがなければ、私は、いままでできておるたくさんの方のいろいろな社会の矛盾といふものを解決することはなかなか困難だろうと思ひます。ひとつこの面に対する総理の積極的な御発言をお願いしたいと思ひます。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤内閣総理大臣 私は、只松君のたていまの老人能力の開発と、こういうことばを使われたことにたいへん敬意を表します。確かに老人、これがいま、私も一昨年各地の施設を見てまいりました。お年寄りが、自分たちは年を取つたからもうただ恩給だけで食つてゐるとか、あるいは小づかいだけでもらつていけばそれでいい、こういうようなものではない。これは、人間といふものは生命のある限り働くようにできているんじゃないかと思ひます。そこで能力の開発ということが大事なことだ。だから、病気で現に寝ておられる苦しい心しておられる。でありますから、いろいろな施設ができてきても、十分働いていただくという、その孤独感を持たないような施設をしない限り、

老人も満足されない、かように私は思つたのであります。したがって、たていまの定年制なども、いま短いじゃないか、これは御指摘のとおりであります。なかなか、この定年制といふものをつくることについても全面的に御賛成はなかなか得にくいかもしれない。しかし、たていま言われたことによつて、現状のものが短い、もつと長くあつていいのではなからうか、かように私は思ひます。したがって、この点では、まじめに考える。同時にまた、いま言われました社会保障の充実あるいは社会福祉のさらに積極的な施策、これらも必要でございますが、何といつても年を取られた方でもその能力を再開発するといふ、そういうことに重点を置いて施策をしないといふ制度が生きてこない、私はかように考えております。

○只松委員 最後に、地域開発の問題についてお尋ねいたします。

地域開発の一つの側面としていろいろ矛盾が出てきておるが、いま関東周辺に、日本の人口の約三〇%を占めるものが集中してきておる。したがつてその結果、時間があればデータをずつとお示ししようと思つたのですが、埼玉県なんか、二百万をこえておつたのが三百二十六万と、こういうふう急速にふくれ上がつてきておる。あるいは、前回の人口調査から今回の人口調査までに、全国で四カ所倍増した市町村があります。中でも草加、朝霞というものが、埼玉県で二つ、人口が倍増しております。ところが、こういうふうになつてまいりまして、学校や何か、依然として自分の市町村で処理する。単に処理するだけでなくて、起債その他を申し込んで一般的なもので、なかなかそうめんどう見てもええ。参議院でも多少問題になりましたけれども、こういう問題について、少なくとも緊急を要する教育なら教育の問題について、二分の一くらいは国庫負担をする。文部大臣も努力するといふ返事があつた。うでありますけれども、社会開発の結果として出てまいつておるこういう問題に、佐藤さんの一番最初唱えられた社会開発を完遂する意味にお

いても、ひとつ御考慮をいただきたい。

時間がありませんから同時に言っておきますが、人口だけはそうやってどんどんふえてまいります。それで埼玉県で百万からふえた千葉も、神奈川も人口がずっとふえております。ところが、山陽道のほうはいわゆる鉄道路線あるいは道路も整備されておりますが、東北に入っていくと、こういう方面についてはやとことしの秋、京浜線の三複線が完成する、こういうことで、あとは私鉄も、途中で何にもなされておられません。あるいは道路も、途中はできておられますけれども、東京から抜けるという道路はほとんど手をつけられておりませんし、つけられても未完のままです。人口だけ五十万、百万というのが大移動した。そこで定住する。しかし、そこに行く道路もなければ行った先の学校もない。こういうことでは、私は社会開発が完全に行なわれないと思う。あるいは、そういうことを抜きにしても、国民がそこへ安住することは困難だ。通勤でも一つの恐怖状態になる。ぜひひとつそういう面について、特に関東周辺の急増しているという問題について、ひとつ格段の御努力をいただきたい。ここにきておりますが、春日部、福岡町なんか、予算の五九・四は教育予算に食われております。春日部、上尾その他こういうところ、全部三〇何、教育予算に食われている。ほかの仕事がなかなかできない、こういう状態になっておる。十分なる御配慮をひとつお願いしたいと思ひますが、総理の御答えをいただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 過密都市問題についてお触れになりました。これはいま引き受けるところ、人口が急増するところ、その悩みを次々にあげられました。これは私が申すまでもなく、あるいは交通問題、住宅問題、あるいは公害問題、あつて都市集中の結果、そういう問題を引き起こしている。それがたまたま言われるように、学校の急増になる。その他自治体としての財源を強化してくれなければ、単独事業はもちろんのこと、その他にいたしましてもついていけない、これがたまたま

まの地方財政の悩みでもあると思ひます。しかし、こういう事柄については、これからふえていくところですからそういうものに一つの希望が持てる、対策を立ててもまだ見込みがあるように思ひます。同時に、人口が集中するというその結果は、逆に過疎状態が地方において起こつておる。政府としては全国を一律に考えてものごとを見なければならぬ、過密対策は即過疎対策でもなければならぬ、かような実はむづかしい問題にぶつかるところであります。この辺はとにかく人口自身が減っていく。したがって、住民税も思うように取れない、現実に自治体の財源は枯渇する、そうして将来にも望みはないのだという。

そこで地域開発、適当なる事業を誘致する、あるいは公共施設を整備する等々が問題になるのであります。したがって、私はいまの過密対策、都市対策、これが何となく今日の近代国家の悩みでもありますから、そういう意味で特別な処置を講じて、財源を強固にする、同時に、いま悩んでおる具体的な各種の公共施設について適当な対策を立てていく、こういうことが計画的であつてほしい、かように私は思つております。

○田村委員長 武蔵山治君。

○武蔵(山)委員 総理大臣に答弁できそうな問題だけを質問いたしますから、必ずひとつ明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

いままで大蔵省は年々減税を進めてまいりまして、三十六年度以降毎年自然増収の一定部分を減税に配分するという方式をとつてまいりました。こういう方式は最近の日本財政に定着した財政運営方針だつたと私は思ひます。すなわち、名目所得が上昇するに従つて負担率の急速な増大がもたらされます。そこで、そういう名目所得に対して、急速に税額が増大するということを調整をしなければならぬ。すなわち、調整減税という意味を含めて、年々減税を行つてきたわけでありまして、ところが、佐藤内閣は、こういう長い間続いてきた運営方針というものを全くここで変更いたしました。まさに増税内閣の汚名を後世の歴史家が

きく取り上げるであらうと思はれるような増税方針をとりました。

私は、まず第一に、総理大臣に考え直していただきたいのは、本年は所得税一千五十億円減税をする、間接税一千五十億円増税をして、減税はゼロだ。しかし、それは数字の上における比較がゼロであるという意味であつて、国民の税負担はゼロではありません。物価は政府の見通しでも四・八は上がるというのであります。しかし、おそろくこれではおさまらないでしょう。総理はいま、四・五から四・八でとどまるだろうという見通しだと述べましたが、とてもそんな程度ではとどまらない。すでに予定されているたばこ、酒、ビール、国鉄定期、電話架設料、さらに年内にはおそろく消費者米価も上がるでしょう、あるいは私鉄の運賃も上げられるでしょう。地方自治体が管理する高等学校の授業料、ふろ代、こういうものが軒並みにいま上がらんとおる。こういうときに、それに連鎖反応を起こして諸物価がかなり上がつて、四・八ではとどまらぬとわれわれは思ひます。おそろく六・九の物価上昇率になるだろうと思ひます。

いずれにしても、総理の言う四・八の程度だとしても、その分の調整減税がびた一文も行なわれておりません。こういう措置をとつたことを総理はどう弁解されますか。

○佐藤内閣総理大臣 武蔵君にお答えいたしますが、武蔵君はこの大蔵委員会のベテランでございまして、私が大蔵大臣時分からの長いつき合ひであるように思ひます。

ただいま名目所得ということばを言われましたけれども、私は、所得は名目所得じゃない、実質的に所得がふえておる、こういう実情にぜひ立っていただきたいと思ひます。相変わらず、所得が上がつているのは名目だけだ、インフレが片一方で高進しているから同じことだ、あるいはいふと苦しくなつておる、かように言われると実は困ると思ひます。ことしの千五十億円の減税にいたしましても、いわゆる物価調整減税、これを申しま

すと、調整減税は三百四十億円といつておりますから、それも千五十億といえはるかにそれをこしておる、かように私は考えております。したがつてこの点は、ぜひさように御訂正をしていただきたい。

それからもう一つですが、たばこや酒等を上げた、間接税を上げた。これは確かにお説のような議論も成り立つたかと思ひます。しかし、私は先ほど御説明いたしましたように、いわゆる大衆酒、あるいはどうも専売公社は「朝日」や「ゴールデンバット」を店に並べてないというおしかりは受けておりましたが、こういうものは据え置かれておる。さらにまた実情において、そういうものを売するように専売公社に努力してもらいたいと思ひますが、私は、この点でも必ずしもおっしゃるようにはなつていないのだ。しかし、これからの物価が一体どういふようになるのか、ここになると、おまえが答えることができるものと云われたが、その辺のところはちょっと答えがでにくいのですが、しかし政府自身が四・八という一つの目標を持つておりますから、あらゆる努力をそこに集中するつもりであります。したがつて、ただいまのように今回の減税ではなくて増税だと言われ

る。しかし、中小所得者に対する所得税の減税、これはもうはつきりしている。しかし、国民全体として負担は一体どうなつたか、こういうようなことになるという議論があつたかと思ひます。同時に、地方税も今回は安くしておりますから、そういう点もひとつお考えをいただきたい、そうして実際にどうなつたかを十分考えていただきたいと思ひます。

○武蔵(山)委員 かりに総理の言う立論に立つたとしても、地方税は七百四十二億円減税をして、さらに増税三百九十三億円いたすのでありますから、差し引き三百四十九億円で、かりにそれを基礎にして考えましても、今日の物価上昇率の減税が目一ぱい行なわれていない、やはり物価調整減税が行なわれていないということははつきりしておるじゃありませんか。国のほうは、千五十億円

の中身は何かといえ、四百三十億圓が物価調整分だといふ、いまの大蔵大臣のサゼスチョンは確かにそうでしょう。しかし、一千五十億圓また間接税で取るのですから、これは差し引きゼロだ。全く国税においては減税は行なわれていない。だから、物価の上がつた分だけは当然減税すべきではないか、なぜやらぬのか。佐藤内閣は、そういうやれない理由として、おそらく財政硬直化だの、支出が非常に過大になっているとか、あるいは歳入が思うように伸びないだろうとか、そういう理由があるから減税ができないのだ、こう答えるのでしよう、どうなんですか。

○佐藤内閣総理大臣 これはもう武藤君が御指摘になりますように、ことしなどは、いわゆる減税などには大体合わない年なんだ、しかしそれでもいまの所得税だけはひとつ中小所得者のためにやろう、こういうことで踏み出したわけだ。そのあと、どうしても財政需要が強いから、財源の必要上ふやした、かように御了承願います。

○武藤(山)委員 そういたしますと、あなたは総理大臣として、財政硬直化のあるいは歳入が不足しておるといふ場合には、過去の政策の失敗を、その犠牲を国民に転嫁して解決をする以外に道がなかった、こういう考え方ですか。なぜ調整減税をやらぬのですか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、ただいま申し上げたような事情ですが、国民を犠牲にしたとは思っておりません。また、所得は実質的にふえておる、かように考えておりますから、この際に国民にもやはり国の財政に寄与していただきたい。長い目で見れば必ず、ことし四十三年に協力したことは報いられる、かように私は考えております。

○武藤(山)委員 総理はいまから追加の減税をしようという意思は全くないようであります。第二に、たばこ酒の値上げは行ないますか。――総理。

○佐藤内閣総理大臣 いま法案をお願いして御審議をいただいております以外におっしゃるのかと思つて、ちょっと立ちかねていたのですが、ただい

まのものをひとつ御審議をいただくことで……。○武藤(山)委員 たばこ酒の値上げは、五百五十億圓見込まれて、国民にたいへんな負担増になります。たばこだけで五百五十億ですか。それから、度の物品税を入れたら千五百億圓です。だから、減税したと称しながら、そっくりまた……。払うのは同じ国民ですからね。税目では間接税と直接税で、担当は直税と間税と違うでしょうけれども、払う側は立ってみるならば、国民は、同じ人が払うわけでありまして。

そこで私は、先ほど最初に述べたように、本年は三十六年から続いていた自然増に対する一定割合の減税すらも行なわなかつた年であるから、このたばこ、酒の値上げはやめべきである。まずたばこだけでも、低所得者層に思いやりのある総理大臣であるならば、いまからでもおそくはありませぬ、たばこの値上げはやめるべきであると思ひますが、あなたの御意思はいかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 さような御意見ならば、先ほど大村君にもお答えしたように、私は、租税のあり方等から見まして、やはり税のあり方はすべてが均衡がとれることが望ましいと思ひます。私は、たばこの税は低い、かように思つておりますので、そういうものをやはり上げざるを得ないと思ひます。ただ、大衆たばこでも申しますか、そういうものは据え置いた、かように御了承をいただきたし、酒におきまして、大衆酒は据え置いた。ここにその問題があるのでございまして、私は、苦しい中におきまして、国民のことを考え、それらの点の配慮をした、かように御了解をいただきたし。

○武藤(山)委員 それでは、たばこはどうしても値上げをする、この意思は最後まで貫くのだと――これはまさに庶民を犠牲にする態度じゃありませんか。物価がさらに四・八%も上がるのに、そのほかの、所得税における調整減税はやらな

い。おまけに今度は、間接税でたばこや酒を上げていく。これ、大衆犠牲と言わずして、何と申すでしょう。まさに大衆に負担を転嫁したものであ

る。もし犠牲といふことが悪いならば、大衆に負担を転嫁したものである。ますます大衆には負担過重と言わなければなりません。間違ひですか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、いま言われるように、安ければそれに越したことはございませぬ。安いことが望ましい。また、そういうものも、据え置くことができれば、これはたいへんけっこうです。しかし、御承知のように、ずいぶん長い間たばこは据え置いたと思ひます。しかし、もう今日これを上げざるを得ないような状況になったといふので、これはひとつしんぼうしてくださ

い。これはお願いであります。ただいま言われるように、大衆についての負担は一切上げるな、これも一つの行き方でしょう。しかし私は、この程度のこととはひとつしんぼうしてくださ、こう言つて実はお願いをしております。これを上げるのはあたりまえだ、かように胸をさらしておるつもりはございませぬ。御了承いただきたいと思います。

○武藤(山)委員 その問題については、来たるべき参議院選挙において国民が審判するでありません。おそろく財政硬直化とか歳入が足りぬとか、あるいは歳出、需要が非常に大きくなつてきた、だから国民にある程度その負担をせよというの

は、おそろく国民に、喜んでやつてもらうわけじゃないが、かたがたないのだ、こういう気持ちのようでありまして、私は違ふのであります。歳入は他にある。他にあるのになぜ大衆に転嫁するかといふこととであります。自然増収だつておそろく三百億や一厘引き上げただけの日銀の納付金だつてふえま

す。たばこの値上げをしなくとも、たばこの自然売り上げの伸びだけでも、収入は五十億ばかりふえますよ。そういうものをきれいに洗つて歳入源を検討するならば、庶民にこんな重い増税の年を迎えさせなくとも、処理のしかたはあつたはずであります。その処理をしなかつたところの態度、姿勢というものに国民は批判を向けてい

す。私もそういう点から政府に、できることなら、いまからでもおそくはないから、たばこの値上げだけは思いとどまつたらいかでございましょうか、こう言つてゐるわけでありまして。あなたはその国民の声、天の声、神の声を聞き入れるだけの耳をお持ちにならぬといふことはまことに残念であります。

そこで総理、租税特別措置が膨大な金額にのぼつており、あなたはこの間その中の有利な点だけを本会議で、生命保険料控除も特別措置だといふいろいろ政府の都合のいい点だけを反論をいたしました。しかしまた、まだ整理しなければならぬ問題は租税特別措置の中にたくさんござい

ます。時間がありせんから一々あげませんが、そこで佐藤さんに的確な答弁をお願いしたいのは、配当に対する分離課税だけは四十四年度からやめよう、このくらしいな決意になりますか、いかがでござい

ますか。○佐藤内閣総理大臣 これはこの前改正していただいたその期限が明後年まででございすから、それまでひとつしんぼういただきたし、かように思ひます。

○武藤(山)委員 それまでしんぼういただくといふことは、しんぼうした上の質問なんです。だからことし三月からやるべきことなんです。四十四年度から配当所得の分離課税は当然やむべきである。というのは、いまはなき池田前総理大臣は、この大蔵委員会であつたのすわつてゐるその場所、私が総理大臣をやつておる間は断じて配当の分離課税は認めません、こう答えたので

す。私は池田さんのりつぱさ、えらさだと思つた。その約束を最後まで果たしました。したがつて、池田内閣のときには分離課税は行なわなかつた。ところが、佐藤内閣になつたらとたんに配当の分離課税が認められた。したがつて、これは次の総理に引き継がずに、あなたの任期中にこの分離課税を廃止すべきものと私は思ひます。明年度から、四十四年度からやめますか。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

○佐藤内閣総理大臣 とにかく昨年に改正したばかりでございますから、一年だけでなくて、いましばらく模様を見たいと思います。

○武藤(山)委員 一年じゃなくて二年になるのですよ。四十四年度から期限がくるのですよ。だからこういうときには当然そういうものを検討する。あまりにも証券業界と癒着したような感じを国民に与えますよ、この制度を残すことは。だから、本年こそ租税特別措置を大なたをふるって整理をすべきだ。ちまたでは佐藤内閣を端的にどう言っているか、佐藤さん耳にしたことはありますか。昭和四十三年の予算をめぐって、佐藤内閣は特徴的な悪い面が出てきた。一つは軍事強化である。軍事予算は要求どおり削らない。増税は、三十六年以降なかった増税を本年は行なう。増税内閣である。受益者負担だと称して、公共料金は軒並み値上げをしようとする。おまけに金融はじゃんじゃん引き締められて、中小企業はばたばた倒産をする年だ。物価もどうも政府がきめたような状態ではなさそう。まさに佐藤内閣は物価を値上げする内閣であり、税金を上げる内閣であり、中小企業を倒す内閣である。こういう非常な国民の批判というものはやはり内閣総理大臣としては謙虚に耳を傾け、非を改めて国民に報いるのが為政者の常ではないかと私は思います。どうも佐藤さんが今日やっておる四十三年度予算やそれをめぐる諸法律というものは、われわれ国民に背を向けているような気がいたすわけであります。十分ひとつ耳を傾けていただきたい。

総理も御承知のように、去年は中小企業が戦後未曾有の倒産の件数を出しました。これは一千万円以上の負債で倒産をしたという企業が八千二百件、それ以下の五百万、六百万の負債で倒産した零細企業に至ってはこの数倍に達するものであります。さらにこの二月には、倒産の件数はまたまた記録を更新いたしました。総理、御存じでございますね。この中小企業の倒産をする状況、これらの業者に対して、あなたの頭の中からはどんな感じでこういう状況をいまこでお答えになりますか、まずあなたの感触からお尋ねいたしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど只松君にお答えしたばかりでございますが、お聞き取りいただいたと思います。私も、中小企業の方々がいたいたいた困難な状態におられ、そして苦しい思いをして事業の振興に努力しておられる、かように思っているのです。今朝も非常に悲惨な、気の毒な記事が報道されており、ほんとうに私は心を痛めておる次第でございます。私が申し上げるまでもなく武藤君も御承知のように、本年の経済としては、昨年の行き過ぎた経済を鎮静さすべく、あらゆる面で引き締めをやっておるときでございます。予算の規模もそういう意味で小さくなっておるし、また、公債の発行等もそういう意味で縮減をいたしました。そういう事柄が必ずまた中小企業の方々にたいへん困難さを増しておるのじゃないか、かように実は心配をしております。したがって、やはり先ほどもお答えいたしましたように、やはり特別な資金を中小企業向けに増額すること、あるいは税制の面で特別なことをすること、さらにまた実態を把握すること、そういう意味における中小企業の指導、これなどに特に重点を置きまして中小企業問題と取り組んでおる次第でございます。ことに最近の輸出産業、そういう面で中小企業が果たしておる役割りは非常に大きいのであります。そういうことをもあわせ考えまして、特に輸出振興に努力しておる中小企業の強化にこの際特段の留意をするつもりであります。したがって、いまの政府自身の行き方について、私は十分だ、これで万全をやっている、こういうことはなかなか申し上げかねますから、武藤君も具体的にこういうことをやれ、そういうことをお気づきでありましたら政府にも教えていただきたいし、私はそういうことは謙虚に伺うつもりであります。

○武藤(山)委員 総理みずから心を痛めており、何か提案があったらいい案を示せとおっしゃいますから、一つ示します。

いまだ三月の十三日でございますからおおそくない問題で、ひとつ総理大臣みずからが決断をしてもいいのは、中小企業金融公庫、商工中金、この二つの政府関係金融機関から三月に申し込みが殺到している。ところが、政府は四半期別に融資枠を割り当てしている。先食いができない。したがって、何とも救済ができないという事態である。こういう事態に各支店なり本店から大蔵省に申し出があれば、本年は異例の措置として三月に繰り上げ使用を認める、こういう態度はとれますか。

○佐藤内閣総理大臣 金融は申すまでもなく一年、さらにそれだけではいかぬから小分けをして四半期ごとにやる。しかし、それだけでいいものでもございません。もっとこまかく月々にその状態によって対策を立てる、これが金融だと思ひます。したがって、ただいまのようなお話がある、これは大蔵大臣も私と一緒に話を聞いておりますから、これについて善処するようにいたします。

○武藤(山)委員 次に、中小企業倒産防止のために、中小企業倒産救助法が倒産防止法というように、仮名のものではあります、そういう専門のものををつくらなければ、なかなか個々の業者というのは安心ならぬと思うのであります。しかし、これを資本主義社会でつくるといふことはなかなかむずかしい。なぜならば、資本主義社会は自由競争、弱肉強食であります。企業家責任であります。したがって、政府がそこまで中小企業をかわうことはできないとおそらくお逃げになると予想しての質問であります。この際、これだけ日本も経済発展してきたのでありますから、さらに自民党の生命を長く続けさせようとするならば、おそらく中小企業に対して何らかの適切な措置をとらざるを得ないのではないかとこのうのであります。そういう法律をつくるような検討をする御意思はございませんか。

○佐藤内閣総理大臣 いま武藤君の中小企業倒産防止法というものは、仮称にしるかどうかということ

ねらっておられるのか私にちょっとわかりませんが、それを批判するわけにまいりませんが、私は中小企業のたゞいま弱いと見られておるものは、やはり近代化がおくれている、こういうように実は考えております。したがって、その近代化資金については特に力を入れて、業界の積極的な立ち直りについて協力するつもりであります。したがって、そういう意味での中小企業自身が自立できるような、そういう体制をつくる法が、いまのようにただ倒産防止というだけでなくて、積極性を持った法が必要じゃないか、かように私は思ひますので、ただそういう点がどういうことになるのか、十分考えてみたいと思ひます。いまのお話も、ただ倒れるのを防ぐというだけでなくて、何か一つのねらいがある効率的なものを考えていらっしゃるのか、そういうことについての力を私はかす、かようにしたいと思ひます。

○武藤(山)委員 いまの私の言わんとした中身は、具体的にたとえこの百万の手形が落ちれば何とか、次の入金か三日後に来るんだが、一週間後に来るんだが、どうしても金策がつかぬ、そういう業者がかなりおるわけですよ、こまかい業者は。その百万円の手形を適切にしてもらえば次の手形は順次落ちるんだけれども、その当座の金がどうしても見つからぬ。そういう際に、地方自治体それぞれ中小企業相談の専門の機関があつて、そういう場合には政府がある程度めんどうを見られる。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕あるいは適切にそれを政府公庫を通じて別ワクでめんどうを見られる、そういう相談機関というようなものは、総理がやろうと思ひます。いまは歩積み・両建ての問題のかけ込みをする相談所はできたけれども、中小企業がほんとうにそういうときにたよりになる機関が何にもないのであります。ぜひこれはひとつ今後の検討事項として政府としても検討されたいと思ひます。

時間があと五分しかありませんから、最後に、中国貿易と日本との今日の関係の中で、総理は先

ほど今度のケネディラウンドが実施されても、中国にはそれほど影響はない。八〇%の品物は協定関税と同じようになるだろう、先ほどはそう答えておる。八〇%は協定関税と差はないと思う。しかし、実際はあとの残った二〇%の品目が問題なのであります。八〇%の品物は、いま中国と取引をしないものが格差がなくなつても、現実にいま取引をしている三百品目ばかりのものが二〇%のほうに含まれているという事態になります。事はたいへんなのであります。総理、いま中国と他の国との輸入品について、関税がずいぶん不公平に取り扱われているという事実は御存じでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 それはもう先ほど説明いたしましたように、協定関税とそれから固定関税、その相違がございますから、確かに違つております。

○武蔵(山)委員 その相違が、まことに日本の国益や日本の農業に無関係にひとしいようなもので、関税を高くしているわけでありまして。時間があつたから品目を言いませんが、たとえば天然黒鉛あるいはガーネット、こういうのは、輸入関税ゼロの品目のものが一〇%、一五%取られていて、ここにその品目一欄表がありますから、あとでひとつ時間のあるときにゆつくり質問したいと思ひますが、そういう差をつけているために、日本の輸入業者は中国から買わずに、よそから買うほうが得だという問題が出てくる。そういうことは、中国と日本の民間貿易を拡大するためには、日本は中国からの輸入をまずふやさなければいかぬ。中国は輸出、輸入とも割り当てる国ですから、関税の一〇%、五%というの、さほど中国そのものの政府では頭になくも、日本の輸入業者にしてみれば、一〇%取られる、一〇%取られる、ただのものが、ゼロのものが、それじゃよそから買おうということになるから、中国からの輸入が減り、日本から中国への輸出がふえないという問題があるわけでありまして。ここに関税の問題が中国貿易の一つの障壁になつてゐる。私はそう

見ている。したがって、これを政府はいまこそおぼして互恵平等の態度をとるべきだと思ふのであります。総理大臣の御見解はいかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 いまのお話ですが、私が伺つてゐるところでは、日本が輸入してゐるうち、まず米、石炭、塩、これが約六〇%を占めてゐる。これは従来からの協定税率と関税上の格差はない、かように考えております。その次が大豆と鉄鉄、これらのものは二〇%、したがって合計して八〇%というものが、ただいまのような大宗といひますか、向こうの扱つてゐる貿易のうちの一、二番大きな品物は影響がないのです。

それから先ほど言われました生糸のお話が出ております。生糸については、これはやはり国産生糸の問題と比較して考えなければならぬ。これはひとつ注意していただきたいと思ふ。これは農家の方が困るようなことになつても困るのかと私は思ひます。だから、ただいまのような点でやります……(日本は輸入国ですよと呼ぶ者あり)これは確かに輸入国に違ひありませんが、さらに輸入国になるというか、いまの養蚕家がほんとうに困るようなことだけはやらせたくない。

○武蔵(山)委員 日本は生糸の需要というものが非常に旺盛な国で、日本の農家がつくつた生糸では日本の需要にはとても追いつかないのです。それよりももう百姓が、選択的拡大だ、やれ果樹がいいのイチゴがいいの酪農がいいのという農林省の指導に基づいて、過去十年間の間に養蚕というものはほとんどやめていつてゐる。もう一つは、労働力の関係からも養蚕はやめていつてゐる。政府がふやそうといつても現実にはふえない。それを議論する時間があります。去年一カ年の中国の貿易量というものを各別に分けてみますと、日本は前年に比較してマイナスイヤ九・五%です。日本の輸出はマイナスになつたのです。ところが、日本のこんな近くにある中国を日本の関係がマイナスになつてゐるのに、それに反比例してドイツ、イギリス、フランスはほとんどふえてゐます。イギリスは五二%ふえております。西ドイ

ツは七五%ふえておる、イタリアは五六%ふえておる、こういう傾向にある。(佐藤内閣総理大臣「金額は」と呼ぶ)私は時間があと一分しかない。総理があんまりつまらぬ答弁をしておるから時間ばかり食つてしまふ。何を私の質問にけちをつけるか。

そういうようないまの情勢のときに、政府は中国と貿易を正式にやろうという御意思がない。おそれ、国交が回復されてない国と貿易についての協定を結ぶことは、アメリカにちよつと申しわけないというふうな気がねがあり過ぎるのではないだろうかと思ふのであります。かつて日本の外交官であつた西さんは、国交未回復の国と個別の協定を結んでもその国を承認したことにはならないのだ、そういう事例があるということを一冊の書物に書いておられます。そういうような事実から見ても、すでに日本の例でも、昭和八年、昭和十年に満州国とソ連との関係である。また、イギリスがソ連の革命後ソ連といち早く貿易協定を結んでも、ソ連国家を承認をしたことではないという事例もある。したがって、せつかくいま覚書貿易が、また協定が結ばれて、総理大臣は先ほど覚書貿易が中国と結ばれたことは好ましいことであつて喜ばしいことである、こうあなた自身が答弁をいたしておる。そこで、中国の国交回復なり独立を認めるといふことではないが、商売だけは、貿易協定だけはひとつこの際ふん切つていこうという、過去の情性を克服する御意思があるか、中国との貿易協定だけは考えようという前向きな姿勢があるか、この点をひとつ総理の見解をただし、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど貿易についてのパーセンテージの増加を武蔵君読み上げられた。しかし、金額的にこれを見てほしい。日本の中共貿易はその地位としてたいへん高いところにあると思ひます。そのことを見のがさないように……。減りましたも、全体としては二位、三位にあるんじゃないか、かように理解しております。その点を言われないうでただ増加率ばかり言われては、た

いへん近いところの貿易があるわなように思われるから、こういうことはやはり公平に国民にひつとわかるようにしていただきたい。(武蔵(山)委員「時間があれば反論しますがね」と呼ぶ)そこで、私は先ほど中共との貿易については態度を申し上げたのであります。私はそれは望ましいことだと思ひます。しかしそれは別に、いま政経分離というのを言つてゐるのは、アメリカに対して私どもが遠慮して言つてゐるのじゃありません。何かといへばアメリカが引き合ひに出されませんけれども、私はアメリカに参りまして最初にジョンソンに会いましたときに、日本が中共とは政経分離の形にいつてつきあひはする、貿易はします、アメリカがどうしようが日本はちゃんといままでできた方針をやつていくというのをちつと遠慮してあります。しかし私どもは、国際法規、これは守つていく。国際上の権利と義務、そこは十分尊重する。これが日本が信用のあるゆゑんだと思ひます。しかし、私が中共に対して申しておることは、政治的には今日つき合ひができないけれども、貿易や文化的な交流はひとつ進んでやろうじゃないか、こういうことを言つてゐる。

そこで、先ほど日本の関税についての御不満を披露されました。一体中共は日本から行く品物についてどういふような関税をしているか御存じですか。したがひまして、これはやはりここらあたりもよくお考え願つて、国定関税というものは協定関税と違ふのですから、そこらに差のあることははつきり認識しておいていただきたい。そういうことを十分……。私は、いま一年間の……もとLT貿易というものは五年も続いてゐた、ところが今回は一年限りなんだ、かようにいわれてゐる。これは日本側とすればもつと長期的な話し合ひをしたい。古井君、これは政府の代表じゃございせんが、民間側としての岡崎君にしてももつと長期的な話し合ひをしたい、そういうことをずいぶん希望を述べたようです。しかし、これ

ができなかった。そういうことを考えてごらんになれば、ただいまのことは御理解がいくのじゃないか、かように考えます。

○武蔵(山)委員 協定を結ぶのが好ましいか好ましくないか、また結ぶ意思があるかどうかという質問ですから、それをちょっと最後にお答え願いたい。

○佐藤内閣総理大臣 政府は関係する意思はございません。政経分離の形で取り行なうとはつきり申し上げております。

○田村委員長 広沢賢一君。

○広沢(賢)委員 これから私が質問することは、総理の御答弁によつては数千億の税収が確保できる非常にいい話でございますから、しっかりと答弁していただきたい。

三月五日の衆議院の本会議で、佐藤総理はわが党の広瀬議員に対する答弁として、租税特別措置の基本的性格についてご答弁されております。全部はしりまして、一番重要な点は、「大企業は三百二十一億であります。中小企業はこれより以上の三百九十四億であります。この点を十分委員会等におきましても御審議をいただきたい。」次が重要で、「そうして社会党の方や皆さん方も、ただ政府をお責めになるのはいいですが、この制度が大企業だけに幸いするんだ、かような政策的な特殊な立場からの御批判だけはやめていただきたい。」と云っておられます。

そこで、私はいろいろと政府の公式に発表した租税特別措置についての資料を調べました。そうしますと、総理の言っていることは数字的にいって——まず政策的とか政策の必要性という点ではなくて、数字的にいってまっかな偽りである。

申し上げます。この前衆議院大蔵委員会の要求によつて提出しました四十二年七月の大蔵省の正式な文書がございます。それによりますと、租税特別措置による準備金、特別償却額等、これは一千万円以下が百三十億円、一億円以下が百四十二億円、一億円をこえるものは六百五十五億円、合

計で九百二十七億円ですが、これはたとえばあとで申します利子配当の問題とかそういうものを除いての数字ですね。九百二十七億円。これで何と一億円以下とそれから一億円をこえるものと合わせると、七百九十七億円対百三十億円。それから、一億円以下を中小企業とするということにしまして、六百五十五億円対二百七十二億円ということになります。これが正式の——念のため申しますが、これは最大限大蔵省がいろいろ逃げて逃げ回って、低目に低目に見積もった、減価償却もその他の問題もいろいろありますが、そういうものが入らないでこういう数字でございます。そうすると、総理は明らかに本会議の答弁は間違っておるということをお認めになりますか。

○佐藤内閣総理大臣 私が本会議で読んだのは四十二年の数字でございます。私、大蔵省から実はその数字をもらっているの、いま二重になっているというお話ですから、それを出した事務当局のほうから、どういうわけでそういうように違っているか、一応説明させていただきます。

○広沢(賢)委員 いま総理に質問しているのです。大蔵省の事務当局に質問しているのではないのです。

それで、大蔵当局はよくそういう答弁をいたします。中小企業に有利なんだ有利なんだという答弁をいたします。ところが、いま申し上げました数字は全く大蔵省が認めた数字ですよ。私が出しているのは、たとえば、前に非常に有能な答弁をしていた塩崎さんが主税局長の時代に、塩崎さんが出した正式の本の中にもやはりそれが入っているのです。このとおりのもので出ているのです。それ以外のものはないのです。そうすると、あとでその議論は租税特別措置でやるにしても、総理としては逃げないで、正式にいままで発表された数字と総理の言っていることは違っているということとを認めなければいかぬ。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど申しましたように、私が数字をこしらえたわけじゃありません。私がしゃべった数字は大蔵事務当局からもらった数字

ですから、それがなぜ違っているかを一応事務当局から聞いてください。それが必要なようでございます。

○広沢(賢)委員 とんでもない話です。総理大臣ともある者が本会議の答弁で、自分が納得しない、ただ紙をもらったら、それだけ答弁したら済むと思うのですか、まじめな話。そんな逃げ口上は許さない。一回本会議の資料に入り、しかもいろいろと新聞にも出て、それで社会党に対して挑戦をしている総理は、この点については大蔵省に逃げないで自分としてお答えになつたらいいです。

○佐藤内閣総理大臣 私は、その私が説明した数字は自信を持ってお答えした、かように御了承いただきます。いま変える考えはございません。

○広沢(賢)委員 そうしますと、私は次から次へいろいろ内容を申し上げますが、その内容で、総理が、もっとひどい租税特別措置の性格というものについて十分お答え願いたいと思うのです。

まず第一番目に、先ほど武蔵委員が配当の問題を出しました。ところが、私どもがずっとあげますと、もうたいへん不合理な租税特別措置が一ぱいあるのです。その中で一番悪名の高いのは、さっきの配当分離課税もそうですが、利子配当についてのもので、この額ですね。大体これによつて恩恵を受けるのは、いつも申し上げているとおり、四人世帯もつて不労所得の人たちが二百二十六万円で減免されているのに対して、勤労所得税を納めている人は二十八万円プラス住民税十二万円で四十万円で、四人家族ですが、これは恩恵を受けない。これはいつも議論しているから、この数字は間違いないです。塩崎さんの本にも出ています。大蔵省の本にも出ていますよ。したがって、これは不公平だと思いませんか、思いませんか。

○佐藤内閣総理大臣 金額だけでごらんになると、これはもうだれもそんな状態はおかしいじゃないかと、だれど何かゆえに配当所得を軽くしているか、これは政策目的がある、そういうことをやっぱりお考えいただきたい。

○広沢(賢)委員 そうすると、こういうことでございませうか。この利子配当の「貯蓄の奨励」ということが書いてある項目ですね、この中に入っているわけです。これは先ほど言われました大企業と中小企業の分類ですね、これには関係してないわけです。範囲に入っていないわけです。総理は全然わからないでしよう。そういうことをわからないで答弁しているのですよ、ぬけぬけと。社会党に本会議で挑戦しているのですよ。

ではもう一つ聞きましょう。利子配当の問題に入る前に、たとえば総理がいま大企業と中小企業と分けた、その大企業とはどのくらいなのか、中小企業とはどのくらい以下なのかということ、うしろの事務当局の間違った答弁を聞かれないで答えていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 どうも事務当局から聞いちゃいかぬ、総理をくぎづけにしようという、そんなのはずいぶん乱暴じゃないですか。私、いま聞いて答える、聞いてもやっぱり正確な答えを出すほうがいいのですから。そのくらい余裕は認めていただきたい。一億円が限度です。

○広沢(賢)委員 中小企業の基準をどうするかという問題については、大蔵委員会でもずいぶん議論しております。ところが、中小企業基本法というきちっとした法律がございます。その中小企業基本法でどのくらいを中小企業というか、御存じですか。

○佐藤内閣総理大臣 資本金と人員についての制限と二つあったと思います。五千万円と三百人です……。

○広沢(賢)委員 それではお聞きしますが、中小企業基本法では、おっしゃるとおり資本金五千万円以下、それから商業、サービス業では一千万円以下ということになっております。そうすると、いま総理があげられた分類でございしますが、大体一億円以下を中小企業とするというのは間違っていると総理はお認めになりませんか。

○佐藤内閣総理大臣 これはいろいろの見方がありますが、税法でいっているのは、中小企業一億

というところを線を引いておきます。これはやっぱりいわゆる中小企業基本法と一緒にしよう、こういうことも一つのりっぱな議論だと思いますが、慣行を尊重すると一億が本筋でしょう。

○広沢(賢)委員 政府としては、これは今後も重大な問題ですから論争の一つのけじめ、尺度がなければなりません。それで五千万円ということでの基準でやれば、もっと大企業に偏重するということとは総理はお認めになりますか。

○佐藤内閣総理大臣 その単位を変えれば、これはもう確かにふえるかと思ひます。

○広沢(賢)委員 そうすれば総理の本会議でのお話は、ただ数字の基準の取り方は間違つたというだけなら、私もそれはそれについて数字の基準の取り方が間違つていましたということと納得します。つまり大企業だけに幸いする、大企業に偏重だという社会党の言い方は、これは一定の意図があるのだという言ひ方は全く不謹慎だと思ひますがどうですか。

○佐藤内閣総理大臣 広沢君に申し上げます。いま税法上で特別な処置がとられておりますことは御承知のとおりです。それで特別にいわゆる中小企業並みという扱い方をしている。税が軽くしてある。これは一億を基準にしてやっています。一億以下の場合はいまのようないわゆる中小企業の軽減税率がかかっている。このことをやればり頭に置いて御議論なさいますと——このことは広沢君も御承知と思ひます。私は言わないだけで、もうよく御承知のことです。

○広沢(賢)委員 それをもっと内容に入りますと、たとえばさっき言つた配当の問題、総理もこれはあまりいい特別措置ではないと思つておられるですね。前池田総理は、これはもう絶対にやらぬと言つたこの配当の問題ですが、たとえばここで塩崎さんをあげていくとあれだけでも、ずっと長年携つた塩崎前主税局長が、中小法人は配当にたよるものではないとせんというのを繰り返し言っている。だから、やはりこの中で、いま

総理があげた数字の中に利子配当の問題が入つてないのです。そうなんです。事務当局に聞けばよくわかります。こう書いてある。いいですか。たとえば国民の貯蓄奨励千五百十四億円でありまして、これは大企業ではございません。これは除外してあるのです。ところが、いま言つた利子配当の分離課税の問題といひ、中小法人にはこれは非常に薄い。中小法人はなかなかそれにたよれないといひていますけれども、このくらのことは佐藤さんもよくおわかりだと思ひますが、どうですか。

○田村委員 広沢君に申し上げます。事務当局が、いろいろといふ疑義が広沢君のほうにあるようでありまして、一言発言をしたいと思つております。この事務当局と広沢君の、つまり広沢君に対して事務当局から発言をいたしますのは時間外といひますから、一言どうですか。

○広沢(賢)委員 はい。

○吉國(二)政府委員 ただいま私どもの手違ひで古い資料を出して、たいへん総理に御迷惑をかけました。内容を私から御説明申し上げたいと思ひます。

まず第一点は、先ほど広沢先生がおっしゃいました、昨年主税局が提出した資料では、損金算入額の額が非常に多い、総理の言われるような少ない額じゃないというお話がございましたが、これはそのとおりでございます。なぜかと申しますと、昨年出しました資料は損金算入額の調べだと思ひます。こちらへ出ておりますのはその結果の減税額でありますから、どうしてもその差が出てまいります。

それから第二点といひましては、先ほど二百二十六万円で配当所得の非課税になつていてということをおっしゃいましたが、これは特別措置として私ども考えておりませんが、したがって、特別措置の減税の中に入つておりません。これは御承知のとおり、法人、個人の二重課税を排除する特別の制度でございますので、特別措置ではございません。

なお、ついでに申し上げておきますが、一億円というのは、一昨年の税制改正におきまして、たとえば大企業に合併あるいは資本構成改善その他の特別措置をとる見返りといひまして、中小企業には貸し倒れ引当金の割増しを認めました。

その際、中小企業と大企業に一律を引くために一億円がよろしいという御判断で法律を制定していただいておりますので、税の上で計算をして出すときには一億円を基準にしてやつたわけでございます。中小企業のとり方はいろいろございまして、けれども、これは注に書いて、注でまたはっきりいたしたいと思つております。

○広沢(賢)委員 そうしますと、いまの御答弁ではこれは除いてある。除いてますよ。ところが、ここにはこう書いてある。昭和四十二年度、四十三年度も同じですが、政府からきてるのは、「租税特別措置及び減収額一覽」となつていて、都合のいいときにははずして、都合の悪いときには入れる。資本金の額でも同じです。中小企業基本法でもって国会でびしと議論したその正式の定義、国会で定めた定義は大体五千万円ということになつていて、ところが、かつては大蔵省のほうではこういうふうに分ける。私は申し上げますが、何で中小企業に薄くて大企業に片寄つていてのだというを言いたくないのか。これも時間外でもう一回……。

○田村委員 広沢君、何か数字が違つておると言つておりますから、時間外で主税局長の発言を許します。

○吉國(二)政府委員 ただいま利子配当の特例として、この間の資料に入つておりますものを御指摘になりましたが、これは配当の源泉分離及び少額の申告不要額による免除額でございます。先ほど先生がおっしゃいましたのは配当控除による減収額でございますから、これは特別措置の減税額には入つてない。これはちつとも矛盾いたしておりません。

○広沢(賢)委員 大体そういうことはわかつて質問しておるのですがね。

そこでもう一つ先に進みます。そうしますと、たとえば異常危険準備金というのがございまして、その異常危険準備金は何を對象にしてやつてゐるか、総理は御存じですか。

○佐藤内閣総理大臣 知りません。

○広沢(賢)委員 租税特別措置法の中身を知らないで、事務当局が持つてきたその数字を読み上げて、社会党に対して、こういうふうに広瀬委員がまじめになつて大企業偏重ということを言つてゐるのに対して、パンとはね返すような御答弁をするというのは、私は答弁のやり方が間違つてゐると思ひます。もっと租税特別措置にきちつとした関心を持つていかなければ——租税特別措置といふのは、佐藤総理、あなたの答弁でおっしゃつてゐるのとおり、非常に政界の黒い霧とかその他と関係があるというふうに世に上りわれてゐるのです。不合理な点は幾らでもあるのです。たとえばさつき配当を言ひましたが、利子の非課税の問題についても、これも全く政策目的に合わない。これは大蔵委員会が結論済みなんです。たとえば、これは貯蓄の増強と書いてあるけれども、しかし、これは貯蓄の増強には相関関係は全然ないといふこともござつてゐるのです。大体さうですな。そういう利子非課税の問題なんですよ。こういう問題についてはやはり十分お調べにならなければならぬ。去年は不当な財界からの圧力があつたことがあつた、じだんだん踏んだというふうな新聞記事があるのですよ。だから、やはりこういう問題についてはもっと関心を持つて——幾らでも材料はありますよ。たとえば資本構成の是正なんていっても、中小企業は資本構成の是正よりか、借金をするのやとですよ。借金を返したら税金をまけてやる、ところがその余裕はない。まして中小企業の問題でいへば、零細企業なんかの問題が最も悩みの多い。したがって、総理としてはもう一回この数字を洗い直し、租税特別措置全体について洗い直し、いま事務当局の言つた金額が正しいのか、十分考え、内容をただ形式的に

とつてくるのではないかと、この点を考えなければいかぬと思うのです。私は、総理が基準のとり方が違ふとか、その他言われたいけれども、ここにある正式に大蔵省が出している資料は、これは総理としては、中小企業よりも大企業偏重であるということはお認めになると思いますが、どうですか。

○佐藤内閣総理大臣 大蔵事務当局が出したものがどんなものか、私は知りません。いま持つていらつしやうとお認めだろうとおっしゃる、その表は私は知らないとおっしゃいます。

○広沢(賢)委員 先ほど総理は、これは知らないと言つた。それから今度は、大蔵当局が出したこの金額についても十分確かめたことではないですね。それから、いま私が申し上げましたこの中の異常危険準備金についても知らない。これは損害保険会社です。あとずっと一ぱい並んでいます。この中の一々をもう少しよく洗い直していただきたい。一般の世の中では、これは完全に大企業偏重である。

もう一つの例を申し上げますが、たとえば減価償却特別増しとかいろいろあります。減価償却についてどんな年数を早めていますが、そうすると、これで見ますと、たとえば製造業の規模別諸指標というのがあります。三十四年で古いのですが、しかし大体大勢はわかつています。減価償却の額は、大企業は中小企業を五千万円で基準をしてみますと二倍になり、そういう基準で特別償却その他を進めていくと、総理としては、こういう税制は、数字にあがらない額でも相当やり中小企業に不利になっておる、そういうことはお認めになりますか。

○佐藤内閣総理大臣 数字にあがらない点でも中小企業に非常に不利になっておることがわかるかと申しますが、数字にあがらないものは私にはわかりません。

○広沢(賢)委員 大蔵省のこの租税特別措置の数字に出てこない問題でも、いろいろ洗い直しをやってみると、たとえばもう一つあります。法人

税の問題ですが、法人税はその国と比べて実効税率で高くなつていいますか、安くなつていいますか。

○佐藤内閣総理大臣 法人税はよそに比べては安いのではないですか。ことに中小企業などは、法人税は安いのではないかと、かように思っています。

○広沢(賢)委員 そのとおりです。法人税は、全体としてはよその国から比べたら安いのです。そうすると、こういうことを聞きたいのですが、総理としては、大蔵大臣もそうですが、税負担率はよその国より若干低い、ところが給与所得税は非常に重い、これはだれも認めていますね。税金を納める人が二千万人に及んでいるのです。

ね。そうすると、法人税の実効税率がよその国より軽い、その軽い中でもって規模別に分けますと、外国の法人税に比較しますと、日本の法人税はことに大企業の部類において低くなつています。これは実際の統計で出ていますが、そういう点で大企業に対する法人税をもっと強くする。いま設備拡張を非常にやっています。政府が幾ら引き締めを要請しても聞かないほど、大きくもうけて設備拡張している、そういう大きな法人から税を取るといふことについて総理はどうお考えになりますか。

○佐藤内閣総理大臣 お尋ねの中の御意見の点が、いまちょっと私もわかりかねるのですが、先ほども私申しましたように、税制調査会がいろいろ検討しておる。まず税制調査会に諮問し、そしてその意見を徴して、そしてこれからの税のあり方を考えていくということを申したのであります。ただいまのように、法人税あるいは個人所得、あるいは勤労所得等々の間に十分均衡がとれているか、とれていないか、こういうようなことは税制調査会においても重点を置いて調べるものだ、私はかように理解しております。いましばらくそのほうにまかしていただきたいように思います。

○広沢(賢)委員 私は租税特別措置の不公平について、それからたとえば先ほど利子の問題を言いましたが、利子とか配当とか、この問題について

はもうほとんど大蔵委員会でも結論がついている問題だと思ふのです。しかも、大蔵大臣もこの間言いましたが、大きな法人に対して税率を若干引き上げて、それから中小法人については税金を軽くする、こういうようなことは法人利潤税が実施されればできるわけです。それについての討議は大体十一月までにやると大蔵大臣は言われております。そうすると、国会の答弁で言うておりますね。したがってそういう問題について、この特別措置についてむきになってこれを擁護するのじゃなく、もっと虚心たんかひになつて——全然政策目的に合わないものが出てきているので、あと時間があればこれをことごとくまで究明したいと思ふ。これはまじめな話で、国の一番大事な税制の問題ですから、ひとつ総理はこの問題について、租税特別措置についても十分な関心を持って、大蔵大臣とともに、これが国民の非常な不信を買つていふことをお考えになつて取り組んでいただきたいと思ふのです。私のこの数字の問題について、これがいいか悪いか、合っているかどうか、それについてはあとで大蔵当局と徹底的に討議します。

ただ、そのあとの部分、社会党に対して挑戦するような言い方、これはやめていただきたいと思ふますが、どうですか。

○佐藤内閣総理大臣 これは社会党に挑戦するといふようなものじゃないですね。私は国民に理解してもらいたい、かような立場で説明をしております。

租税特別措置、これはそのことばにしても、そこいらの議論のあるのは当然だ。それでありますから、当時も申し上げましたように、特別措置はいろいろそれが固定化し、特権化する、慢性化する、そういうことであつてはならない。だから、そういうものの内容をよく見まして、政策目的に合致するものかどうか、それをよく検討してまいります。こういうことを実は前置きとして申し上げておる。政策目的がなくてこういう特別措置がとれるものではございません。また、一べ

んそういうものをとりますと、それが固定化される、そういうところに税の公平を欠くということにもなりますから、それはよくないことなで、だから、そういう点では絶えず私も留意してまいります。そうしてこれは税制調査会におきましても、そういう意味で、その政策が適正なりやいなや、これは多くの場合において政府が決定することが多いのですが、それが了承できるものかどうか、また税率が了承できるものかどうか、またその期間がそれで適当なりやいなや、十分批判を受けて、そうしてこれはきめられるものでござい

ます。でありますから、私は租税特別措置、これは永久不変なものだ、かように思いません。これはむしろ変えるべきものだ、どんどん変えていく、かように私は考えております。

○広沢(賢)委員 最後に一言申し上げておきますが、流動的に改廃をしていく、政策目的に合致しないものはなるべく縮めていくのだと言われましたが、重要な問題は、現在輸入課徴金の問題で、これにどういふように対抗するかという問題が出ております。その際に、新聞では、アメリカに対して輸入課徴金の問題その他で強く当たるといふことよりも、どうにもしようがないのだから、それでは輸出所得控除をひとつやってみよう、そういう形で要望が新聞に大きく出ています。これはいわゆる特別措置です。結局そうすると、アメリカがドル防衛体制で輸入課徴金その他の問題をどんどん出してくれば、輸出業者その他財界は、そのしわ寄せを中小企業とか、中小企業ばかりじゃなくて、国民大衆の税の問題についてどんどんやってくる。私はこれではだめじゃないか。かつて租税特別措置を大きくする動きがずっと出ています。そういうことじゃなくて、もっと大きく、先ほど言われたとおり日中貿易の拡大とか、輸入課徴金に対してはアメリカに対してこちらから輸入課徴金をやる、なかなかむずかしい問題があると思ひますが、いろいろとそういう強い態度でやっていたら、このように要望します。

以上で終わります。

○田村委員長 竹本係一君。

○竹本委員 私は、総理に三つ四つ伺いたいと思ひますが、まず最初にお伺ひたいところは、景気にあまり山をつくったり谷をつくったりしないように、日本の経済を総理の言われる安定成長に持っていくべきであるということであり、また、この際、総理に御理解をいただきたい点は、安定成長ということば自体が非常に内容が矛盾しており、その点がいろいろな経済施策の面にあらわれてきておるのではないかと私は思ひますので、若干、経済の安定的な成長、そういうことのために議論をしてみたいと思ひます。もちろん、今日は資本主義経済でございまして、私有財産であり、自由競争がたまになつておるもので、きちっと計画どおりにすべてを窮屈に縛っていくということはできません。それはよくわかつておりますけれども、あまりにも日本においては景気の山と谷があり過ぎるということであり、また、いつであつたか忘れましたが、三十二年ごろでございまして、不景気になったときに、経済白書の中で、山高ければ谷深しといつて、えらい文学的な表現で不景気を説明しておりました。文学としてはそれでいけれども、政治はあまり景気の波に山があつたり谷があつたりしては困ると思ひます。そういう意味で、総合計画ができないうまでも総合調整はすべきであるという立場に立つて、私は若干意見を申し述べてみたいと思ひます。

そこで、日本経済センターに招かれましたロンドン大学のプロフェッサー、ジョンソンが次のような講演をいたしております。「ポンド切り下げ後の国際経済」という演題で、次のようなことを言っておる。大体私が言いたいことが書いてありますので、時間の節約のためにその講演を読みます。

一、総需要を常に追加していくことによつて、雇用を完全雇用に近い状態に近づけるという考え方は、確かに革命的であつたが、当時としては正しかった。しかし戦後の政策担当者たちが、

このケインズの伝統的な考え方をそのまま引き伸ばすことによつて経済成長を刺激しようとしたときに、多少の破綻が生じたわけである。二、彼らに従えば、経済に対し、非常に高い需要の圧力を恒常的に課することによつて、労働力の不足の状態を引き起こし、これが企業家たちの設備投資活動を高め、生産性を上昇させる。この結果、一つには高度成長を実現できる。二つには、国際競争力を持つことができる。

ジョンソン教授はそれだけしか言つておりません。私はそのほかに、生産力効果で物価もある時期が来れば引き下げ得ると思ひますし、下村理論はそれを盛んに言つておるようでありまして、これまではいいのです。

三番目、しかしこれら成長派のエコノミストが見のがしているのは、高度の需要を長期間にわたつて維持した場合、すなわち高度成長をやつた場合には、これは番号はないのですが私がつけて、一、国内の価格及び賃金水準に必然的にあらわれてくる影響、二、輸入に対する影響、これが問題であるということに非常に指摘している。要するに、生産性の上昇より以前に物価が騰貴し、輸入需要が増加してしまうという悩みがあることで、事実英国はこの種の経験を何回も繰り返してきた、こういうことを講演されておる。

おおむね私は、池田さん以来の高度成長経済の理論の長所と短所をよくついでおると思ひます。

私は、経済成長については高度成長のメリットも十分認めております。それがあつたがゆえに今日まで世界三番目の地位を獲得できたし、あるいは国際競争力も増強せられたと思つて認めておりますけれども、それだからといって、高度の成長がいいものかどうか、その度合いが問題だと思ひます。設備投資にいたしても、四十二年度あたりは大体一・四・三割予定しておつたのが、最後には二七・五割になつて、予測したものもの倍になつておる。財政の引き締めも、これは大いに硬直化とかいうことで引き締められましたけれども、

も、ほんとうならば、これは大蔵大臣に特に私は申し上げたいのだけれども、去年あたりから本格的な引き締めに入るべきであつた。私はそのことを言つたのだけれども、大蔵大臣は聞かなかつた。そういうことで、ああいう予算を組んで、九月に――私はたしか去年の三月の大蔵委員会で、この予算は大き過ぎるというところを言つたのです。九月になつて初めて気がついて引き締めたやつた、こういうような状態でございます。日本財政のふくれ方、あり方、設備投資のあり方、そういうものにも計画性がなかつたと思ひます。そういう考え方が出てくる根本は、いわゆる安定成長といういさかあいまいなところによつて、安定に重点があるのか成長に重点があるのかからなかつた。安定というところはむしろ押えることであり、成長ということとは伸びることである。この上りと下りの相反することばを一つにして言つておるために、どうも政治の指導理念の中に混乱がある。

そこで、私は先般ドイツの経済の安定及び成長の促進に関する法律、一九六七年六月八日という法律をちよつと読んでみました。これが非常に参考になるので私は申し上げるのです。

まず第一に驚きましたことは、安定成長というやうなあいまいなことは使つてなくて、この法律では「スタビリティ・ウント・パクス・ストックム」安定及び成長と書いてある。ドイツの経済の安定及び成長の促進に関する法律、安定及び成長なんです。二つのことを一つにして安定成長というやうな乱暴な言い方はしてないのみならず、安定が先に書いてある。安定及び成長である。私はこの考え方は非常に正しい考え方であり、これからの日本経済に景気の山をつくつたり谷をつくつたりしないようにするためには、安定及び成長でなければならぬと思ひます。

特にこの法律の第一条、これも簡単に読んでみますが、第一条、連邦及び州は経済財政政策上の措置を講ずる場合、経済全体の均衡の必要性ということがうたつてある。経済全体のグライヒゲビ

ヒト、均衡の必要性を考慮しなければならない。これらの諸措置は市場経済秩序の枠内において――これは日本と同じです。資本主義的な市場経済秩序の枠内において安定した、かつ適度の経済成長のもとに、と書いてある。もとに物価水準の安定、高度の雇用水準及び対外経済均衡――これは国際収支です。対外経済均衡と同時に寄与するように講ずるものとす。これが第一条なんです。私はこの考え方は実に正しいと思ひます。それを受けて、財政運営のあり方についてもこういうことが書いてある。第五条に財政、予算が安定と成長のかぎであるという立場に立つて、第一条の目的達成に必要な限度において財政はなればならぬと書いてある。

第九条には、連邦の予算運営は五カ年計画を基礎とするものとしなければならぬということが書いてある。その中の初めのほうに、イとして、aですが、経済全体の給付能力の見込みに対する相互関係において歳入歳出を説明しなさいと書いてある。すなわち全体の経済の給付能力、これが大事なんです。給付能力、これを離れてとつてなことを考えてもだめだといふことがはつきり書いてあるし、さらにそれを受けて第十条には、財政計画の参考資料として、連邦大臣は、その所管行政に關し、多会計年度にわたる投資プログラムを策定し提出し、こういうことが書いてある。

その他、言えませんがありませんけれども、私が申し上げたい点はこれで終わりますが、要するにドイツの経済の安定及び成長を促進する法律、その中では長期五カ年計画を連邦予算の運営については考えなければならぬといつておるし、経済全体の給付能力の見込みに対する相互関係において財政の歳入歳出は考えなければならぬと書いてあるし、さらにこれは各省だけの範囲かもしれないけれども、多会計年度にわたる投資プログラムをもつて予算というものは考えなければならぬということが書いてある。日本の財政法のような規定を見ましても、全く違つた行き方をしておる。

そこで、私はここで総理にお伺いしたいことは、日本には日本なりの経済安定法をつくれとは私申しません。しかし、つくるのが私は正しいと思ひますが、少なくとも経済安定法をつくらない場合でも、経済運営についてはここに書いてあるような投資プログラムも必要でありましょうし、多会計年度にわたる総合的な見通しも必要でしょう。いずれにいたしましても、経済は安定成長と云つたようなばく然たる言い方でなくて、安定、そして成長、こういう考え方にひとつ指導理念を明確にさせていただきたいと思ふのです。そういう意味で総理に伺いたいことは、安定中心の考え方にこの際考え方を切りかえられる御意思はないか、またそれに従つて経済並びに財政については、特に五カ年程度の長期計画を持たなければならぬと思ひますが、いかがでございますか。

○佐藤内閣総理大臣 竹本君にお答えいたします。竹本君は、特に経済方面に若いころ関係しておられただけに、さすがにたゞいまのような御批判、ケインズ学説に対する批判も当たつておると思ひますし、また、ドイツの最近の財政経済から踏み切つた態度も、私どもがいま参考にして、いろいろの教えられるところのものがあるのであります。

そこで、いま御説にありましたように、私どもが安定成長ということばを使ひますが、これが高度成長に対応することばとして見て、高度成長といふのはそれなりにわかるが、安定成長といふのは一体何なんだ。確かに御説のように、首をかしげられる。しかし、いまのように分析して考えれば、高度成長、それに対応するもので低度成長といふものはないだろう。それじゃないんだ、だから安定及び成長だ。とにかく経済の成長といふものを度外視して私どもは取り組めない。成長には非常に魅力を感じる。しかし、その成長を、成長しさえすればいいんだ、こういうことで高い山をつくれば、必ずや成長に取り残された部門を生ずる。そこにいわゆる経済のひずみがある。それはもう耐えられない。そこで、そういう

ものを生じないような、経済が安定したうちに成長を遂げていく、これを実は望みとして、いわゆる安定成長ということばを使つておるのであります。しかし、分析して安定成長とは何かと言われれば、安定及び成長、これにはかならないと思ひます。したがつて、日本人はことばを簡単に使うことがなかなかうまいようでありまして、そういう意味の特別のことばだとひとつ御理解をいただきたい。

そこで、私は申し上げるのですが、成長には非常な魅力がある。同時にその成長が続いていく、そのためには高度成長では必ず破綻をする、そこで安定成長ということばに表現されるいわゆる持続可能な成長、そういうものを実は考える。ところが、私どもそれを申しまして、昨年の経済のごとく、私どもの予期以上の成長をもたした。ことしはもうどうもいけなない。どうしてもこれにブレーキをかけなければならなくなつた。一昨年は一体どうだったのか、不況を克服することが一昨年の私どもの政治目標でもあつた。しかし、簡単に不況を克服した。そうして、たゞいま言うように、昨年は予想以上の成長だった。ここでブレーキをかけた。いまようやくそのブレーキが各方面に影響をあらわしておるようです。もう今度はそこで次の段階を考えなければならぬ、こういうところへ実は来ているのではないかと思ひます。それがいわゆる安定成長だろう、実は私はかように考えております。

そこで、長期的な計画を持つこと、これが必要であります。過去におきまして五カ年計画を持つておつた。しかし、五カ年計画は三年もしないうちに解消せざるを得なかつた。ことしは一体どうしようか、経済社会発展計画といふものを持つておる。これがいま私どもの一つの中期指針としての経済の指標であります。その意味において、今日の経済が一体どういふようになっておるだろうか、たゞいまのところではこの経済社会発展計画を変える段階ではない。もう少し模様も見なければならぬ。たゞ、いまの状況から見ましても、下

り坂になつたが、これをこの辺でとめるとか、こういうものをすでに手を打たないとその時期を失ふことになるのではないだろうか、かように実は心配しておる次第でございます。たゞいま竹本君から教へられ、明確になつたこと、たいへんお礼を申し上げておきます。

○竹本委員 そこでもう少しこれに関連して申し上げたい、お尋ねをしたい点がござります。私は、日本の財政と設備投資が常にどうも行き過ぎてゐる傾向があるんじゃないか。きょうは時間がありせんから、特に関連して設備投資の問題を申し上げたいのは、民間の設備投資、たゞいま総理もお話ありましたように、去年は予定の倍にいったわけでございます。二七・五兆いきました。日本経済新聞が調べたところによりますと、今度は大きな会社だけでしようが、ことしもまた二八・五兆設備投資の計画を持つておる。先ほど経済企画庁長官も、どうも一定の一部の企業は行き過ぎて困つてゐることを非常に悩んでおられた。そこで御提案をいたし、御質問をしたいと思います。その御提案を、御承知のように設備投資が十分行なわれない、むしろこれを促進するといふ側立つて、投資控除制度といふものができております。すなわち税制を通じて民間に利益誘導で、とにかくあまり設備が行なわれないときには、設備投資を活発にするような税法の処置があります。ところが、日本の国柄は、いま申し上げたように走り過ぎてゐる。設備投資をやり過ぎる傾向がどうしても改まらない。こういう情勢の中で、日本におきましては、むしろアメリカと逆に、設備投資が行き過ぎるのを押えるための税法的措置があつてしかるべきではないかと思ふのです。この考え方に、すなわち税法を通じて設備投資をある程度押えるといふふうをしてしかるべきであるかどうか、これについて総理のお考えを承るとともに、先般通産省ではその点を考えてでありまして、投資平準化準備金といふような考え方をいたしました。これに対しては、減収になるものですから、大蔵大臣が反対を

されたということで、その立場もよくわかりますし、またいろいろの理由もよくわかる点がありますが、投資平準化準備金という制度は一応別にして、私がいま申し述べ、総理にお伺ひしておる、税制を通じて設備投資の行き過ぎをチェックする、こういう考え方に——日本のように行き過ぎて困るんですから。アメリカはいかないときは税法上の特別措置で前進させる。日本のように走り過ぎてゐるところはむしろ税法上の措置で引きとめる、歯どめをかける、こういう考え方について、大蔵大臣は、この平準化準備金には反対されたかもしれないが、そういう制度自身に賛成であるのか反対であるのか、総理大臣並びに大蔵大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私はいつも考えることが、金融並びに税制、この両面から——こういうことについての刺激もまたブレーキも、両面を使うべきが適当だと思ひます。ただ税制でこれをとめるといふことは、また進めるといふことは、非常に短期間の場合は困難だ。相当長期にわたつたときにはじめてそれが発動される、かように私は考えております。

○水田国務大臣 私どもは税制によつても設備投資の行き過ぎをとめられるような、調整できるような措置も必要だと考えて、昨年あつた法律をつくりましたが、少し検討が足らなかつたかと申しますか、今回のようなときにはこの法律を動かしようとしてきまつたといふと、法自身なかなか、欠陥とは申しませんが、むづかしい問題を含んでおる。産業情勢とからんで相当考えなければならぬ問題がありましたので、検討しておつた。発動しておりませんが、もしここに欠陥があるとするなら、これをさらに私どもは練り直しても、やはり税制で準備することは必要であるといふふうに考えております。

○竹本委員 大蔵大臣のお考え、よくわかりました。ぜひひとつ前向きにこの問題は、いま総理もおつちやつたように、金融と税制と相並んで日本の経済のスムーズな発展ができるように措置を講

じていただきたいと思ひます。

第三番目の問題に入ります。これは減税の問題で、所得減税を中心としてでございますが、私が調べたところによりますと、今回の減税はたとえばこういうふうになっておる。ただ大臣級の個人個人のプライベートは別として、大抵の減税額というのは約三万円くらいだろうと思ひます。ところが百万円、夫婦子供二人の人が今度の減税で受ける恩恵は六千八百九十三円であり、独身者で四十万円の所得のある人が受ける恩恵は千五百四十三円であり、非常に各階層ごとに違ふ。先ほどいろいろ議論も出ましたけれども、これは主税局長御存じでしょうが、給与所得者のうちで税金にあまり関係のない人は私の計算で千三百三十三万人おられます。三千百十六万のうちに千七百八十三万人は税金を納めておる。あと千三百三十三万人は税金を納めていない。これらの人は今度は何もいわずに減税の恩恵は受けない。しかし「ハイライト」を一日に一箱吸えば十円ずつ、年間三千六百五十円の増税になります。そういう意味では、私はきょうは時間ありませんから結論だけで、これはむしろ要望なんです、これを要望するゆゑは、社会開発と総理が言われる。私は非常に賛成なんです。ぜひこれを大いにやってもらいたいと思うのだけれども、最近では社会開発の予算もどうも少し怪しくなってきたのですけれども、何よりもその考え方が単語が一つふえたという形なんです。考えの根本に、社会開発という一つの社会理念が行政なり政治の根底にアンダーカレントとして流れていない、ときどき思ひ出して社会開発ということばを使われるけれども、社会開発というのは、すべての場合にこれがわれわれのものの考え方の根底になければならぬ哲学の転換でなければならぬと思うのです。その点においてまた、総理がせっかく言われた社会開発は、政府全体の行政の施策の根底に流れていない。これを私は非常に残念に思ひますので、そこでこういう質問をするのですが、たとえば先ほど武藤委員から具体的な御質問がございました。

減税をやる場合でも、たとえば同じ一千五十億円の減税をやる場合にも、どういう減税をやるかという額よりも内容が問題です。その内容を議論するために必要なことは、今回の間接税を中心とした増税案、今回の減税案、これが大体所得階層で申しますと、一、二、三、四、五と大体五つの階層くらいに分けるのが常識であり、財政学でもあるいは社会学の本でもそうなっております。その五つの階層別にいかなる課税の負担になり、いかなる減税の恩恵が与えられるかということについて、——千五百億円の減税をやる場合には、この減税はだれがために行なわれ、だれを利するのであるかということをやはり真剣に考えてみる必要があるのです。ところが、これは時間ありませんから、私きょうは討議はしませんけれども、また所得階層のこの減税がどういふ階層別にプラスになつておるか、今度の増税がどういふ階層別にマイナスを大きくしておるかということについての調査は主税局にないと思うのです。あれば承つてもけっこうだ。あります。

○吉國(二)政府委員 この階級別表はまだできておりません。古いもので推算をしたもののはでるわけでありませう。

○竹本委員 何年のがありますか。

○吉國(二)政府委員 四十年のものはございませう。しかし若干階層が変わつてきておりますので、ことしものものをざざりと出すわけにはまいりませう。

○竹本委員 この問題はまた別に議論いたしますが、少なくともことしのはできていない。事務的に複雑でめんどうな面もわかりませんが、少なくとも減税しようという場合には、この減税でどのくらいの層を潤うかというのか、この増税でどのくらいの層が苦しめられるのかということについて、ばくは、むしろ増税案とともにこの委員会に提出して、われわれはその基礎の上に立つて議論をすべきだと思ひます。そういう意味で、いづれにいたしましても、私が申し上げておる点は、個々の小さな問題ではなくて、社会開発とい

う考え方は、増税の場合にも減税の場合にも、予算の編成の場合でも、常に根底に流れていふ一つの指導理念でなければならぬと思ひます。また、そういう意味から、あらゆる施策をやる場合には、その施策の階層的な影響がいかにあるかということ必ず調査するということにしたいと思ひますが、総理のお考えはいかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 竹本君のお説、私も賛成です。申すまでもなく、私は社会開発ということばを使ひますが、新しい単語をあるいは新しい熟語をつくつたつもりじゃございませう。私の一つの政治の基本理念でございませうから、そういう意味では、あらゆる場合にそういう考え方をすべきだ。したがって減税の場合、ただいま言われましますところのものは、これは中小所得者に対しての今回の減税だ、いわゆる所得百万までというのは大抵中小所得者、かように考えられておる。それから今度酒、たばこは、所得階層にかかわらず全部が支払うものであります。そうしてその場合におきましても、特に大衆の酒あるいは大衆が好む安いところのものについてこれを据え置いた。これは大衆のたばこ、酒。したがって、私は今回の増税、これはいかにものように思ひますが、所得税も払わない者までもやるということだが、大いに所得税を払っている連中にもやはりこの増税は影響しておるのですから、その辺のこともよくお考えいただきたい……

○竹本委員 時間がもうあまりありませんし、深刻な議論も展開できませんから、あとはひとつ考え方として承つておきたいと思ひますが、一つは農地の問題で、農地の相続の問題です。これは農業基本法の第十六条にもありますように、農地の細分化を防止しなければならぬということがうたつてあります。第五国会等でも農業資産相続特例法といったようなものが提案されたことがあるやうであります。そこで、これはひとつ結論としてお伺いしたいのでございませうけれども、現在、一括生前贈与の場合については一つの特例措置が

講じてあります。しかし、それが必ずしも全部にうまく恩恵がいかなないのですね。それは大蔵省当局ではよくおわかりの点でありましようし、時間もありませんから、結論として私が申し上げたいことは、たとえば都市の近郊の農村あるいは市街地、今度の都市計画法でいろいろまた出てまいりますが、要するに農業をやめようかやめまいかというところで、思案投げ首で悩んでおる人がたくさんおります。その中で、先祖伝来の土地であるから自分はこれをひとつ相続してやろう——この間も私、農地の流動化問題を取り上げていろいろ話し合つたときに、そんなことは問題でない、こう言うのです。農村の次を背負つて立つ長男の私たちの会合のときでございませうけれども、それはどうしてかという、われわれはいま農業に何の魅力もない、農業はそんな引き合ふ仕事じゃない、だからやめたいのだ、けれどもまあ先祖伝来の土地だから、何とかこの土地だけはひとつ維持してまいりたいという、ただその一点でわれわれは農業を引き継いで相続していくつもりなんだ。ところが、相続のたびごとに相続税を払わなければならぬので、えらい税金を納める。その税金を納めるために土地を売ればまた所得税を課せられる、両方で相続のあるたびに一割縮小再生産になる。一方で構造改善とかなんとかいうて、あるいはいま農地の流動化とかいいながら、実はまじめにおやじの農業をそのまま引き継いで、せめてそれだけはやっていこうという者が、相続のあるたびに困るような形に現実になつておる。これだけばぜひとも考えてもらいたい、こういう声をわれわれはたびたび耳にするのであります。要するにこれは、土地は財産として見るか、生産手段として見るか、いろいろ議論が出てくると思ひますけれども、そして現実にはいま長男の一括生前贈与の場合には一定の措置が講じてありますけれども、それで救うことのできない人たちがたくさんおります。これについてはやはり別個に、均分相続民法との関係もありますけれども、第五国会以来の懸案でもありますから、この辺で、まじめにお家

それから、三つばかり伺いますが、第二番目には教育費の特別控除の問題でございますが、これも、小学生が十萬、中学生が十萬、高校生は三十萬、大学は五十萬から、下宿すれば百五十萬、こういうふうにかかります。この場合に、私は福祉国家というのの、一つは教育国家だと思いますが、ひとつ教育費について特別控除を考へるということはどうなんだろうか。これについてもひとつ政治家としての総理のお考えを承りたい。

三番目に、自動車の損害賠償責任保険の問題でございます。これはいろいろ研究してみますと、實際問題としては、そういうものを特別保険料を控除してみても、恩典を受ける者は幾らもないと思います。逆にいえば、しかし幾らもないんだから、税収入にはあまり関係ないからやってみたらどうかとも言えるのじゃないか。のみならず、これは強制的なものであることはもう申すまでもありませんが、交通禍ということについての問題意識を与えるという意味において、これはやはり取り上げて考えてみる価値があるのではないかということとを考えますので、この点についてのお考え。

最後に、これは先ほども議論が出ておりましたが、生命保険の問題であります。これは所得水準も上がってくるし、加入者も七千万、八千万にもなっておるようでございますが、これは従来二年ごとに控除について額を引き上げるということでいろいろ考えられてまいりました。サラリーマンの年末調整は唯一の楽しみである。生命保険はそういうことでもいろいろ意味があるということを言う人もありますけれども、いずれにしましても、長期資金の面から見しても、あるいは生命保険というものが福祉国家に果たす役割りから考えてみても、この点もやはり考えてみる価値があるのでないか。

○佐藤内閣総理大臣 第一の耕地の細分化並びに農業の後継者をつくる、そういう観点に立つてその適当なる税制が望ましい、かように思います。ただ生前の贈与、こういう問題になりますと、その場所にもよりますがいろいろ弊害も生ずるだろうと思いますから、ただ気持ちだけを申し上げて、その具体的な措置は事務当局に、もっと専門家に譲りたいと思います。

第二の教育費の特別措置の問題でありますが、私はこれはまたもっと適當な方法があるのかと思ひます。ただいまのような氣持が全然ないわけじゃありませんけれども、現実の問題としてなかなかむずかしい問題じゃないか。

第三の自動車について、ちょっとこれ私聞き漏らしたのですが……。〔強制保険の掛け金〕と呼ぶ者あり〕損害保険、これはどうもそこまで考えなければならぬかどうか。もつといまは自動車損害賠償保険というか、金額のほうの問題が先ではないだろうかというような気がします。

それから第四の場合、これは生命保険の場合にはぜひ調整をさせていただく、そういう意味で控除額を引き上げると言う、私はそのほうに賛成ですが、これは大蔵当局もそういうことを考えておるだろう、かように思います。

○竹本委員　大蔵大臣、いかがですか。

○水田国務大臣 いま生命保険の問題、総理が答えられました。が、今度の税制調査会にもことし生命保険料控除の問題について審議をお願いしました。結論としては、やはりいま所得税の課税最低限を引き上げることのほうが急務である。したがって、基礎控除等の基本的な控除の引き上げを先に取り上げて、あとからこの問題は考えたいということ、本年度の税制調査会はこの問題は取り上げないという答申でございましたので、私どもはそのとおりにいたしました。これは御承知

○竹本委員 終わります。

○田中(昭)委員 弘は、本日

くお尋ねしたい。なぜかならば、去る五日の本会

議におきましての私の質問に対するあなたの答弁は、国民にとって重大なる発言があったと思っております。多少の時間を延ばしていただいてもお答えを願いますことをまず約束いただきたい。名委員長である理解ある委員長もその趣旨をお考えいただきまして、許可をお願いしたいと思っております。どうぞごいいますか。

○田村委員長 田中君、どうぞお続けください。

おそれく記憶がないのじゃないかと思ひます。おそれく記憶がないのじゃないかと思ひます。おそれく記憶がないのじゃないかと思ひます。

すから、読んでみます。初めのほうは省略いたしますが、「……私は、諸外国と比べてみて、こゝに、

今日のわが国の税は、国民にたいへん軽いものを

課しておる、」これは総理としては専門的なことを使つておる。「果しておる、」果説の果でござい、

ます。「かような確信を持っております。いずれ

これらの点は数字で他の機会に十分お話をしてみたいと思います。「十分」という点も入っております。

ます。もう少し先がございしますがそれはまたその

次にしまして、国民にたいへん軽いものである、それを果敢してやる、かような確言を持つてお

る、このように総理の確固たる決意でございます。

そこで、わが国の税金が各国に比べてどのようなものであるか、それをおひきの数字をもつて

十分に詳しくお答え願いたい。

率の国際比較、そういう数字が手元にごさいますから、日、英、米、この辺で比べてみると、日本の場合、租税負担率は四十二年当初並びに補正後——当初の場合で一・八・五、補正後は一九、アメリカの場合は、これは当初、補正はございませんが、二七・七、それからイギリスの場合は、これは四十一年でございますが三四・八、こういう数字になっております。そこで私は軽いということを申ししたのであります。

○田中(昭)委員 数字でおっしゃったわけですが、それは税金がどう、どうなのであるかと

いうことを御存じあつての御答弁とは——私はあ

まりにも冷たいものだと思うのです。なぜなら

まかなう上においての税金の負担率であります。

アメリカとわが国とただばく然と比較してよろ

なわれます歳出は膨大な軍事費が含まれておるの

です。わが国の軍事費は幾らでございます。そう

いふことも校言の上で、お答え願わなければ、その趣旨が私は了解できません。おそらくそういう

お答えがあるだろうと思って、私は調べてまいり

方税も含めまして、税金の負担率は一八・三%、

これは四十一年の補正後の数字でございますが、

この中から軍事費を隠してみようと。総一六・九%になるようでございます。アメリカはどうか

といふと、軍事費を除きますと二三・五%、

りも軽いということを、まず認識していただき

たい。

総理「それでは、あなたがおっしゃる。但し、  
いうように思われておること、それは直接税です」

か、間接税ですか、まずそういうところから聞い

○佐藤内閣総理大臣 田中君は税のほうの専門家

だから、これと議論することは、私、たいへん損

なんですけれども、しかし、私が先ほど申ししたのは、国民所得に対する租税負担率を申ししたので、そして、軍事費を除くというのは、国民負担でないのですか。そうじゃないのでしょうか。やはり税でまかなわれているのでしょうか。だから私は、総体として都合が悪い、これだけは軍事費だから、日本には軍事費はあまりないから、その他において負担が高いと、こういう説明はいかがかと思う。日本が今日のように繁栄をしている、そういう国民所得に対する負担で日本のような発展ができたのは、いま軍事費がたくさん出てないからです。これはもう確かにそのとおりです。そういういいところは十分認めてやっています。私は、いづれにしても国民負担になるもの、これが国民所得に比べて外国と違う。その税が何に使われているか、これはそれぞれの国がそれぞれの国でやっているのですから、それを比較する必要はない、かように思います。

○田中昭委員 私も十分その点はわかって申し上げておるのですが、ただ、総理が低い、安い課税になっておるとおっしゃるから、それを説明する場合に、ただ各国の租税負担率をおっしゃるというふうなことは、少し私のようなわからない者に対しても説明が冷た過ぎるのではないかと、こう申し上げておるわけです。ようございませうか。それで、私がいま質問したことのお答えになつておりません。総理が思つております安、低いという税金は間接税ですか、直接税ですかというお尋ねをしたのです。これで約二、三分損をしました。その分だけ延ばしてまいります。重複しないように、そのお答えを願います。

○佐藤内閣総理大臣 これは田中君御承知のように、外国の場合は間接税が非常に多い、それから日本の場合は直接税だ、こういうことだと思ひますが、これを各国の率を直接税と間接税に分けて比較してみると——もしそれが必要なければこの辺でやめておきますが、さっきのは国民所得に対する全部です。したがって、いまのように直接税と間接税は各国によってそれぞれの事情がある

りますから、外国の場合は間接税が非常に多い、かように思います。したがって、その必要があれば一応読んで見ます。日本の場合は直接税四十三年で五九・七、アメリカ六六・六、イギリス五七・三、西ドイツ四七・七、フランスは四十二年で三六・五、イタリアは四十二年が二七・八。しかし間接税のほうになりますと、日本の場合は四〇・三、アメリカは、これは四十二年ですが一三・四、先ほどの直接税のほうがうんと多い。イギリスは、これは日本よりも多くて四二・七、西ドイツは日本よりもだいたい多くて五二・三、フランスになると六三・五、イタリアは七二・二、こういうような状況でございます。それぞれの税制が違いますから……。

○田中昭委員 それでは、私の簡単な質問でございますが、その幼稚な質問に対してお答えを願ひたい、こう思うのです。

そのように総理が安いと思つてゐる、それは直接税、間接税のどちらですかと聞いておる。もう一つ、かりに直接税なら直接税とします。その直接税の中では、それではどういふ税金の種類が各国に比べて安いのですか。

○佐藤内閣総理大臣 これはいまのうちに分けてでなくて、総体としての国民の負担と、こういうことを申したのであります。

それから、どの点が多いかというふうなことは、私、わかりません。

○田中昭委員 それでは私が質問していることに忠実に——これは議論を抜きにしまして、為政の責任者である総理であるならば、低い税金があることはけつこう、高い税金があるならば、それを低くするというのが私は一応の姿勢じゃないかと思ひます。そこで、直接税、間接税を含めて、租税負担がわが国が安いということについてはいろいろ問題があることは、ここにいらつしやる方もほとんど御存じじゃないですか。イギリスにおいては、あれだけの社会保障がなされておる。そういう社会保障がなされておるながら税金が高いならば、それは負担する上において十分なんです。で

すから、私は総理がおつちやつてゐる、わが国の税金の中で安いというように思われるのはどういふものなのか、それをお聞きしたい。

○佐藤内閣総理大臣 どうも私、どういふようなお尋ねなのか、趣旨をつかみかねております。しかし、日本の場合、支出のほうで軍事費の少ないことは先ほど御指摘がありましたとおりです。したがって、軍事費は少ない。同時にまた、いま社会保障といふことが出ておりますが、社会保障の面におきましてはまだまだ充実しておらない、かような状況でございます。だから、いまの田中君のお話を聞いておると、英倫的な社会保障ならば税金をたくさん納めてもそれは軽いというふうにもとれるように、私、聞き取つたのですが、私は、どうも国民負担の実情というものはそう簡単にはいけません。そこで、パーセンテージでいつてい

る場合は非常に誤解を生じやすい。ことに国民一人一人の所得が高い場合は、相当の税を払つても、そうして社会保障その他を充実させても、感じとしてはあまり強く感じなくて済むのじゃないだろうか、かように思います。ここは、これからは国民所得をふやし、そうして税の適正化をはかつていくという、そういう政治を行なうべきじゃないか、かように思います。

○田中昭委員 総理のお話の中にも、自己矛盾するところがあるように感じます。いまの負担率でいろいろ言うのは誤解を生ずるとおっしゃつた。ところが、初めに総理が私の質問に対して答えたときには、負担率で比較をされた。どういふことですか。そういうことになりましたと、ここは私の思うような結論ができません。ですから、私のほうから総理に、その税金が高いという面を申しますと、いま世間でも、直接税であれば所得税、特に所得税は、給料取りの所得税、これが高い。ですから、世間では、給与所得者が法人を設立して、そうして脱税しよう、また税金を安くす本とか、税金にたかる方法とか、いろいろそのようなものがちまたに出て物議をかもしつておる。そういう所得税について、私、総理にひとつ

御披露しておきますが、まず所得税の納税人口から見てみました場合に、戦前は六千八百六十四万人の所得税納税人口が、昭和四十年——主税局のほうでまだ四十年をつくつておりませんから四十年で申し上げますと、九千九百二十二万人、約一四四％、この一四四％を覚えてもらえなければいけません。その納税人口の中で、いわゆる高額所得者と低い所得者を比較してみたのです。いわゆる所得七十万円以下の納税人口の比較をしてみました。そうしますと、昭和十年で百人中二十六人、昭和四十年では何と七十一人も占めておる。いいですか。納税人口は一四四％しか伸びてない。ところが所得の低い層の納税人口は二十六人が七十一人にふえているということなんです。またその反面、二百万円以上の所得者は、百人中、昭和十年で十六・三人、昭和四十年は一・九人と減つてゐる。約八分の一に減つております。いわゆる高額所得者は納税人口がぐつと減つてゐる。これは民間給与実態の中から見ましても、年収百万円以下の人口は全納税人口の九三％にも当たつてゐる。これを今度は税金の負担の場合から見ても、小額者がいかに高い負担を課せられておるかといひますと、所得七十万円以下の人が、戦前では約二％であつた。いわゆる七十万円以下の階層の人は、その所得に対して二％の税金を負担しておつた。ところが昭和四十年は何と約二二％の税金を納めてゐる。約十倍なんです。いいですか。その反面、また今度は高い所得者、七十万円以上の人は、昭和十年、いわゆる戦前では全納税額の九八％を占めておつたのです。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

ところが昭和四十年は七八％、約二〇％も全納税額に占める割合が減つておる、こういうことなんです。そういうことを私はいま申し上げたわけでございますが、総理、そのことについてどう思われますか。

○佐藤内閣総理大臣 私は、いまのはたいへんけつこうな数字を読ま上げられたと思う。高度成長の結果、貧富の差がなくなつたということじゃ

ないか、かように思うのですが、何か違いますか。だから、いわゆる非常に所得の高いものが減って、そうして平均した数、金額になっている。これは日本の特質で、貧富のないことを一つ示しているのではないか、かように思いますが、いかがでしょう。

○田中昭委員 それでは私続けます。年収百万円の給与所得者で独身者の場合は、戦前は九千四百七十五円の税金で済んだわけですが。それが昭和四十年では十萬一千円となるのです。ここでも税金は十倍になっている。これが標準世帯の場合には、戦前は五千九百二十三円に相当するものが、四十年は五萬一千三百円、これも約八・六倍。その反面、年収五百万円の人の場合は、その倍率が減っており、独身者の場合で約七倍くらいにしかならない。標準世帯の場合で約六倍にしかならない、こういう結果になっている。

これを私、総理がお考えになっておるものから、いま国民所得との比較、いわゆる所得税の負担率を、国民所得とそれから納税者の所得、これは大体同じ伸び率であるならば、負担は重くなったといえない。この国民所得対納税者の所得の課税範囲を比較してみます。戦後の昭和二十五年には、いわゆる国民所得と納税者の所得、国民所得から課税されている納税者の所得は約五八％だった。それが昭和四十一年には六七％になっておる。ということ、国民所得の伸びよりもずっと多額の額を給与所得者は課税されておる、こういうことになるのです。

それからもう一つ、これも総理から聞かれなかったのが残念でございますが、課税最低限をかりに取り上げてみても、わが国は一番低いのです。アメリカの約半分です。その他の各国から見ても——数字を申し上げてもけっこうです。そちらの書類にも書いてあります。世界各国の中でわが国が最低の課税最低限です。またその負担率を見てみますと、年収百万円の場合で、これは標準世帯の場合、日本では約二萬五千円くらいの所得税の負担率になっている。いいですか、負担

率ですよ。わが国は年収百万円の標準世帯の場合には二萬五千円の所得税がかかる。アメリカは全然かかりませんよ。イギリスでも一萬二千円で済むのです。フランスでも全然かかりません。このような、さつきおっしゃった課税の負担率で総理が御説明になるとするならば、この課税最低限の各国比と並びにその同じ所得を見た場合の負担率がこのように違ふのはどういふことですか。

○佐藤内閣総理大臣 ここに数字がございまして、課税最低限の、これは夫婦子供三人の給与所得者の場合、日本の今度の改正案によつて、今度は八十八萬八千六百三十三円、アメリカは確かに言われるとおりこれよりも多い百三十三萬二千円、しかしイギリスは日本より低い七十八萬八千八百三十二円、西ドイツは日本よりわずかに高い八十八萬八千二百円、フランスは日本より高い百十六萬九千七百八十三円、日本の場合、私は、ただいまそう課税最低限が低い、かように思っております、今度改正されたところで。

それでもう一つ、他の場合でよくいわれることですが、国民所得が非常に日本はふえた、非常に多くなりました。しかしペーキャピタ、国民一人当たりの所得というものは世界で二十三番目とか二十二番目とかいわれている、これが日本の特徴じゃないだろうか。私は日本のように、国民所得が非常に多くて、そしてこれは人口も多いが、同時に所得が平均化している。非常な金持ちがいなくて、そして非常な貧乏人がいる、そういうところと違つて、所得はだんだん平均してきた、ここに日本の繁栄があるのではないか、私はさように思っております。したがって、いまの数字はいろいろ見方があるだろうと思いますが、とにかく田中君は税をずいぶん長いこと担当しておられたのですから、税の実際の苦情はずいぶん聞いておられるだろう。しかしこのごろのように、所得税をだんだん課税最低限を引き上げることによつて、いわゆる不平はだんだん減つていくのではないだろうか。さらに所得百万円にする、こういうことを約束しておりますが、そうなつてくると、確

かに日本はよくなるだろう、かように私は思います。

○田中(昭)委員 そのように、事務当局の数字をだつと聞いて答へたら、重大な誤りですよ。いまの記録にとつておりますからね。もう一ぺん言うておきます、誤りの点を。いま総理がおっしゃつた日本の課税最低限は四十三年度でおっしゃつた。そのほかの国の比較は四十一年じゃないですか。アメリカだけ合つておつた。イギリスは違つた。そのようないいかげんな当局の数字によつて、そういうことで日本の税金が安いとか何とか考えられたら大きな間違いだ。あとで見てください。いまの事務当局のやつたのは、日本の場合は四十三年度で、アメリカの場合は四十一年度で合つていて、イギリスは違つた。そういう議論はやめましょう。同じなんです、わかりませんから。

問題は、世間の人が重い税金であると思つてゐることは間違いないです。ここにおられる全部の方が給与所得者ですが、税金は軽いと思つておられますか。税金は重いのです。心の中では税金は重く思つておるのあたりまえなんです。これは失礼な言い方になりますが、総理は月々自分がもつてゐる歳費の中から幾ら所得税を納めてゐるか御存じですか。またちやうどいま確定申告の時期でございます。これは昨年でございますが、私もう覚えでございますが、総理の所得について長官が発表されたことがありますが、そういうものから見たら、総理自身が税金が重く思われぬのがおかしいんじゃないか。申し上げてみましょうか。昭和三十八年度で総理の所得が約四百四十万円と申告されてゐる。そのときの所得税が約百二十万円ですよ。それに地方税の、長官は三〇％と言いました、三〇％と見れば三十六万円、合計百六十万近い税金を住民税と所得税だけで納めるのです。そうしますと四百四十万から百六十万の税金を引いてみなさい。そのほかあなたが言うような物品税、電気、ガス、水道、ゴルフにいけばゴルフの税金がかかつております。酒を飲めば酒にも税金がかかつております。そういうことを考え

たならば——先に続けますが、三十九年六百四十四万円の所得だ。そのうち所得税が二百十七万円、地方税が六十五万円、そうしますと二百八十八万円が六百万の所得の中の税金ですよ。四十年が六百三十四万円、所得税が二百十万円。真剣に聞いてくださいよ、いいですか。六百万円の所得の中に二百八十万円もの税金がかかつておるのです、所得税と住民税だけで。昭和四十年は六百三十四万円、所得税が二百十万円、地方税が六十三万円。昭和四十一年は所得が九百五十万円と総理は申告されたそうですが、その中に税金ははつきりしておりませんが、約三百八十万円くらいになる。住民税で百二十万、合計五百五十万の税金です、九百五十万所得のある人が、これは他人じゃありませんよ、総理ですよ。

そこで昨年、私が大阪に視察に行きましたときに、銀行協会の住友の堀田頭取も言つておりました。いまの税法では三十年、四十年つとめてどんな高い月給をもらつても全部税金に持つていかれてしまふ、自分の住む家さえつくれぬ。それがほんとうなんです。どうですか総理、九百五十万のうちで五百万税金を納めるようなことで、自分の老後の安定並びに住宅をつくつたり、そういうことはできませんか。

それから時間もございせんが、先ほど総理は百万円免税のことにつきまして、昭和四十五年を目標に百万円減税を公約しておるからやりたい。そこでこの百万円も、こつとばを間違えてはいけません。総理は重大なる決意と確信を持つてとおっしゃつたのです。所得が百万円までは免税にしておるところでは年収百万円を免税すると聞いておりました。ところがさきうちは、年所得の百万円を免税する、このように重大な決意を持つて総理は発表された。そのように理解してよろしいでしょうか、その点お願いします。

○田村委員長 田中君に申し上げますが、田中君の持ち時間を九分超過しております。冒頭、田中君から御要望がございましたので、私は格段の高

配をしたつもりであります、九分も超過しております。しかも総理大臣が四時半から官邸で次の行事が行なわれるので、すでに青少年が何かがある程度待っているものであります、質問をその程度にして、総理大臣の答弁だけを聞かれて、この際質疑を打ち切っていただきたいのであります。

○田中(昭)委員 そのために、たくさん用意してきておりました。最後に一言だけ言っているのです。もう一ぺん答弁を聞きますけれども、その答弁によりましてもう一言だけさせていただきます。

○佐藤内閣総理大臣 いまいはいいいことを聞いてくださいました。実は私の発言で誤解を受けておられると困るのです。これは標準家庭における年収百万円、それまでを課税最低限にする、こういうことでございます。

○田中(昭)委員 だから自己撞着なんです。前に言われたことと違う。いいことを教えてもらったというが、そこは総理にわかってもらいましたから私は感謝しているのです。総理もわかれることはわからないのです、自分の言ったことと違います。そういうことを言いますとまたあれでございますが、しかし年収百万円にこだわらずに、所得の百万円ぐらいいやうぐらいいの決意はしていただきたい。そうでないと、先ほどの記録に載ったことと違います。その決意がでなければ、今後の機会に私はもう少し申し上げていきたいと思ふ。

まだたくさんあるのですけれども、一つだけ、最後と申し上げましたから。さつき総理は、本会議でも安く課税しておることに確信を持っておるとおっしゃった、そうですね。読みましょうか。そうおっしゃっているのです。それで先ほど武藤委員の質問に対してあなたは、この年収百万円の問題については胸を張って言えるものではない、そのような姿勢なんだ、こうおっしゃった。このことは総理がきょうここでおっしゃったことにおいても、初めにおっしゃったことと私に答えていただいたこととは、ネコの目が変わるように変わっている、専門家から見れば、いずれにしろ総

理の今度の本会議での発言は、自民党、佐藤内閣としては、国民に税金は高くありませんと言われたから、今後は国民の支持も相当あるものだ、こうも思います。総理は、日本の国の税金は安いと言われたことによつて、佐藤自民党内閣の名譽を大いに挽回し、票のよけい入ることを希望いたします。私の質問を終わります。

○田村委員長 引き続き関税定率法等の一部を改正する法律案について、質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕

○広瀬(秀)委員 大蔵大臣に質問いたしますが、昭和四十三年度の経済見通しで、国際収支関係で約二億五千万ドルないし三億ドルぐらゐの赤字という予想が立てられておりますが、輸出、輸入の関係では、輸出が大体百二十四億ドルぐらゐですか、ある程度の幅を持って今回は予想を立てておられるわけですが、それに対して百一億ドルの輸入、こういうことで見込みを立てておられるわけでありまして、一体この輸出、特に輸出関係の目標額が、はたして今日のきびしい国際情勢の中で達成されるであろうかどうか、このことをまずお聞かせいただきたいわけでありまして。

その一つは、アメリカの景気が一体六八年度はどうなるか。大体七割ぐらゐは伸びるんじゃないか、実質で四、五割伸びるだろう、こういわれておられるけれども、ポンドショック以来ドル防衛、一月には非常にきびしいドル防衛の五大政策が出されるというふうなことで、アメリカの場合にも増税もある程度成長率の中に見込んであるというところもあります。金融もかなり締まってきたというふうな情勢を考えると、おそろしく、少なくともそういう見通しを一物ぐらゐは下回るのではないか、こういうものがあるようであります。またヨーロッパ、EEC諸国関係等におきましても、大体この沈滞の時期を脱して上昇というところへもってきて、例のポンド切り下げという異常

な事態に遭遇して、きわめて高金利時代を迎えておるといふようなことから、その沈滞からはい上る年だといわれておったものが、どうやら横ばい程度で、OECDあたりで予想したよりも、やはり成長率一割ぐらゐ下がるのじゃないか、そういう状況なんです。そこへもってきて、特に最近問題になっておりますアメリカのドル防衛の中で、いわゆる輸入課徴金というふうなものまでつけ加わり、またアメリカに根強く残っておる保護貿易論者の相当な動きというふうなものも目立っております。というふうなことを考えますと、はたしてこのような目標が達成できるかどうかという心配を私も非常に持っております。見通しにおいても幅を持たしておるわけでありまして、輸出のほうは小幅の金額がやうとだ、輸入のほうは国内の景気引き締めが若干ずれ込むというふうなことで、一番上のほうの見通しになると、これはかなり三億ドル程度では済まなくなるのじゃないかというふうなことも考えるわけですが、この貿易を中心にした国際収支の見通しについては樂觀的に、政府の見通しどおり、大体いまの情勢からいっておさまるのだと、そういうふうには大蔵大臣が考えておられるのか。

○水田国務大臣 最初、政府の見通しを立てるとも、あなたのいまおっしゃられたような要素を全部考へて、百二十一億五千万ドルという輸出見込みは多過ぎるのではないかと私も考へて、ずいぶんこの見通しについては各省ともいろいろ苦心して検討したところでございまして、いま言つたような国際環境がきびしいという事情も相当考慮に入れ、しかもEEC諸国は、ここでやはり経済の成長政策を四十三年度はとる、もしそうだとすれば日本の貿易はどういうふうになるか、いろいろ要素を取り入れて、そうして来年度の国際貿易の伸びが大体六・五割程度になるだろうということも推定し、いままでの日本の貿易の伸び率に対する弾性値も考へ、二・二、この弾性値というのは結果としてあらわれてくるものでございまして、過去、やはり一つの世界貿易の伸びと

日本の貿易の伸びとの率がございまして、そういう点も考へ、かたがた通産省当局におきましては相当各物資について一応積み重ね計算をやっておる、そういうところから、来年度はやはりどうしても一四割をこす日本の輸出の伸び率を見込めるということでございます。最後に政府見解がああいうふうな見通しに落ちついたものでございます。

それから、いまアメリカの課徴金というふうな問題が起つてはまいりましたが、一応私どもは、当時においてそういうきびしい国際環境を相当見通したあげくのことでございますので、いまやっております国内政策がうまくいって、輸出圧力というものがかかってくるのでしたら、何とか政府の目標は達せられるのではないかとこのように考へております。

○広瀬(秀)委員 経済見通しを一応予算編成の基礎に据えて見通しを立てて、また、その予算も通らない段階で、おそろしく難題な状況にあることはいふまでもないことを言えない立場にあることはよくわかりまうけれども、その程度に樂觀していただいているのかどうかという心配が依然として私残るわけです。

そこで、関税局長にちよつとお伺いしたいのですが、いまケネディラウンドの妥結に伴つて、それを中心にして関税定率法の諸改正を提案をされておられるわけですが、一体これが日本の貿易にどういふ影響を持つか。まあ南北問題という観点からなれば、先進国に片寄り過ぎた、先進国が有利になるのだという評価もあるわけでありまして、日本の立場において、このケネディラウンドの妥結というものを繰り上げてやるというふうなことは、あるいはアドバンスカットなどもやっております。こういうものが日本の貿易、特に輸出の増強、それから輸入のある程度の抑制の年でありまうから、そういうものに対してどういふ影響を持つか、このことをひとつ伺いたいと思ひます。

○武蔵政府委員 先生、先ほどおっしゃいましたように、ケネディラウンドで日本も関税を下げる。それから、それは主として参加国は先進国でございしますが、先進国はともに関税を下げる。そういうことでお互いに下げるわけでございますから、それがお互いの間の貿易に対して拡大的影響を持つ、そういうふうな考えております。そこで、日本のように天然資源が少ない、そういう国については、特にこういうふうに関税が下がって貿易が拡大するということは望ましいことだと考えております。

それから、いまお触れになりましたアドバンスカットでございます。後進国の産品に対しては五年間、あるいは日本の場合には四段階でいきますが、それをだんだんに下げていくのではなくて、一ぺんに終点のところまで下げる、こういうことを今度の改正で考えておりますが、それは、後進国に対して——御承知のように国連の貿易開発会議でいま後進国と先進国がいろいろと意見の対立を来たしておるわけでございますが、そういう中で日本が後進国に対してもこういう特段の配慮をしているのだということを示すということは非常にいいだろうということ、ほかの先進国もいたしますが、日本もアドバンスカットというものをやっておるわけでございます。これは金額としてはそう大きな影響はないと思えますけれども、後進国に対する日本の姿勢を示すという面では役に立つと思っております。

それから、後進国以外のところに対する繰り上げの話でございますが、これも、いろいろ伝えられるところによりますと、アメリカの輸入課徴金に対して、ヨーロッパの、特にドイツを中心として、ケネディラウンドを繰り上げ実施するということで、ケネディラウンドで課徴金をやめてもらえぬか、こういう動きがございします。それはまだヨーロッパで、そういうことで検討しているという段階でございます。

○広瀬(秀)委員 私が聞いているのは、このケネディラウンドの実施段階に入って、特に輸出を伸

ばしたい日本にとって、どういう作用を直接的にもたらすであらうかということをお聞きしたかったわけですが。

○武蔵政府委員 日本に対して先進国の関税が下がりますから日本が輸出しやすくなる。それでどのくらい下がるかという話でございますが、これはケネディラウンドで各国が計算の基礎にしましたのは六四年の輸入でございます。それで先進国の十一カ国で申しますと、全体の輸入が六百億ドル、その中で今度譲許したものが三百二十億ドル、その中で無税のものもありますが、また有税のものを下げるというものは二百六十億ドル、こういうことになっております。これはガットの大きな関税引き下げとしては第六回目のものでございしますが、従来一番大きかったといわれるジョントラウンドというのが四十九億ドルですから、それに比べてまして非常に大きな関税の引き下げでございます。したがって、これが実施されるといふことは日本の輸出に非常に大きな影響があるだろうと思っております。それで、日本の輸出の面でのくらしい影響があるかということでございますが、日本の輸出を、これは先進の十六カ国で見ますと、約二十一億ドルぐらゐのものが関税が譲許される、そういうふうな考えております。

○広瀬(秀)委員 いまの御答弁によりまして大体わかりませんが、関税はやはり相互主義でありまして、したがって、輸出に非常に力を入れる立場において、一方においては有利であると同時に、ほかの国にとつても、今度は日本に向けて、日本からいへば輸入になるものがやはり有利になる。日本から出すもの、それから日本が輸入するもの、これはそれぞれ品目によっていろいろ差もあるわけでありまして、その差を差し引きをして、なおかつ日本の輸出にとつては非常に有利になった、こういう判断の上に立っておられる、こういうように了解していいわけですか。

○武蔵政府委員 この関係はなかなかデリケートでございますが、ガットの交渉のときにはお互い

に自分の國が得をして、差し引きでもって相手は損をするというふうなことだとなかなか話がまとまらぬわけでありまして、そこでお互いにまとまるときには、これで両方とも利益をするだろうというふうなところで話がまとまるわけでございますが、先ほど先生おっしゃられましたように、根本的には日本のような国は輸出を伸ばすということ、日本の成長に非常に役に立つということでございますから、こういう交渉で関税が下がるということ、基本的には日本のためになるのだ、そういうふうな考えております。

○広瀬(秀)委員 大臣に、時間がたないようですか、少し予定した段取りからはずれますが何つておきます。

特惠関税の問題、これはまだ先のことだといえは先のことかもしれないが、これは今日における非常に大きな問題になっております。この特惠関税は日本を除く先進国では日本ほどの影響はないという見方が一般的なんです、中小企業あるいは農業というふうなものはいわゆる二重構造、最近はいまに現存している非常に立ちおくれた分野、近代化がまだ進まない、格差が存在する、こういうようなことから、この中小企業を中心とする輸出が後進国の特惠でいわゆる関税ゼロか、あるいは最惠国待遇の関税よりもかなり思い切った大幅なものがとられるに違いないわけでありまして、そういう場合に、これに対して日本の近代化の立ちおくれた中小企業の立場、これはいろいろあるかと思いますが、食器類とか、はきものとか、合板とかあるいは輸出玩具のたぐいとか、こういう中小企業製品というものは非常に打撃を受ける。ということ、中小企業がいまたいへんな恐怖を抱えている問題でありまして、しかし、大きな世界的な立場で、南北問題の解決、低開発国に対してある程度援助をしていくという立場からも、やはりこれは煮詰ま

る段階では日本の主張ばかり通すことはなかなか困難な場面も出るだろうと思ふのです。この交

渉に臨んでの態度は、去年の十一月ですか、閣議決定もされております。そういう方向だけで足りるのかどうか、もつとこれに対する日本の立場、かまえていふものについてこの際大蔵大臣の考え方を聞きいたし、特惠関税の交渉、いわゆるUNCTAD等における日本の態度がどういふものであつて、どの辺までいま進行しているのか。そして、この間須磨公使の談話によると、七〇年過ぎだといふようなこともあるようですけれども、これは後進国のかなり強い要請もあつて早まる可能性もあるのじゃないか。それに臨む日本の基本的な態度と、さらにこれが実施される段階においてどういふ影響を受けるか、これに対して国内の対策をどうすべきか、こういう問題についてひとつ大臣からお答えいただきたい。

○水田国務大臣 日本の産業はまだ一面後進性を持っておりまして、その点において他の先進国よりは特惠関税問題の影響が大きいという事情はございしますが、しかし、いずれにしろこの問題は踏み切るべきであるというので、政府の態度としては、特惠関税問題はもう踏み切っております。そこで、他の諸国と比べて日本にはいま言ったような一つの特殊性がございします、単に輸入だけじゃなくて、輸出においても各国が平等の負担をすべきだということを日本はいままで主張してまいりましたが、当初はなかなか他国は聞か

なかったのですが、輸出においても各国が平等の負担をすべきだということを日本はいままで主張してまいりましたが、当初はなかなか他国は聞か

ということを強く主張しておりますが、先進国間においてはなかなかこれを承知しないというようなことでいま会議が対立しているときでございしますので、こういう問題を解決しながら、いま言った日本の主張している、日本の中小企業に影響をなくするような方向のいろいろな諸措置が合意されるというまでには、まだまだいまの情勢では私になかなかひまがかかることではないかというふうに考えています。いずれにしましても、ひまがかかりまして、特恵関税というものを踏み切ろうとする以上は、もうこれから国内における低生産性部門の産業に対する近代化施策の推進というものは急速に進めなければなりませんので、今後並行してこちらの施策に力を入れる必要があるというふうに考えております。

○**応頼(オウライ)委員** 大蔵大臣、もう一つだけ伺いますが、先ほどから中国との貿易の問題も、総理並びに大蔵大臣に午前中から御質問があったわけでありますが、こういう特惠関税なども含めまして、日本の国際輸出環境がだんだんきびしくなってくる中で、やはりこういうときにこそ、いままで伸び悩んでおつてようやく覚書貿易の段階で一年契約された、こういうものにも少し積極的な立場を当然とるべきだろうと思いますが、たいして前進した答弁がいただけないわけです。こういう問題でやはり中国貿易というものをもっと前向きに前進をさせていく、貿易規模も拡大していく。ようやく六八年一年限りの覚書貿易で往復で一億二、三千万ドルぐらいですか、こういうものが妥結をされましたけれども、これは七億の人口のいる中国相手の貿易なんですから、しかも隣国なんですから、こういうものをわずか一千万人足らずの台湾、国民政府というようなものに何か遠慮をしたような形で、輸銀の延べ払いなんかにも踏み切れないというようなことであつてはならないだろうと私は思うのですね。こういうときこそやはりふん切っていく、そしてそのほうを拡大させていく方向をいろいろな形で——これは政経不可分、可分というようなことがあるにしても、もつ

と日本の輸出も拡大し、また輸入も拡大する、そういう方向を当然とていくべきだろうと思うのですが、それについてのお考えを……。これはいろいろあると思うのです。そういう政治原則を政府が言われるなら言われるでよろしい。しかしな

うものがあるだろうと思うのですよ。そういうものについては、今度の関税の問題なんかについても、中国に対して差別待遇をやるというようなことぐらいはせめてやらない。それでこちらに対する輸入が増大すれば必ず輸出は増大するはずです。今日でも輸出のほうが多いわけです、いわゆる出超になっている国なんですから。そういうことで、その点からも少なくともこの関税の問題などはいわゆる便益を供与するという立場にお立ちになるべきだと思うのですが、いかがですか。

○水田国務大臣　この協定税率と国定税率の間に差ができてきて、これが貿易の縮小に働くようなことは私どもも望んでおりませんので、したがって今回の場合も、中共主要輸入品である銃鉄とか大豆についていま御審議を願っておるようなああいう措置をとって、相当部分は影響のないようにするという考え方を私どもは持っております。しかし、これはやはり相互主義の問題でございまして、急に全部この協定税率に直せるというものはございけません。日本で必要だと思えますものは、これは関税を日本でも直していくことも必要でございましょうが、やはり日中の貿易をもっと拡大しようというからには、先方もいま持つておる二重税率を日本には一つも適用しないという差別を持たれたのでは、これは一方的になりますので、今後こういう問題についても、協定税率に近づいていくような措置を両国でやはり研究するという方向へいくことを私どもは希望しておりますが、一方的ではなかなかこの問題は解決しないんじゃないかと思います。

○広瀬(秀)委員 もう一つだけ答えてください。  
大蔵大臣は中華人民共和国は低開発国と思われる  
ますか。

○水田国務大臣 低開発国とは思いません。

○**広瀬(秀)委員** あまり引きとめても悪いですがこの辺でけっこうです。またあとでこの問題、繰り返しやりたいと思います。約束ですからどうぞ。

通産省来ておられますね。先ほど大蔵大臣が、通産当局においてもこの輸出目標を達成するために品目別に非常に精密な積み重ねの予測の作業もやられた、こういうことでありますが、百二十億ドルの輸出を達成するために、どういう品目を中心に、そしてどういふ輸出先で、どういう国に対してどの品目がどのくらい伸びるのだという、大どころだけでけっこうですから、その非常に精緻な計算をされた大づかみのところをひとつ、かくかくによってかくかくでかくのごとしというものを数字で、主要なるものでけっこうですからお願いいたします。

○佐々木説明員 ただいまの御質問であります  
が、来年度の一四・五％、百二十五億の具体的な  
品目別、市場別の昨年度に比較いたしますアップ  
率等につきまして、実は本日手元にその資料がご  
ざいません。具体的なその数字につきましては、  
ただいまお答えできないのでございます。

○広瀬(秀)委員　資料の持ち合わせがないということでございますから、これはそれではあとでひとつ百二十一億五千万ドルのこの輸出の見込み、こういうようなものがどういう品目がどこの国に對してどのくらいの伸びであるかというような、大蔵大臣もさつきそういうことで精密な計算ができてゐるんだ、こういうことがありますから、ひとつこれを資料としてこの委員会に提出していただきますか。

○佐々木説明員 ただいま先生のおっしゃいましたように、精密な具体的品目ごとの積み上げ計算という作業でもっていたしておりませんから、先生おっしゃいましたような御趣旨の資料というのはございません次第であります。

○広瀬(秀)委員 先ほどの大蔵大臣の答弁と違うわけでありませう。私はかなり心配があると言った

のですよ。これは私もそういう精緻な数字というものを持っていないから、したがって全般的な情勢なり動向なりというようなことから、あるいは輸出先国の経済見通しなりというようなものについて、大まかな推定に基づいて、ちょっとこれは困難があるのじゃないか、よほどしっかりしないとこれはだめだぞという気持ちで言ったわけですよ。そうしたら大蔵大臣は、通産当局においても非常に品目別に積み重ねの計算等もしておりまして、それとも突き合わせて十分検討したんだからこれは間違いない数字だ、こうおっしゃったわけですよ。だからあなた方は、当然それはあるはずなんです。どこの国に一体どのくらい伸びるだろうか、そうしてどういう品目が何倍くらい伸びるだろうか、こういう主要なものぐらい——これは何万とある品目全部を出せということとは不可能でありますけれども、大抵ころのものを、一番金額の多いほうから十なり二十なりという程度の品目をとる、それから主要な輸出十カ国なり二十カ国なりとするという程度で、そのほかのものはその他でくくつてもけっこうですから、その程度のことはやっていらっしゃるでしょう。それすらもないのですか。ないとすれば、大蔵大臣の答弁はまさにうそを言ったことになりますよ。これはいいかげんな答弁をしたということですよ。

○倉成政府委員　ちょっと私から補足したいと思いますが、大蔵大臣が申しましたのは、弾性値といふのはきまってる数字ではなくて、いろいろ過去のトレンドをずっと伸ばして大体こういうことになるという、結果的に出てくるのが弾性値ということとは、広瀬委員御承知のとおりであります。したがって大蔵大臣は、通産省は各地域別にもそういうトレンドになりなんりの数字を積み上げておる数字があるだろう、こういうことを精緻なということばで表現したと思うのです。ですから、通産省のほうでおそらく、こまかい弾性値とかんとかいうことでこまかくぎり詰めていくと問題があるかと思いますが、大まかなそういう過去のトレンドについての数字はある程度

出せるのじゃないかと思ひます。

○広瀬(秀)委員　そういうトレンドであるとかあるいは弾性値が二ぐらいだとかそういうようなことは、これはもうわかっているのですよ。そういうものをわかった上で、いろいろな情勢からいって心配だと言つたら、そういう積み重ね作業もやっております。それとの突き合わせにおいてと言つたのですから、これはあるはずなんです。なければ、通産省だつてこれはおかしいじゃないですか。だから、そういうものについて出せる限りの資料は出してもらわないと、審議は十分できませんよ。これは必要最小限——私もわからぬ話をしていくわけじゃないです。何もかも出せと言つていくわけじゃない。さっきも言ったように、限定つきのもので、その程度のもは出せるんじゃないですか。そうすればお互いに審議にも非常に便利だし、それから今度の関税とのからみにおいてもお互い分析することも可能になるわけですね。だから、そういうようなものについて出せる限りのものはやっぱり出してもらいたいと思うのです。政務次官、そう通産省を弁護してよけいなことを言わぬでもらつてけっこうです。

○倉成政府委員　通産を弁護する意味ではなくて、通産省でもこまかく責任のある弾性値とかいうことになる、とてもそういうものは、結果的に出るものですから、ないと思ひます。また、共産圏貿易等については必ずしもそういうトレンドがものを言わないという面もございまして、いろいろなむずかしい点があると思ひます。しかし、広瀬委員のおっしゃる意味もよくわかりますから、部内でできるだけ御検討に参考になるようなぐあいにふまをいたしてみたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員　それじゃ、政務次官がいま答えられたように、通産当局もできる限りのものを示してください。ばくは不可能を要求していません。

そこで、特惠関税の問題へ入りましたものですから通産省に聞いておきますが、この特惠関税が実施された場合に一番影響を受ける産業、こうい

うようなものはある程度地域ごとにそれぞれ片寄るといいますか地域性を持つものがあります。たとえば新潟の食器のごとく、あるいは名古屋地方の合板のごとく、あるいは東京とか関東近辺の玩具類とか、それからきものとかいろいろあると思ひますが、こういうようなものがいまだどういう状態か、それらの特惠関税が適用された場合にどういう日本の業者が影響を受けるわけですか。

も、そういうものがどういうぐあいに——あるいは韓国とかあるいは台湾とか、あるいは香港だとか、そういうようなものとの関係においてどういう程度の影響を受けるかという、こういうものについて大体どういふものが輸出の中でのどの程度占めているのか、こういうような資料もひとつ出していただきたいと思います。○佐々木説明員　ただいまのお話であります、申し上げるまでもなく特惠関税の問題はU.N.C.T.A.D.で協議中でございまして、まだ対象品目なりあるいは例外的規定なり税率の下幅なり等々につきましては具体的なものはきまつておられない段階でございまして、もちろん日本の産業といたしましては、先生のおっしゃいましたように、特に低開港国の追いつけといひます、競合いたします労働集約的な、特に繊維、雑貨等の中小企業につきましては、それらの具体的な下幅幅、例外品目等の内容によりましては相当な影響があるものがあると考えられます。しかし、まだそういった特惠の内容それ自体がきまつておられない段階でございまして、業種別にどういふ業種がどういふ影響があるかということ、まだ通産省といたしまして具体的な検討はいたしておりません。

○広瀬(秀)委員　具体的な検討をいたしておらないというのではしうないのですけれども、しかし、これはそれぞれの業界においていま最大の問題になっている。しかも日本の輸出の中でもこういう軽工業品目と申しますか中小企業製品というものがまだまだ相当なウェイトも持っているわけ

であるますから、それらについて……。

(金子(一)委員長代理退席、渡辺(美)委員長代理着席)

いま特惠供与を求めている国が、たとえばアメリカと前提しましょう、アメリカに対して輸出しているもので、日本がたとえば先ほど私が幾つか品目をあげましたが、そういうようなものや、あるいは繊維製品やこういうもので競合関係に立つて特惠の影響を非常に受けるであろうと思われる業種を、それではあげてみてくれませんか。

○佐々木説明員　ただいま申し上げましたように、前提条件といたしまして……。

○広瀬(秀)委員　前提を置いてもいいです。○佐々木説明員　下幅幅あるいは対象品目、例外規定ということがきまつておりませんから、それがどの程度、どういふ品目がどの国の商品と競合して影響を受けるか。私も影響というものは輸入面と輸出面の両方あるかと思ひますけれども、ただいま申し上げましたような条件がはつきりいたしておりませんから、具体的な品目につきましては申し上げられない段階でありますので……。

○広瀬(秀)委員　あなたは課長だから、何か非常に遠慮をしておるわけでありまして、商工委員会ですか、あそこあたりではもつとかなり突っ込んで対策を、一体どうするんだというところまでやっているわけですよ。それなりに通産大臣もいろいろな場合を想定してお答えになつてい

る。現実には、大体日本の対米輸出の中でどういふものが、たとえば香港からの輸出、あるいは韓国からの輸出、あるいは台湾からの輸出というやうなこと競合する品目であるかということがわからぬはずはないですよ、この段階にきて、まだきまつてないからそれは検討もしていないのだという言い方では、これは非常におかしなことになります。これはこれ以上あなたを追及しても何も言

いそうにないから、いづれ局長なり通産大臣なりに来てもらつてやらなければいかぬと思ひます。私も商工委員会にちよつと出席してしまして、そのやりとりも聞いたわけでありまして、けれども

もっと正確なかなり突っ込んだ答弁もあるわけなんです。だから、そういうようなものについてさらにそれを深めようとしたわけですが、これはなかなかそれができないというのならば、これはやはり大臣なり局長なりに来てもらつてやらなければいかぬと思ひます。その点については質問を留保しておきたいと思ひます。

農林省に伺ひますが、農産加工品、これもまた非常に問題になるところだと思ひますが、この問題について、特惠関税について検討をしている状況をひとつこの際御説明していただきたいと思ひます。

○武蔵政府委員　農林省の担当の人が来ておりますので、私からかわつて概略答弁させていただきます。

特惠につきましては、四カ国の報告というものができまして、それに対して日本は特に輸出の面での影響が困るから、その面も考えてくれというやうなことを申しまして、四カ国の報告というものが修正されまして、OECDできまりまして国連の貿易開発会議に出たわけでございます。その段階では農産加工品はケース・バイ・ケースでやるといふことになっております。国連の貿易開発会議に出ますと、これは御承知のように、後進国の中のおくれた後進国のはうが製品、半製品では自分らのところにあまり利益がない。そこで農産加工品について非常にやかましく言つておる段階でございます。それに対して先進国のはうは、農産加工品はケース・バイ・ケースでなければだめだということではいま突つぱつてい、そういう段階でございます。

○広瀬(秀)委員　いづれまたこの問題詳しくやりたいと思ひますが、今度関税局長にお伺ひしますが、今度の予算書の中で関税の収入見込みが二千六百八億圓、それで説明によりまして現行法による収入見込みが二千六百八億圓、改正法による収入見込みもやはり二千六百八億圓である。まことに数字をきちんと合わせたものだと思ひます。そのわけでありまして、これはたまたま偶然にそう

なつたのであります。それとも何かこういうようなスタイルをとる、国際的なあるいはガットあるいはOECD、あるいはUNCTAD、そういうようなものとの関係においてこういうものが出てきたか。全く同様にびしゃつと、関税収入においては改正をしなくても同じだ。そういう数字が出た理由を説明していただきたい。

○武蔵政府委員 関税収入の一般会計のほうの内訳でございまして、四十二年の補正で二千六百十九億と見込んでおります。そこで今度は四十三年度の計算でございまして、これは一応税制の改正がないという前提で四十三年度の税収を計算いたします。そのあとケネディラウンドその他は御審議願っておりますが、結論として二千六百八億、これがいま御審議願っております法律の改正と、それからケネディラウンドの条約と両方通つたときの数字でございまして、結局しりだけを見ますと、大体二千六百十六億と八億とあまり違わぬじゃないかという御質問だと思いますが、それはしりを合わせようとしてやったわけではございませんで、そういう作業をした結果がこういうことになった、こういうこととございまして。

○広瀬(秀)委員 それじゃまたまそういうことに計算上なつたということ以外には理由はない、こういうことに理解していいわけですね。あまりにも数字がびしゃつと合ひ過ぎておるし、しかも現行法による収入見込みというのと、それから改正法による収入見込みが一億も違わないで出てきておるといふところに何らかの背景というふうなものがある、国際的に気がねをするというふうな事態があつたのかどうかというふうな疑問を持つたものですからそれを聞いたわけですね。

○武蔵政府委員 御質問のような御疑問を持たれた原因は、この四十三年度の租税及び印紙収入のところでは、税制改正による増減のところはゼロになつております。そこで先生おっしゃられますように、増減がゼロということと結論を出したのではないか、こういう御質問だと思います。それは、

実は、この税制改正というのは内国税の関係だけなものですから、そこでこのところには増減税の関係はゼロとなつておりますが、関税だけ申しますと、先ほど申しましたように二千六百十六億と二千六百八億、これは別にしりを大体同じにしようという意図があつたわけではございませんで、何ら措置をしない場合の税収の見積もりを計算いたしまして、そのあとケネディラウンドとかその他の増減を計算いたしまして、結果として二千六百八億ということになりまして、大体の数字が非常に合つておりますから、何かしりを合わせただけではないかという御疑問を持たれたと思ひますが、それはそうではございません。

○広瀬(秀)委員 それじゃそれはけっこうです。次に進みたいと思ひます。十分ぐらいでやめろというところでございまして、もうちょっとお願いしたいのですが、対中国貿易の関係で午前中からいろいろ問題が出されておるわけですが、たとえば生糸あるいは絹製品、絹織物ですか、これらについてたえば現在一五%のものが譲許税率で七・五%になる。ところが、中国は非適用の国であるということ、おそろく一五%そのままになるだろうと思ふのですが、そういうことに了解していいわけですね。

○武蔵政府委員 これはあとで蚕糸局のほうからまた補足の説明があると思ひますけれども、いまの御質問の点でございまして、ケネディラウンドというのは大体五年間に日本の場合は四段階でございまして、だんだん下がつていって、先生おっしゃるようになつて最後は七・五%になる、こういうこととございまして。今度は日本で申しますと、四月一日第一回の五分の二だけの引き下げがある。将来どうするかという問題でございまして、それはあとで蚕糸局から説明があると思ひますが、けれども、私も国内に対する影響を一つ一つ考えまして、下げていいというものができれば、ちょうど今度大豆と鉄鋼はケネディラウンドに合わせまして国定税率を下げておりますから、そういう措置をとりたい、こういうふうな考へて

おります。なお、具体的に生糸に関しましては蚕糸局からまた御答弁をしていただきたいと思ひます。

○池田政府委員 生糸の関税でございまして、これにつきましては、実はただいまのところは従来どおり中共に對しましては一五%の関税でございまして、こういう気持ちでございまして。けれども、ただ、これは生糸の輸入を今後どういうふうな考えでいったらよろしいだろうかということと実は関連がある問題でございまして。最近、御承知のように生糸の輸入が非常にふえているわけでございまして。現在の市価水準から申しますと、輸入があるというところは国内にさほどの影響を及ぼしておられません。しかしながら、われわれといたしましては関税制度というのは、いまさら言うまでもございませぬけれども、これは長い目で考えなければいけない。そうなりますと、国内の需給状況が非常に悪いときに多量の生糸が安い関税で入つてくるということになりますと、そこに生産者に対する影響等も考えなければならぬので、私どもといたしましては今後輸入制度をどうするかというのとあわせて関税率の問題も検討してまいりたい、こういう気持ちでおります。

○広瀬(秀)委員 そこで、ちょっと数字を聞きたいのでございまして、現在国内の生産量が、昭和四十二年で、一九六六年までしか見ておりませんが、三十一万一千五百七十七億、これに對して、輸入が六六年の段階では一萬八千九百七十億程度、六・一%くらいしか輸入はないわけなんです。これは国内でこの需要の増大の傾向というものが、たとえば六五年には輸入は五千九百九十九億だけだったのが、一躍一年に三倍にも伸びた。これは数量はまだ六・一%というわずかなものであるにしても、伸び率はきわめて高い。こういう伸び率でいったら、これはかなり需要が旺盛であらう、一体国内の生産がそういう需要を満たすだけ伸びないける計画になつておるのかどうか、そして養蚕業というものの性格からいって、そう急速に今日の農業の構造の中で伸びし得るのかどうか、こ

ういうような点について数字をひとつ、計画があればその計画に従つて需要とそれから国内産業の供給の自給できる度合いというふうなものをどの程度にお考えなのか、こういう点について伺いたい。

○池田政府委員 最近におきます需給の数字は、先生御指摘になりましたようなことでございまして。ただ、これは今後私どもの政策努力が非常に影響すると思ひますけれども、最近におきます農村における繭の生産に対する意欲は非常に強いわけでございまして。これは、糸価が非常に高いために、農家の栽培する作物といたしましては、他の作物と比べてかなり採算がよろしいわけでは、ありません。そういうわけで、今後私どもといたしましては、かなりの生産増を期しておるわけでございまして。これは非常にきつかりした数字でございませぬけれども、従来、私どもが作業いたしておりましたところでは、昭和五十一年、大体十年先におきましては、生産量といたしましては約四十九万俵の生糸の生産をいたしたい。その時期におきます生糸の需要でございまして、これは約五十万俵程度ではなからうか、こういうふうな想定をいたしておるわけでございまして。もちろん、これはかなり政策努力が要するということは承知いたしておるわけでございましてけれども、それまで生産を伸ばすことはあながち不可能ではない、こういう感じを持っておるわけでござい

ます。

○広瀬(秀)委員 先ほど局長は、関税をどんどん安くして外国から安いものが入るといふことが、日本の農民にとつて脅威にならないといふことを言われたわけですが、私もそれは、そういう一面が当然あつてしかるべきだと思ふわけでありまして。それならばこれは、関税局長にまたお伺いしたいのですが、中国のほかに韓国からもかなり入つておるのだと思ひます。あるいは台湾からも少し入つておるのだと思ひます。あるいはイタリアからも入つておるのだと思ひますが、それらの国は、いずれもケネディラウンドによる譲許税率がやは

い

り適用される、そういう国じゃございせんか。  
○武蔵政府委員 まず初めに、ことばが足りなく  
て誤解を招くといけませんので、ことばを足しま  
す、いろんなものがどんどん輸入になって、たと  
えば農業に限っても、どんなものが輸入になっ  
てもちつとも困らぬということではございせん。  
ものによって非常に困るものがあるということ  
で、結局一般論としては、関税を引き下げていく  
ということが好ましいのでございすけれども、  
具体的にどれを下げるといふ場合には、一つ一  
つに影響を考えないといふか、そういうふう  
に思っております。

そこで、いまお話がございましたように、中共  
のほかにも、ほかの国から、ガット加盟国からの  
輸入が生糸について起こって、それは関税が下  
がるのではないかとおっしゃいます、それはその  
とおりでございます。その他の国につきましても  
は、関税が下がりましても何とかやっていける、  
困るような状況はさしあたり起こらぬだろう、そ  
ういうことでそちらのほうは譲許いたしましたけ  
れども、中共につきましても、これは蚕糸局から  
先ほども説明がございましたように、まだいろん  
な問題があるので、それをすぐ中共に及ぼすとい  
うのは、現在の段階では無理だ、そういうふう  
に考えております。

○広瀬委員 そうしますと、ガット加盟国で  
ある韓国等から輸入するものについては、譲許税  
率を徐々に適用して、五カ年間で七・五%まで引  
き下げていく。中国の生糸がいまこういうぐあ  
いにかなりな速度で伸びてきた。それに対して、今  
度のガットによる関税率の改正をもって中共の品  
物はできるだけ締め出したい、韓国のようなこと  
ろからはどんどん買いたい、こういうような矛盾  
がやはり当然出てくるわけですね。韓国をもうけ  
させて、中共はシャットアウトしたい、こういう意  
図が——これは疑うなと言つても、当然出てくる  
議論になりますね。これは中国の生糸が非常に品  
物が悪くてどうにも使えないやうなんだとか、あ  
るいは中国のやつは採算が非常に高いんだとか、

そういうようなことがあるから、そういうことを  
するのですか。それとも中国からの値段の問題、  
韓国からの輸入の問題、この価格の問題はどうい  
うことになっておりますか。

○武蔵政府委員 まず第一に、今度暫定措置法で  
生糸につきましても何も措置しておりません。し  
かし、将来とも全然措置しないのかどうかという  
ことは、先ほど蚕糸局長が説明いたしましたよう  
に、いろいろの条件を考えて将来のことはしなけ  
ればならない。さしあたり来年度は、暫定措置法  
では下らない、こういうことでございす。

それから、価格、品質ということではございす  
が、これはまた関税の問題について非常に不思議  
なことが起こるわけではございす、相手の国が  
非常に質が悪いとか、それから価格が高いとかい  
うことは、別に関税を下げても影響はないわ  
けでございす。ところが、相手が非常に生産量  
が多いだろう、あるいは価格が安いだろう、そ  
ういふ場合には、その関税を下げるといふこと  
はよほど慎重にしたい、考えなければいけぬ、そ  
ういふことでございまして、国別に差別しよう  
ということはありませんが、生糸の問題について  
は、そういうことを考えて、いま直ちに譲許税率  
を同じにするということには踏み切れなかつた、  
そういうことでございす。

○広瀬委員 委員長からだいたいしばしばの御  
注意で時間時間と言われておりますので、まだま  
だ質問の五分の一くらいしかやっていないのです  
けれども、いまの局長の答弁の中にやはり重要な  
問題があると思うのです。もし、そういう生産量  
という状況があるという国で、しかも価格も安い  
という状況が一つある。それで日本の場合には、  
いま生産が四十九万俵くらいに——これは五十年  
の目標ですか。

○池田政府委員 五十一年でございす。

○広瀬委員 それにしても、一万俵くらいの  
輸入は当然と言わなければならぬ、需給の關係か  
らです。そういうところであつたならば、日本  
の国内の需要もそういうふうにあつていく、それ

に見合ひながら日本の国内産業、養蚕業を圧迫し  
ない、日本の農民をちゃんと保護しながら、しか  
もそれはこういうような不平等税率を適用する  
ということじゃなしに、いわゆるタリフクォータと  
いうか、割当関税ということだつて、これはでき  
るのじゃないでしょうか、そういう措置だつてあ  
る。ところが、こういうことで税率そのもので極  
端に差をつけてくるというようことは、いかに  
も对中国貿易においても敵視政策をとっている  
という印象をぬぐい切れなかつたと思うのです。

ほかに何の方法がない、これは国内産業がもろに  
かぶつちゃうというやうな場合だつたら、日本の  
農業を保護するという立場も当然あつてよろし  
い。しかし、それには方法があると思うのです。  
こういうやうにきわめて露骨な形で、片方は七・  
五%まで引き下げていきま、しかもそれは韓国  
あたりが中国からの輸入と並行しながらあつてき  
ているわけですから、そのほうには極端なメリッ  
トを出している、中国にはそれをシャットアウト  
する、こういう形というものは何としてもわれわ  
れ納得できない。日本の養蚕業を保護するといふ  
たてまえを貫きながらなおかつそういうやり方  
だつてあるじゃないか。こういうことを考えれ  
ば、これはいま局長がおっしゃつたやうな答弁で  
は私どもどうしても納得できない。これは政務次  
官、どうですか。

○池田政府委員 ただいま先生御指摘になりました  
ことは、非常にごもっともな点があるわけでご  
ざいす。私もどなたもいまして、中共と韓国と  
をことさらに取り扱ひを違へようという気持ち  
は本来ないわけではございす。ただ考えなければ  
なりません。これは的確にはわかりませんが、  
中共と韓国の生糸の生産に対する力の違いとい  
いますか、あるいは生産費というやうな問題が  
あるわけではございす。もちろん生産費も韓国が  
どうで中共がどうということは的確にはわかりま  
せんけれども、従来輸入しております価格等から  
想定をいたしますと、中共のほうがキロ当たり  
いたしまして約千円くらい安いわけではござい  
ます。

す。おそらく生産費もやはりある程度は安いの  
じゃなからうかというやうな感じを持っています  
わけではございす。それから生産の量でござい  
すけれども、これは韓国も非常に熱心でござい  
すが、やはり潜在能力としては中共のほうがある  
んじゃないか、こういう感じを持っていますわけ  
ではございす。そういう問題がございす、し  
かしながら私どもはいたしましては、先ほど申し  
上げましたやうに、価格が下がりましたときに生  
産農民に大きな被害を与えないという保障がご  
ざいすならば、あるいは関税率を下げるというこ  
とも考えられるわけではございす。そこいらにつ  
きましては今後いろいろ検討いたしまして、何か  
適当な結論を得たい、こういう気持ちでいるわけ  
ではございす。

○広瀬委員 これ一間でやめますが、政務次  
官答えたがらないやうですから、関税局長にもう  
一つお聞きいたします。

いま微妙な言い回しをされたわけですから、これ  
も、对中国貿易におきましても事態の推移を見な  
がら、日本の政府が不平等な扱いをしていて、こ  
ういふやうな印象を与えないやうに、情勢に  
応じてガット加盟国でないいわゆる非適用国である  
というところであつても、特定の関税というか便益関  
税というか、そういう措置を弾力的に講じて、あ  
まりにも差があるというやうな事態については考  
慮の余地はあるんだというやうな答えをされた  
と思うのですが、そういうことによつてよろしい  
のですか。

それから、これきりだということですから資料  
をひとつ要求しておきたいと思つたのですが、いま  
の答えをいただくと同時に、ケネディラウンドの  
非適用国の一覧表をひとつ出していただきたい  
と思つた。それから、それと日本の貿易、輸出  
入の実績、こういうものを資料としてお願いを  
いたしたいと思つた。それから、便益関税の供与  
国及びその地域の一覧表、それから諸国との輸出入  
の実績表、こういうものをこの委員会にぜひひと  
つ出していただきたいと思つた。

どうぞひとつお答えをいただきたい。  
○倉成政府委員 前段の点をお答えしたいと思ひます。

中共貿易を拡大していきたいという事は政府としても考えておるところでございます。しばしば大蔵大臣その他関係大臣からも申したとおりでございます。

そこで、いま広瀬委員の御発言中、私は多少誤解があるんじゃないかと思ひますので申し添えておきたいと思ひますが、中共を特に不利な扱いにしておるということをしれば言われますけれども、私も、私どもはそう考えておりません。大体中共と外交がない、国交が回復してない、したがって正規のルートで中共のいろいろな情報を知ることができない。また、かりにわが国の輸出がありした場合にこれにクレームがついたりいろいろした場合でも、正規の外交ルートでこれをいろいろ保護するといふわけになかないかという問題があるわけでありま。それからまた、中共のとおつておりますわが国に対する税率にしましても、最低税率とそれから普通税率とあることは御承知のとおりでございますが、高いほうを適用してゐるのではないかと、高いほうを適用してゐるわけでありま。したがって、中共とわが国との関係でそのまゝ何でも協定税率を適用するといふことはいかか。そうすれば、協定税率を相互に關稅交渉をやつて、お互いの利益を——相互主義でありま。利益を得た国もそうでない国も全部一緒に扱うといふことになるわけですから、これはやはりいささか問題があるのじゃないだろうか。しかし、そういう前提はありますけれども、やはりいろいろな点から考へて、銑鉄であるとか大豆であるとか、そういうものについてはやはり国定税率を協定税率に近づけていく、変えていく、こういうことはわが国の産業上からも好ましいといふことで、やはりわが国の産業の立場、關稅政策の立場から、わが国の利益を中心として中共に対する關稅は考へていくべきだと考へております。したがって、生糸の問題について

も、農林省からもお答えがございましたように、決してわれわれも非常にかたくなに形式的に考へてゐるわけではございません。したがって、将来いろいろそういった産業保護の面その他考へしなから、そういう諸般の情勢を考へていかにするから、そういうことを検討すべき問題であらうと考へておる次第であります。

○村山(喜)委員 關連。ただいま倉成政務次官からお話があり、さきに総理大臣のほうからも同じような趣旨のものがございました。いまお話のありました關稅といふのは双務的なものだ、これは私たちがその通り考へます。そこで利益を損するやうなことにしたらまずいといふこともよくわかります。

では、お尋ねをいたしますが、中国の關稅制度といふやうなものについて、私もそういうやうな点を考へまして、いろいろ通産省關係のその専門に当たつておる諸君から資料を要求いたしまして聞いたのでございます。海關輸出關稅則といふものが一九五一年の中国の法律でできておる。中身といたしましては、日本の關稅定率法に該當するものであるといふことは私たちが知つてゐるわけでありま。その中でいま普通税率と最低税率の二区分があるといふこともわかつております。しかし、これはそういうやうな制度があるけれども、一体これが發動をされてゐるのかどうかといふことも、またいろいろ通産省に問いたして見たのであります。ところが、制度はあるけれども、中国との貿易は總輸入量と輸出量とのパーセント的な關係に立つので、この税率を幾らかけて幾らのなに出してゐるのだといふやうなことについては、實際問題としては發動をしていない、こういうやうに報告を聞いております。

そこで、お尋ねをするわけですが、現実に貿易をやつてゐる諸君に言わせると、關稅の問題がこういうやうな制度になつてゐるからこの問題についてはこのやうにしてもらいたいといふ中国側の要求といふものはない、かつてそのやうなものがなされたことはない。これが友好貿易にいたし

ましてもあるいはL.T貿易にしましても、實務からいへば同じそのやうな取り扱いになつてゐるとわれわれは聞いてゐる。だから、制度があつてもそれが發動されてゐないといふことになる、一体それはどういふやうなことで、制度があるからだめなんだといふことをおしやるのか。

はまた次の機会でも、わかつておりましたら、この委員会に資料としてお出しをいただきたい。  
○田村委員長 広沢賢一君。  
○広沢(賢)委員 広瀬委員がいろいろいま聞きましてたけれども、生糸、絹織物の問題については、以上のとおりで、広瀬さんは納得してゐないと思ふのです。時間がなからやめただけで、納得はしていません。

それともその制度を日本と同じやうな制度で取り扱ひをするやうに改正をしてからでなければ話にならないとおしやるのか、その点を明確にしておいてください。

私も、もう一つ關稅局長にお聞きしますが、こういう問題についてお聞きしたいと思ひます。ちよつと読み上げますが、これは家畜の内臟の問題です、御承知のことと思ひますが、「一部の友好商社は日本の家畜の内臟の消費量が増えていることから、メーカーの強い要請もあつて中国産の冷凍品を輸入することをきめた。去年の秋のことである。このためわれわれは通産、農林、大蔵省に足を運んで輸入手つづきを相談し、指示を受けた。ご承知のやうに農林省では中国からの食肉の輸入をいまだに禁止したままでありこの内臟についてきびしい態度をとつて「一〇〇度C一時間煮沸して急速冷凍をかける」ことで輸入すると話がついた。これを基にして、通産、大蔵省は「これはA.A物資で無税」といふ話だったことから話は予想外にすんで輸入契約も結び、去年の暮から二〇トン、三〇トンと教社が荷揚げをはじめた。ところがである。ちよつと待たされた。がかつた。

○倉成政府委員 先ほども前提として申し上げましたやうに、正規の外交ルートがないので正確な情報はなかなかわからないといふことが實際であります。私も、中国にも参りまして、いろいろ先方の關係の人、勇龍桂その他關係の専門家とお話をしまして、なかなか統計等を出してくれない。そういういろいろな点で、中国に対してわが国が知りたいことについて、まだ的確なものがつかめてないといふのが實際じゃないかと思ふわけでありま。したがって、日本がこういう貿易のいろいろな態度をきめます場合には、やはりある程度の確かな資料をもつて自信を持たなければ、なかなか軽々にいろいろなことをきめるわけにはまいらないといふやうに考へております。

大蔵省が「この内臟は煮たもの」であるから「調整品」つまりI.Q.いわゆる外割物資として二五〇の關稅を支払ふといふのだ。特例としていま輸入したものは二五〇の關稅を支払ふは内貨にしてもよいといふ妥協案が出されてゐると聞く。農林省の動物検疫の指図で仕方なく、煮てきたものを「調整品」としていまさら、I.Q.物資であるといふやうな方はまったく同意できない。輸入の「云々」であつて省略しますが、「アメリカ、フランスから輸入してゐる同一商品はいわゆる「湯通し」のためA.A物資、無税であることに変わりはしない。」といふ問題があります。こういうおかしい問題が一ぱい出てくるのです。たとえばいまの生糸の問題

○武蔵政府委員 広瀬先生御要求の資料、なるべく早くつくつて提出いたします。

○村山(喜)委員 以上で終わります。

○村山(喜)委員 この問題については、いまも政務次官もお認めになりましたやうに、国交關係が確立をされてゐないので、正確な状況をつかんでいないとおしやるのが正しいと思ふ。それで實際の貿易の取り扱いをしてゐるのに対して、あな

た方政府が直接タッチできないから、そういうやうなところをなにして、的確な状況の把握を願わなければ、こういうやうな制度があるから、日本の国としても利益を考へなければならぬといふのが当たらないことになりま。その点だけ

題でも、全然これは釈然としな。それから次にこの問題、それから先ほど言われたいろいろの問題でもそうですが、まずその問題についてお答え願いたいと思います。

○立川説明員 たいまお話のありました家畜の内臓についてでございますけれども、御存じのように口蹄疫その他の関係がございますので、現在中共から輸入できますものについては煮沸したものに限るとい考え方をとっております。冷たいたしまでも口蹄疫その他の病疫につきましましては心配がございまして、冷凍物については一応現在輸入を認めておりません。

○広沢(賢)委員 そうすると、ここに書いてある事実はどうなんでしょうか。全部相談して輸入を始めた、もう荷揚げした、そうしたら待ったがかかったという問題について、どうなんでしょうか。

○立川説明員 その事実については、私たちはその輸入を始めた方に、現在われわれは、先ほど申し上げましたように冷凍いたしましたものにつきましても輸入ができないというふうにご考えておりますので、それを解除いたしました輸入をしてよろしいというふうに言ったように聞いておりません。

○広沢(賢)委員 それでは、アメリカやフランスから輸入している同一商品は、湯通しして無税であるという事は事実ですか、どうですか。

○武藤政府委員 アメリカのものも煮沸すれば二五％という事でございまして。

○広沢(賢)委員 アメリカのものも煮沸すれば二五％というけれども、ここにはやはり冷凍品は無税であることとなっておりますが、どうですか。

○武藤政府委員 煮沸したものは二五％になります、煮沸してない冷凍品は一〇％だと思っております。

○広沢(賢)委員 これは私は質問を頼まれてこういうことをお聞きしているのですが、口蹄疫の問題についても、あれは農林省の役人ですね、行って、帰って、相当証明したことを、この前横山委員がここでもって質問しました。この問題について

てもまだ全然片づいてないけれども、これはどういうわけですか。

○立川説明員 たいまお話のございました中共の口蹄疫の問題でございますけれども、確かにお話のございましたように二回調査団が派遣されて、向こうの事情を調べたことも事実でございます。それによりまして、戦前なりあるいは従来いわれておったよりか、中共における衛生状態が非常に改善されておるとい御報告も出ておるわけでございます。ただ、その報告の内容につきまして、しからばそれだけで従来の伝染病予防法の観念からいたしまして、口蹄疫の心配がなくて輸入してよろしいかということにつきまして、その報告を受けまして国内におきます学識経験者の方々、ことに獣疫関係の方々に御相談をしたわけでございますけれども、現在までの段階での資料で十分だというふうには判断するにまだ尚早ではなからうか、そういうことで、さらに向こうにおける口蹄疫その他のつきましの状況、ことにどういう型のウイルスであるのか、それをどういうワクチンでやっておるか、どういう判断をしておるかというふうないろいろな資料について要請をいたしまして、その資料が整った場合において、それによつてはたして輸入すべきかどうかという事を判断するのが適当だ、そういうふうにご考えまして、そういう資料がない前に輸入を認めるといことは早計だというふうにご考えて今日まで至つておるわけでありまして。

○武藤政府委員 先ほどの説明、ちょっと補足させていただきます。

税率の話でございますが、胃と腸につきましては無税冷凍品、そういうことになります。

○広沢(賢)委員 私の聞いていたのは、初めから内臓だと言っているのですから、胃と腸は内臓なんです。

そこで、その問題を詳しく追及するより、私の主とした質問の目的は、つまり、口蹄疫でも、長いこと、いいと言ったり悪いと言ったりしてずつと引っぱつてしまふ、それから生糸の問題について

でも、韓国のは入れておいて、それからあと国内生糸業、養蠶業のほうからいろいろ考えなければならぬということ、これもずつと引っぱつてしまふ。国別にやるのはむずかしいから物品別にいろいろ考慮すると言つていながら、今度一番焦点になつてゐる、大豆と鉄鉄のあとと焦点になつてゐる生糸についてもこういう状況だし、総理大臣は先ほどわりあい否定的な意見も言つておられるということになる、これはどこまでがほんとうの理由なのか、どこまでが政治的理由なのか、わからなくなつてしまふのです。そういう状態だから、物でもって商品別にやつては、あとと問題がずつと残つてしまふということわれわれは強く主張するのです。

そこで、関税局長にお聞きしますが、中国を便益関税国として、政令によって引き下げ措置を行なうことは可能ですか。

○武藤政府委員 いまの便益関税という制度でございまして、まずガット等でお互いに代償を出して譲許した関税がございまして。この譲許した関税はガットの加盟国に適用されます。それから二国間の条約でもって最惠国の待遇を与える、こういうところにも適用されます。それからその次に、ガットにも入つていない、二国間条約にもない、あるいはガットで三十五条を適用される、そういうグループの中で国交があるというものがございまして。そこで、実際にそういう国の中で、日本に対して差別待遇はしていない、そういうものにつきましましては便益関税適用国に指定してゐる、そういういたしております。

○広沢(賢)委員 こういうことなんです。大体それはわかりましたけれども、もう一回聞きますけれども、政令でいろいろ手続はあるけれども、法律的には政令でやるという事は差しつかえないことなんでしょう。いいですか。差しつかえないことなんでしょう。

○武藤政府委員 いまの関税の体系から申しますと、したがいまして、国交のない国を便益関税の適用にあげるといことは根本的に問題がある、

そう思つております。

○広沢(賢)委員 私が念を押したのはどういふことかという、あなたのほうの課長さんですが、政令で行なうことは可能だといふことを言つておられるはずなんです。それは、政令によつて行なうことが可能だといふことは、法律的にですよ。それはどうですか。

○武藤政府委員 いろいろな問題がございまして、先生が御質問されてゐるところは、そういう問題を無視して、便益関税の国のところへ中共といふことを書くことができないのかどうかといふ御質問だろつと思ひます。

○広沢(賢)委員 政令で……。

○武藤政府委員 その問題につきましては、ほかのいろいろな問題ももう御承知だろつと思ひますから、その関税率の体系とかそういうことは抜きにいたしまして、そこでそういう問題を無視して、非常に抽象的に申しまして、政令で中共と書くのはできるかできないかといふ問題にしばらく戻すと、それは非常に問題がある、そういうふうにして思つております。

○広沢(賢)委員 何で問題があるのですか。非常に問題があるといふのは、具体的な中身をお聞きをしたい。

○武藤政府委員 これはなかなかむずかしい問題でございますが、承認してないところを国といふことで扱ふのがいいかどうかといふことにつきまして問題があるといふことでございます。

○広沢(賢)委員 これはきわめて重大な問題です。笑ひごとじゃないのです。笑つてゐる人は国の利益を考へないと思ふのです。なぜかといつたら、日中貿易といふのは、古井さんがあんなに一生懸命になつてやうやくLT貿易をつないできた。これは一年の期限ですよ、前はずつと長かつたが、先ほど大蔵大臣もおっしゃつたとおりです。そういう状態で中国貿易といふものは危機にある状態なんです。その危機にある状態に前向きにいかないで、だんだんだんだん、今度の関税率

の改正でも、品目が貿易するに従って広がっていくような場合、どんどん抵触するものが出てくる。それで品目別に、一番大きい生糸ですら明らかでないということになれば、これは大問題としてやはり真剣に取り組まなければならぬ問題です。そういう場合に何か方法はないかということ、真剣に聞いているわけなんです。そうすればそのところへ、ただその政令にそういうことばを入れていいのかどうかという問題になる。これは北朝鮮も同じだし、その他の未回復国もみなそうだと思うのです。そういう場合に、何らかの措置がないかということをお互いに相談し合つて、これは問題だ、問題じゃないかといつてやる。私のほうから見れば、政令に中共と書いても何にも問題はない。それに対して、第三国なんか騒ぐ、こういう問題があるのではないかといわれております。これは、名委員長がもうこれでいいのではないかと言ふから私は留保して、それできょうはやめにしますけれども、この問題の決着がつかないければ、これはただでは済まない問題だと思います。

以上です。

○田村委員長 次回は、来たる十五日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

昭和四十三年三月二十三日印刷

昭和四十三年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局